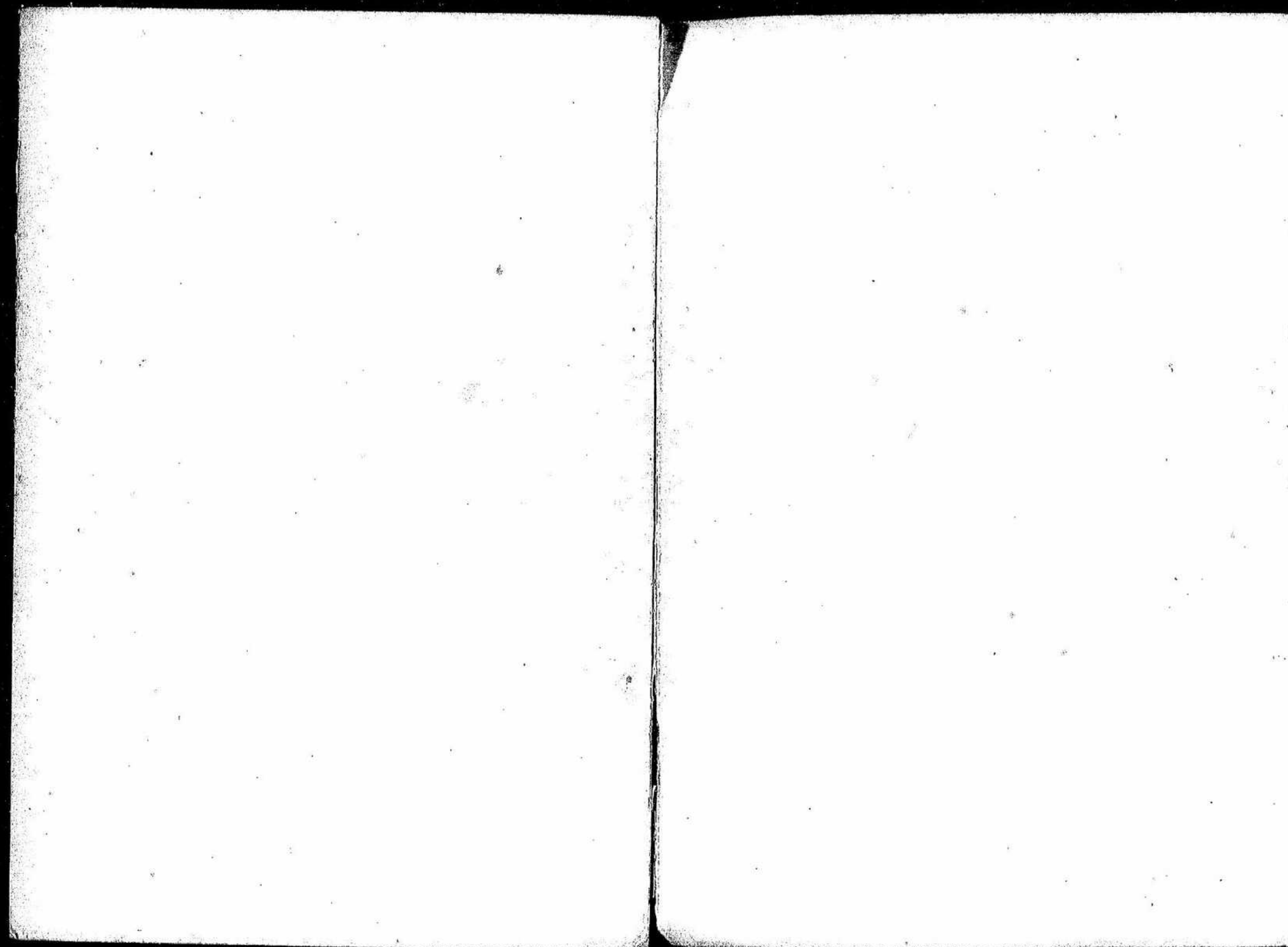


昭和二年十月

滿洲及西比利亞
地方に於ける
朝鮮人事情

朝鮮總督府內務局社會課





内閣文庫	
八二四五	一冊
和書	

334
138

滿洲及西比利亞
地方に於ける

朝鮮人事情

緒言

第一章 朝鮮人移住の沿革

第二節 總説

第三節 鴨綠江對岸西間島地方

第四節 豆滿江對岸北間島地方

第五節 奉天地方

第六節 吉林地方

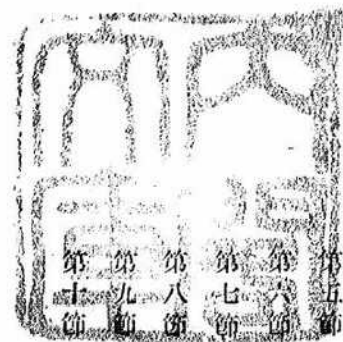
第七節 東支沿線地方

第八節 南部島嶼里地方

第九節 黑龍洲地方

第十節 齊々哈爾地方

第十一節 東蒙古地方



三 三 三 〇 八 七 六 五 四 三 三

第二章 戸口及其の分布の状況並職業

第一節 戸口及其の分布	一四
第二節 職業	一六

第三章 生活状態

第一節 總説	三八
第二節 安東縣地方	三九
第三節 奉天地方	四二
第四節 長春地方	四三
第五節 柳河縣地方	四五
第六節 吉林地方	四八
第七節 北滿洲地方	四八
第八節 北間島地方	五〇
第九節 西北利亞特に南部烏蘇里地方	五三

第四章 教育

第一節 總説	五八
第二節 豆滿江對岸北間島地方	五九
第三節 鴨綠江對岸西間島地方	六〇
第四節 奉天鐵嶺及其の奥地方	六三
第五節 吉林地方	六六
第六節 北滿及東蒙古地方	六九
第七節 西北利亞特に烏蘇里地方	七〇

第五章 宗教

第一節 總説	七七
第二節 鴨綠江對岸西間島地方	七七
第三節 奉天附近及其の奥地方	七八
第四節 吉林地方	八〇

第五節 北滿地方……………八二

第六節 西北利亞特に沿海州地方……………八一

第七節 豆滿江對岸北間島地方……………八六

第六章 衛生……………九二

第一節 總說……………九二

第二節 南滿洲に於ける衛生狀況及醫療機關……………九七

第三節 北滿洲に於ける衛生狀況及醫療機關……………一〇〇

第四節 吉林地方に於ける衛生狀況及醫療機關……………一〇三

第五節 間島に於ける衛生狀況及醫療機關……………一〇六

第六節 間島に於ける牛疫及其の豫防施設……………一一三

第七節 東部西北利亞に於ける衛生狀況及醫療機關……………一二五

第七章 産業……………一二六

第一節 總說……………一二六

第二節 間島地方に於ける農業……………一二六

第三節 滿洲に於ける水田事業……………一二九

第四節 奉天附近に於ける鮮人農家の小作慣習……………一三四

第一緒言……………一四四

第二 小作契約書……………一四五

第三 小作の種類……………一四八

第四 轉租……………一五二

第五 保證人……………一五五

第六 小作料……………一五九

第七 公課及其他の負擔方法……………一六八

第八 耕作資金の貸付……………一七〇

第九 小作の終了……………一七九

第十 結言……………一八二

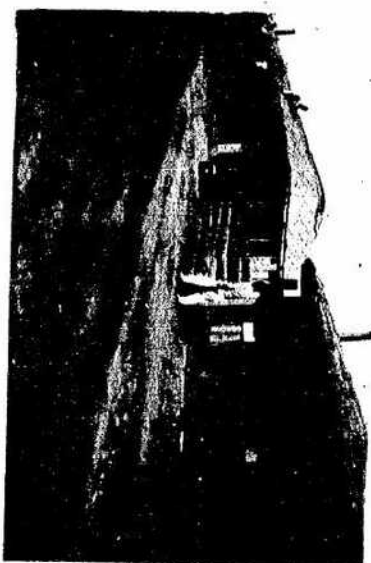
第五節	鐵嶺地方に於ける水田耕作状況	二三
第六節	間島及輝春地方水田經營状況	三五
第七節	吉林總領事館管内水稻事業	三九
第八節	北滿地方水田狀況	四一
第九節	齊々哈爾地方水田狀況	四八
第八章	金 融	五九
第一節	總 說	五九
第二節	滿洲に於ける金融狀況及金融機關	五九
第三節	間島朝鮮人民會金融部	七三
第九章	自 治 團 體	八〇
第十章	國境外在住朝鮮人保護撫育の狀況	八六

(朝鮮は刺七民住) 街市村井龍島間



高梁栗成育の状況

(歩町五子街面總) 田 水 の 洲 蒲
(石萬百二均覆板)



朝鮮人部落



人作小人鮮と主地人那支

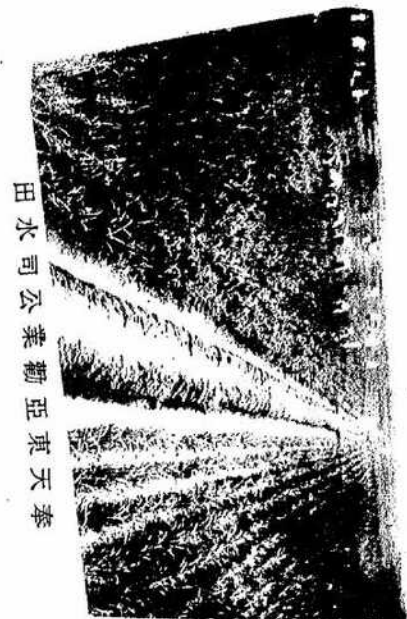
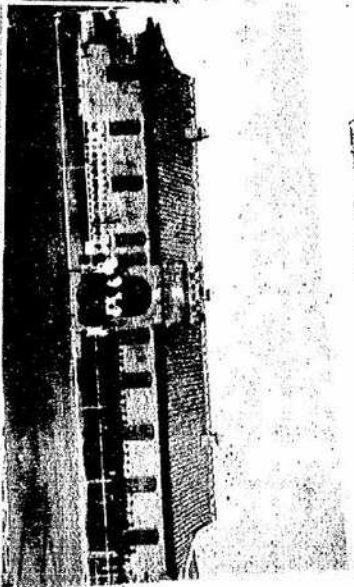


同上

(近附村井龍島間) 況状の育成稻水島間
 (佐 城 土)



(立私) 校學東明縣龍和島間

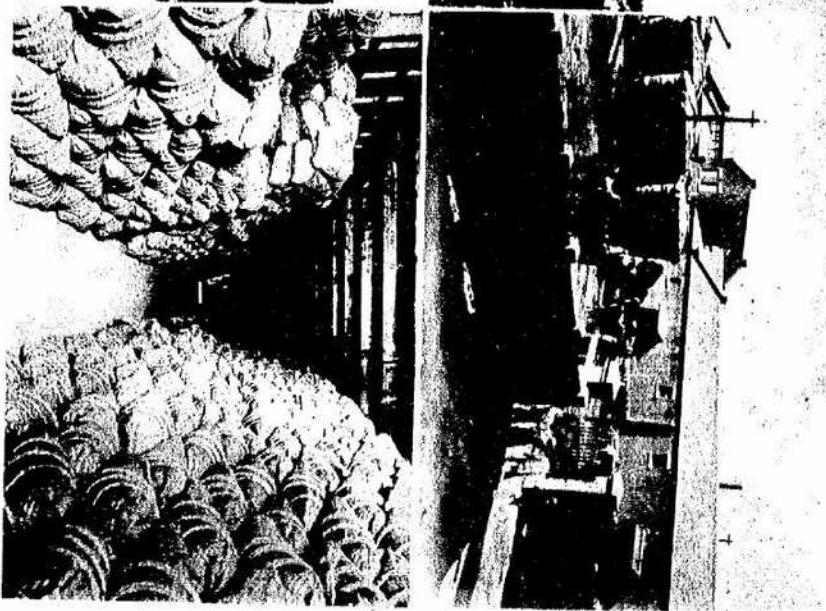
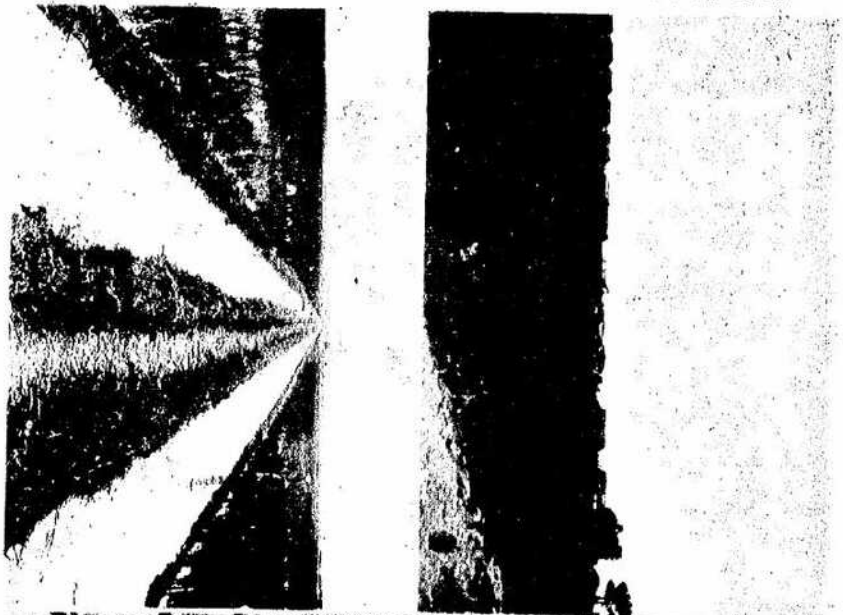


田水司公業勸亞東天奉



(るけたに方地島間) 野平街子局島間
 (半の歩町或十二地勢) 地有所の人類類に多

蒲湖奉天附近小作人水田

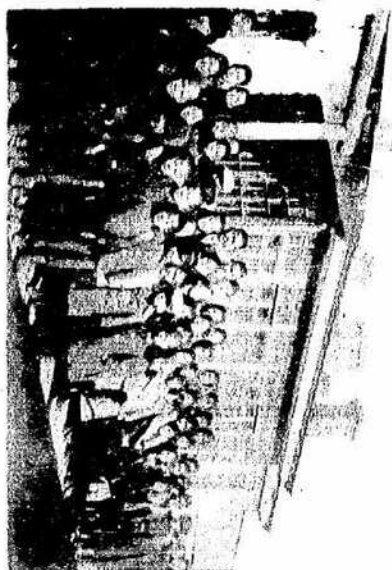


東亞勸業製米所 同上 三斗儀

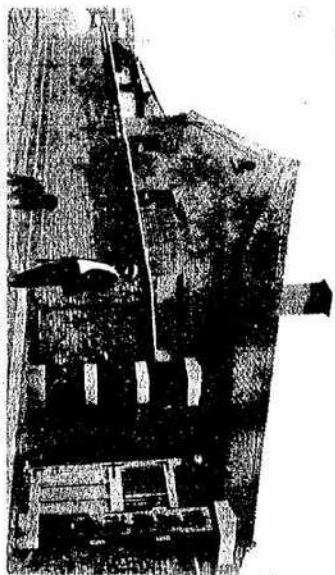
校長 蒙正 白長



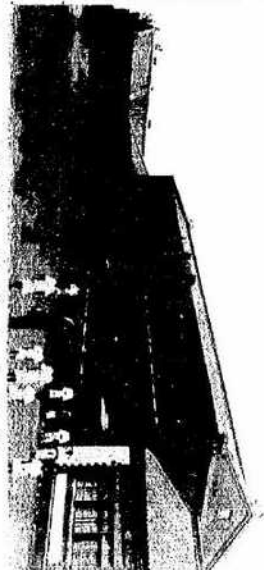
校學實英ソビルハ



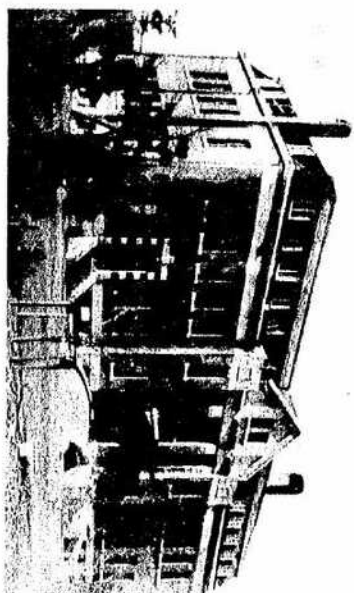
所張出村共龍社會式株殖拓洋東
(す 稻と倉 濟 敷 名一)



(立公) 校學央中島間



在 瀋 朝 住 人 朝 鮮 視 察 圖



間 島 病 院

朝 鮮 人 部 落

滿洲及西比利亞 地方に於ける 朝鮮人事情

緒言

南北滿洲及西比利亞地方移住朝鮮人の總數は十三萬四千戸七十四萬人に達す、之を十年前の調査に比較すれば二倍の増加なり。

元來朝鮮人の移住は古き歴史を有すと雖、韓國併合後殊に移住旺盛となりたる爲め朝鮮總督府に於ては彼等移住後に於ける生活を慮り、可成之を引留むる手段を講じたることもありしが、未だ曾つて積極的に朝鮮人の移住を奨励したることなし。然共朝鮮に於ては既に滿洲方面に移住したる親族又は知己共他より、該地方の農耕極めて有望にして生活亦容易なることを傳聞し、年々自發的に移住を策する者著しく増加せり。就中間島琿春地方は帝國領事館の保護行届き居る爲、在住朝鮮人の生命財産比較的安全にして、常に朝鮮人の最も多く移住する處なり。加之本地方は支那人口至つて稀薄にして、且廣大なる耕地ある爲支那人は孰れも朝鮮人小作人を歡迎し、朝鮮人も亦勤儉力行して相當貯蓄を得たる後、土地を

二
所有するに至りたる者尠からず。中には間島地方の地價低廉にして農耕に適することを知り、朝鮮内に於ける所有地を賣却し眷族を同伴して、間島に移住したる後地主又は自作農となるものあり、而して今や其の數五萬九千三百戸人口三十五萬六千人に上り、所有土地面積約九萬二千町歩餘に達し、支那人の所有土地（十萬四千五百町）に比肩し、永住的地盤を築くに至れり。又西伯利の曠野と南北滿洲の沃土は絶えず朝鮮人の移住を歡迎しつゝあり、近來敦化額穆縣地方に於ては、支那人地主が新移住朝鮮人を翫ひ合ふの状態にして、漸次牡丹江及松花江下流々城に進展するの趨勢なり。西伯利地方は未だ詳細なる調査行届かざるも在住者の密度極めて稀薄なるが故に廣大なる水田可耕地並未墾地の存在を推知するに足るべく、敦化額穆方面は交通機關の發達と共に、移住朝鮮人の將來に嚮望する處甚だ大なりと謂ふべし。左に最近調査したる各種の統計並に其の實況を示し、本府に於ける在外朝鮮人保護撫育の概況を記さんとす。

第一章 朝鮮人移住の沿革

第一節 總 說

愛親覺羅氏興つて大舉南下を企つるや、滿洲を封禁の地と爲し朝鮮人、漢人の侵入に備ふる處あり。西曆千六百二十八年清の太宗は鴨綠江下流橈盤より鳳凰城を経て、饒陽邊門、城廠門、旺清邊門に至る一線に於て防備を施したる史實あり。之れ明に十七世紀の當初より朝鮮人の滿洲地方に移住を圖りたる事實を證するものなり。

千六百二十六年清韓兩國間に江都會盟を締結し、長棚外の地に於て朝鮮人の居住を禁じ、一年三回棚を開て交易することとせり。此の移住禁止は凡そ十九世紀の中葉迄持續せしが、此の間竊に封禁を犯して侵入せる朝鮮人亦少からず。例へば鴨綠江流域地方に於ける採金遺跡の如き、撫順其の他の炭坑に於ける高麗坑の如きは、往時朝鮮人の稼行したる證明にして、遠く遼河を超へ或は露領沿海洲の一部に亘り、各地の鑛區を探索して金、銀、銅、鐵、石炭に至る迄、總て之を利用したるものの如し。

然れとも如斯は未だ以て近代的意味の移住と稱す可きに非らず。清朝の末期に至り滿洲封禁の威令漸く弛み、一面露領沿海洲に於ては朝鮮人の來住を歡迎し、特殊の保護を爲したる爲國境地方在住朝鮮人は爾來生計の途を求め、陸續として鴨綠江及豆滿江を渡り、永住的生活を彼の地に營むに至れり。今各

地方別に移住の沿革を擧ぐれば概ね次の如し。

第二節 鴨綠江對岸西間島地方

朝鮮人の鴨綠江對岸地方に移住するに至りしは、正確なる史實の徵すべきものなしと雖、數百年以前に於て清韓兩國人民鴨綠江の兩岸に跨り雜居せるものの如く、李朝正祖九年（西曆一七八五年）兩國人間に屢々紛争を構ふるに依り、爾來互に鎖國主義を取り沿岸には兵員を配置して、相互に越境者を取締ることとせり。後憲宗十一年（西曆一八四五年弘化二年）鎖國令漸く廢弛するや、北鮮地方民は官憲の苛政に苦しめると、其地穩確にして、收穫少きと因り、封禁を破りて對岸に於ける處女地を開拓するもの漸く多きを致せり。哲宗十二年（西曆一八六一年文久元年）渾江流域地方に於て、支那人の盛に採木事業を營むに當り、當初後夫に加入するの目的を以て越境したる朝鮮人は、伐木地方の地味肥沃にして且其の開墾の容易なるを見て、農業に従事する者あり、遂に朝鮮人の部落的移住を爲す者あるに至れり。李太王六年（西曆一八六九年明治二年）西鮮地方に凶歉あり、飢饉に瀕せる朝鮮人先を争ふて越境し、移住朝鮮人の數頗る増加せり。翌年之等移住者保護の必要を認め、平安北道府吏は政府の命を待たずして、鴨綠江對岸地方を二十八面に區劃し、之を江界、楚山、慈城、厚昌の四郡に分屬せしめたり。其の後面の廢合を行ひ、李太王二十六年（西曆一八八九年）に於ける行政區劃は、江界郡に屬するもの十一面、慈城郡に屬するもの四面、楚山郡に屬するもの七面、碧潼郡に屬するもの二面、計二十四面と

爲せり是より先李太王十七年（西曆一八八〇年明治十三年）朝鮮政府は經略使魚允仲をして對岸地方移住鮮人の狀況を視察せしむ、當時輯安縣のみに於て約一千戸ありしと。李太王光武元年（西曆一八九七年明治三十年）朝鮮政府は徐相懋を西邊界管理司に任じ、對岸一帯地の朝鮮人を保護せしむ。即ち通化縣は八道面外十一面に、懷仁縣を祥和面外十一面に、寬甸縣を水上面外三面に、興京府を旺清面外一面に分轄せり、當時の朝鮮人在住者約三萬七千人なりき。明治三十六年管内に郷約を設け、李容泰を郷約長に徐相懋を副郷約長兼務とし、次て李完求（元輯安縣朝鮮人會長）を任命せしが、隆熙元年（西曆一九〇七年明治四十年）間島問題の解決と共に、明治四十三年郷約を廢し對岸に於ける移住鮮人自治制度を認めしむ。

第三節 豆滿江對岸北間島地方

朝鮮人の北間島地方に移住せる沿革は文献具はらず逸然として稽ふ可らずと雖、李朝仁祖六年（西曆一六三八年）以來清韓兩國間の緩衝地帯として互に犯すことなからしめ、人民の越江私鬬を禁じ肅宗三十八年（西曆一七二二年）島喇總管穆克登は康熙帝の命を受け、白頭山上定界碑を建てたるに徴するも、當時既に朝鮮人の移住往來に付曲折ありたること疑なし。而して北鮮地方民は官吏の誅求と天然の不利とにより、對岸地方に渡江移住し一八八三年（明治十六年）殊に西北經略使魚允中が、北鮮視察の際越江禁止制度を撤廢せし結果、公然相率きて渡江し隨所に居を構へ、開拓に従事し生活の安易を求め

六
つありしも、吉林將軍吳大澂が、豆満江東北の荒地を開拓せんとするに至り、始めて移住朝鮮人の多數なるに驚き其の耕地を奪ひ、城外に追放し、殘留を望む者には辨髮の上歸化すべきを命じ、朝鮮人は悉く改風易俗を強要せられ、横暴に至るなき結果、移住者の數著しく減せり。然れども中には有ゆる請求に甘従し、苛酷を忍び以て土地豐饒の慶澤を享けむとせし者も亦尠からず、其の後北清事變（明治三十三年）に際し露國軍兵局子街を襲ふや、支那人の大部分は吉林に避難したる爲更に朝鮮人の移住する者を増加せり。露國軍兵引上げ後も支那人は其の數少きの故を以て、強て朝鮮人に歸化を慫慂せず、寧ろ小作人として之を便役し開拓の實を擧げるに努めたる結果、漸く定住者續出し次て吾が統監府派出所を間島に設經し、日韓協約成り更に韓國併合成るや移住者益増加し、以て今日の如き盛況を見るに至れり。

第四節 奉 天 地 方

明治三十九年（西曆一九〇六年）平安北道碧潼郡金時頼なるもの、初めて渡來開墾事業に意を注きたる結果、平南北慶南北の農民漸次來住し或は荒蕪地を買収し、或は支那人の小作人となり、農耕に従事す。當時の奉天都督趙爾巽は、朝鮮人の難居に關し奏して曰く、朝鮮人はして昔時高麗末年に流寓したりものは、我が國籍に屬するにより今日流寓する民も亦後日我が國籍を取得する民たらざることなし、之を外人と同視すべきに非らずと、之より朝鮮人の來住頗る増加し、殊に安奉線開通以來奉天地方

と朝鮮間との連絡密接となり、更に移住の趨勢を促進せしめたり。

遼陽縣に初めて移住朝鮮人を見たるは大正三、四年頃にして、其後次第に増加せしが支那人は朝鮮人に對し土地の永續的貸付を好まざる爲、移住朝鮮人に永住の意志を缺き遂に奉天及新民府方面に轉住するに至れり。

新民縣に移住者の増加したるは、奉天水利局に於て運河の水を以て灌漑に供したる以後に屬す。殊に大正十一年奉天に東亞勸業株式會社設立せられ、新民縣公太堡、吳家荒方面に於て水田を經營するや、本農場の小作人として入り込むもの接續し、或は其の附近に於て別に水田を經營するものを見るに至れり。

撫順縣に朝鮮人の來往したるは、明治四十三年頃平安北道義州郡宋秉柱、金萬里が農耕を目的として他家屯に來住したるを最初とす。

柳河縣に朝鮮人の初めて移住したるは、西曆一八八三年（明治十六年）李太王二十年（金華龍等數名の農夫、通化より小灣溝を経て來住したるに始まる。其の後西曆一九〇九年（明治四十二年）に至り、水田の有望なるを認めて、移住者頗る増加せり。

第五節 吉 林 地 方

吉林朝鮮人の移住史に就ては確實なる記録なきも、四十年前山人蔘採取の目的を以て、咸鏡南道の者

樺甸縣に入り込みたるを嚆矢とす。其後明治二十八年末には、約百二十三人の移住者を見、更に又約十五年、前北間島より水稻試作の目的を以て來住する者あり。大正二年頃より漸次其の數を増加し、敦化、額穆、樺甸、盤石に於て農業に従事するもの三千八百八十人を超へんとするに至れり。大正九年南滿一帶に於ける旱魃は鮮人の轉住を促し、吉林地方に來るもの激増し已に二萬五千人に達せり。長春附屬地に來りしは大正三年頃商業の目的として來住したるを嚆矢とす。其後吉長、東支南線附近に農業經營者の移住を見るに至れり。

第六節 東支沿線地方

古史漢として信す可らずと雖、上古檀君の一族は肅慎の首都寧古塔ニグタに覇を稱へたりと、降つて高句麗の威令大に行はれたる頃、寧古塔及東京城一帶の地方は總て朝鮮民族の割據せし處にして、現今之等の遺跡古墳極めて多し。

寧安縣廳の古き記錄に依れば、今より百七十年前東京城を中心として約四千名の朝鮮人居住し、其の勢支那人を壓倒せしかば歸化鮮人の外は悉く之を退去せしめたりと記すと謂ふ。又曰く寧古塔在住支那人の五分の一は、何れに朝鮮人の血を享けたるものなりと。

清朝は之等朝鮮人の勢力の畏る可きを知るや、一時之が來住を阻止するに努めたりと雖も、其の晩年に及び封禁の威令弛廢するや、間島方面より到る者漸次増加し今より二十五年前新韓村を形成す、殊に

近年阿片の栽培、水稻の試作大に有望なること喧傳せられて以來、北滿移住鮮人の増加著しきものあり。

水稻の試作に就ては大正六年頃穆陵在住鮮人安孔根が、北海道種小田代を移植したるを嚆矢とす。其後牡丹江一帶の流域地方に擴張せられ、今や既經水田七千町歩に達すと云ふ。今各地別に詳述すれば左の如し。

哈爾濱地方 距今三十年前既に移住せしものありしと雖、是等古參者は離散し死亡して、今又た尋ねべき跡なし。現住者中最も古きは二十七年前の移住者にして、是等は一九〇〇年東支鐵道工事中露領及北鮮地方より來て、勞働に従事し工事の終了と共に隨所に居住して、農耕就中粟の栽培に従事したるものに係り、其の後各地より主として粟の栽培、取引の爲集まる者及之等に附隨して料理屋、宿屋營業者の集るのあり、中には政治的不平黨も混入して、所在跳梁を逞ふし殊に露國革命以來は、沿海洲方面より避難せる者尠からず、其數著しく増加せり、近年に至り東支沿線地方に於ける水稻の業の有望なること宣傳せられ、朝鮮及南滿より來住するもの増加す。

一面坡地方 距今七年前全敏赫なるもの、料理業經營の爲南滿より移住したるを始めとし、二三年來同賓縣に於ける農業に従事する爲西比利亞、南滿より轉住者増加し、將來益々増加の傾向あり。

寧安縣地方 大正五年頃慶尙南道より具郷淑なる者、海林に來り磨刀石に於て農業を營み、同時に又

崔桂華なる者寧古塔に來り、附近の土地を買収して農業を營みたるを以て、同地方に對する朝鮮人移住の先驅とす。其の後耕地肥沃水利良く且交通便利なること漸く朝鮮内地其の他に周知せらるゝや、續々として來住し大正九年末に於ては縣下を通じて移住朝鮮人の數三千人に達し、更に十五年末に於ては海林附近一萬五千人寧古塔附近八千人を算し仍増加の傾向に在り。

第七節 南部烏蘇里地方

西曆一八五三年即ち今より六十九年前咸北の韓一歌なる者「南部烏蘇里ボシエツト」に來住して、農耕に従事するを以て沿海洲に對する朝鮮人移住の先驅とす。

一八五八年露國は北京條約により「ウスリー」以東の地域を占有し、一八六〇年更に「ウスリー」以南を獲得し、北鮮地方と國境を接したるも、露國は敢て朝鮮人の來住を好まず、内心歡迎の風あり。一八六三年朝鮮人十三戸初めて「ボシエツト」兩岸に移住す。一八六七年には「チ、ンヘ」居住朝鮮人二十五名は協議の結果咸北鏡城郡に於て、露領移住者を募集し其の志望者八十戸を得たるを以て、之を引率して歸還の途に就けるも、途中韓國政府に阻止せられ遂に該募集者は各地に散在し、其の一部の人民は越江して「ノウオ、キエフスコエ」を中心附近に定住したるなり。

一八七二年（五十年前）には「バラバシ」管内に、約二十戸の移住を見たり。一八六九年同七十年咸鏡南北道の火凶作に遭遇し、同地住民は生活難の脅威を受けたる爲、之が安定の地を求めんとし農業

又は勞働の目的を以て、南部烏蘇里一圓並尼市を中心「ラズドリノエ」、「ベニヤシン」、「シコトワ」地方に來住したるもの多し、而して其の後多少増加しつつありしが「ゴンダマツ」總督に至りて露國は人口稀薄なる西伯利開拓の爲に盛に西部露西亞人及鮮支人を誘致するを利なりとし一八八四年（三十九年前）鮮人に歸化を許し之に對して本國人と等しく、一戸に付土地十五「デシヤーチン」（一デシヤチンは四町一畝餘）を附與し、尙各地に學校を設立し教育を奨勵し、之に歸化鮮人子弟を入學せしめたり。西比利亞地方は土地肥沃にして到る處に無限の曠野あり、生活非常に容易なるに加へて前述の如き保護ありし爲、來住者相踵き殊に歸化を願出づる者頗る増加し、南部烏蘇里一圓並尼市附近隨所に朝鮮人部落を形成するに至れり。

其の後に至りても年々移住鮮人増加しつつありしが、一八九三年（三十年前）各地に馬賊跋扈したるを以て、之が避難の爲所在故在の朝鮮人は安全地帯を求め「ハチナヤ」を中心に「スバスカヤ」、「スイヤギノ」、「シマコーフカ」、「グノリリシグ」等に集合定着して今日の部落をなせり、日下水稻地の中樞たる「グロデコン」は今より三十一年前咸鏡北道吉州郡、明川郡より孫許の兩名「ボララフスキー」附近に移住し來り、此處を木花村「鮮名モカシラケ」と稱へ、居住したるを嚆矢とし、爾來引續き移住者増加したるものなり。其の後特種の移住者を見ざりしも、明治四十三年日韓併合後不逞の徒輩にして鮮内地の嚴なる取締を忌避したる者、或は激變しつつある故國の文化的生活經濟上の壓迫に順應する能

はざる落伍者の、安住地を求めて移住するもの順に多きを加へ、此の時代より都會たる浦潮、ウラシマ、ニカラク、尼市に來住し大正四年頃よりは、更に阿片の栽培に便なる尼市「スバスカヤ」の奥地各所に、點々小部落を形成し同時に又之が取引地たる浦潮、尼市に阿片取引者及之を顧客とする料理屋、飲食店、旅館業者の類多數來住し以て今日に及べり。

第八節 黒龍洲地方

千八百七十一年露國はボシエツト區に來りたる鮮人四千人の内四百三十一人を、アムール洲ブラゴスラツエンヌエ村に移住せしむ。之に要したる費用一萬六千五百留は露國の負擔する處にして、何れも歸化せしめたる上一家族に對し百デシヤーチンの土地を與へ、所得税を免除し二十ヶ年間地稅を免除せり、其の後人口益々増加したり殊に千八百九十八年より翌九十九年に亘つてはグロデコフ總督の朝鮮人移住を奨勵したる結果は、ハバロフスク附近に沿ひ「ウギアノフカ」、「オシボフカ」及「アレキサンドロフスカ」等の村落成り、一面ゼーヤ金鑛地方にも朝鮮人多數入込むに至れり。

第九節 齊々哈爾地方

本地方最初の移住鮮人は詳かならず、大正三年八月黃海道生金銅礦なる者本省官立病院に傭聘せられ勤務の傍北極病院を經營せしことあり。其後大正十年三家族の來住を見しが大正十四年八月以來洮南昂々溪間の鐵道開通を目的に來住するもの増加せり。

滿洲里方面は今を去る三十年前、吉林省寧古塔方面より移住し、其後東支鐵道工事に雜役夫として渡來し、近年に至り南滿及哈爾濱地方より狩獵其他の出稼人として入込むもの漸次増加せり。

第十節 東蒙古地方

鄭家屯洮南白音太來方面に移住したる歴史は極めて新し、即ち大正十二三年來奉天、吉林方面に移住したる朝鮮人が旱魃の爲水田事業に失敗するや、東蒙地方水田有望にして生活の安易なることを傳聞し續々入込み大倉組農場、公濟號農場（東運動會所有）其他支那地主の小作人となりしもの二千人に達し水田面積一萬千二百町歩に達せり。

714

滿洲及西比利亞内の朝鮮人に就ては、之が調査の方便を缺くか故に、到底其の精細を知るに由なし。今日迄の間に於て調査し得たる處のものに依れば、滿洲内に於けるもの戸數九萬六千有餘、人口五十五萬餘、西比利亞に於けるもの戸數三萬有餘、人口十八萬八千人餘なるも、之等に到底其の全數と見ること能はず。廣漠たる山間奥地にして調査の行届かざる處に居住する者は、此の外仍頗る多かるべく、試に日韓合併以來大正十五年迄の間、新に滿洲西比利亞に移住したる朝鮮人の數を調査するに、二十九萬九千人に達し、同上年間の歸還者九萬五千人を控除し、尙二十萬四千人の移住定着者を算するが如き狀態なるを以て、世人一般に滿洲及西比利亞を合し移住鮮人約百萬人と稱する如きは、大體に於て正當に近き觀察なるべし。

(大正十五年申調)

[illegible][illegible]

大正	大正三	大正二	大正一	大正
北	計 其の他 西 北	計 其の他 西 北	計 其の他 西 北	計 其の他 西 北
四〇〇	六〇三 二八三 三三 九一九	六〇七 二八三 三三 九一九	六〇七 二八三 三三 九一九	六〇七 二八三 三三 九一九
三	六〇三 六八 五 九三三	六〇三 六八 五 九三三	六〇三 六八 五 九三三	六〇三 六八 五 九三三
一	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九
一	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九
一	一〇四 三三 一 七	一〇四 三三 一 七	一〇四 三三 一 七	一〇四 三三 一 七
三	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六
二六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六
二四四	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六
二九	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六
三	九七九 四七 七	九七九 四七 七	九七九 四七 七	九七九 四七 七
三三	八八 二二 二六 七三	八八 二二 二六 七三	八八 二二 二六 七三	八八 二二 二六 七三
三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三
三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八
五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二

大正九	大正八	大正七	大正六	
計 其の他 西 北	計 其の他 西 北	計 其の他 西 北	計 其の他 西 北	
四〇〇	六〇三 二八三 三三 九一九	六〇七 二八三 三三 九一九	六〇七 二八三 三三 九一九	京畿
三	六〇三 六八 五 九三三	六〇三 六八 五 九三三	六〇三 六八 五 九三三	患北
一	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	患南
一	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	八六 六三 一 九	奈北
一	一〇四 三三 一 七	一〇四 三三 一 七	一〇四 三三 一 七	奈南
三	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	慶北
二六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	慶南
二四四	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	黄海
二九	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	四四四 二二二 二九六 六六	平南
三	九七九 四七 七	九七九 四七 七	九七九 四七 七	平北
三三	八八 二二 二六 七三	八八 二二 二六 七三	八八 二二 二六 七三	江原
三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	一、三三 一、三三 一、三三 一、三三	咸南
三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	三、九八 三、九八 三、九八 三、九八	咸北
五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	五、二二 五、二二 五、二二 五、二二	計

[illegible]

滿洲及西比利亞其他在任朝鮮人戶口調

關東洲

(大正十五年六月調)

關 東 州	地 方 別	戶 數	人 口	備 考
		一六四	九七三	

奉
天
省

(大正十四、十五年中調)

館領名事	奉天領事館	遼寧省
地方別	遼寧省 新民縣 通遼縣 桓仁縣 興京縣 本溪縣 撫順縣	遼寧省 新民縣 通遼縣 桓仁縣 興京縣 本溪縣 撫順縣
戶數	一〇八三 四〇 二〇六三 二七七一 三九九〇 三三二 七四八	二一、五三 七四八
人口	五、五六六 一、三四四 二二、三四三 二一、七四〇 二二、七五五 一一、四六〇 三、八八〇	五、五六六 一、三四四 二二、三四三 二一、七四〇 二二、七五五 一一、四六〇 三、八八〇
備考	遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省	遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省 遼寧省

合	領事館	領事館									
	遼寧	遼北	遼南	遼西	遼東	遼南	遼東	遼南	遼東	遼南	遼東
	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
計	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣
	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣
	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣

領事館	領事館									
	遼寧	遼北	遼南	遼西	遼東	遼南	遼東	遼南	遼東	遼南
	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣	縣
計	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣
	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣
	遼寧縣	遼北縣	遼南縣	遼西縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣	遼東縣	遼南縣

總 合 計	合 計	滿洲里	齊齊哈爾	齊齊哈爾	領事館名
九六八五三	三〇九	三三	一八七	一八七	戶數
五五五九〇	七五四	八一	六五三	六五三	人口
					備考

西比利亞
(大正十五年調)

蒲 湖 縣	一八、四〇八	黑 龍 江 縣	一、五〇〇
ハ バ ロ フ ス ク 縣	一、五〇〇	計	一八、四〇八

而して之等朝鮮中市街地に居住する者は左表の如く極めて少く、其の他は總て地方に入込み隨所に小部落を形成す。

關東洲及滿洲
(大正十五年六月測)

地名	戶數	人口	備考
旅大 全 普 貌 瓦 營 大 遼 鞍 本 本 安 撫 開 鐵 四			
順 連 州 店 窩 店 日 橋 陽 山 天 湖 東 順 原 嶺 街	一九 三 四 八 八 五 八 五 二 一 八 二 一 四 三 三 五 七 八 六	二三 七八 一五 六 七二 三 二八 三 四 八 三 二 六 四 六 四 九 六 二 三 七	

西比利亞 (大正十一年調)

地名	戸数	人口	備考
公長吉龍局頭百理哈	三	一〇、一〇〇	
主	一六	一、四六八	
井	三	二、三三六	
非	一六	一、四六八	
子	一六	一、四六八	
道	一六	一、四六八	
草	一六	一、四六八	
附	一六	一、四六八	
實	一六	一、四六八	
附	一六	一、四六八	
市	一六	一、四六八	
尼	一六	一、四六八	
巴	一六	一、四六八	

地名	戸数	人口	備考
オケアンスカヤ	三	一〇、一〇〇	
ナデジンスカヤ	一六	一、四六八	
ボシエツト	三	二、三三六	
ノウキスコエ	一六	一、四六八	
ラズダリノエ	一六	一、四六八	
グロデコフ	一六	一、四六八	
スラビヤンカ	一六	一、四六八	
ムチナヤ	一六	一、四六八	
スバスコエ	一六	一、四六八	
スイヤギノ	一六	一、四六八	
クリノリンク	一六	一、四六八	
ベニヤーシン	一六	一、四六八	
ブラコエシチエンスク	一六	一、四六八	
ブラコスリチエノエ	一六	一、四六八	
ボチカレオ	一六	一、四六八	
スラプスキ	一六	一、四六八	
チ	一六	一、四六八	
アレキセーフスク	一六	一、四六八	

地方別	農業	宿屋	雜貨商	飲食店	農種商	繅米業	木工	日傭	醫師	教師	布教師	其他	無職	計
東・南部	一、七五	七	三	五	八	一	二	三	一	二八	三	七	一	一、四九
西・北部	九二	六	七	七	七	五	八	八	三	八	三	六	二	一、一九
西・南部	一、五七	二	六	五	九	三	八	七	一	二	四	六	一	一、四三
合計	四、七三	一五	一五	一七	二四	八	二六	四九	三	五九	九	六	三	四、九九

同興京縣地方

牧師	會計社員	通信及新聞記者	農業	商業	工業	飲食店及宿屋業	料理店	雜業	無職	計
一	二五	七	五〇	六四	七〇	一五	一六	六九	一三	四三
四	九三	二四	二七六	三三八	三〇五	七三	一九三	二六二	五五	一、六九九
一	一	一	六四九	一	一	一	一	一	一	六六八
一	一	一	三、四九八	一	一	一	一	一	一	二、五五七
一	一	一	四、五五五	一〇三	二	一	一	九六	一	六七六
一	一	一	二、五六八	四八四	五	一六	三八三	一五	一	三、五一八
一	一	一	二〇三	一	五	一	一	一	一	一、二二三
一	一	一	一、一九三	一	二四	一	一	一	一	一、二六六
一	一	一	一、三三三	一六	七	一八	一七三	一八	一	一、八九七
一	一〇三	一	七、五五五	八三	三、四四	八八	六六六	七五	一	九、九五五

職別	地方別		計
	戸数	人口	
官公吏	戸数 三六五	人口 六四六	撫順縣
教 師	戸数 一七	人口 一〇	
業 別	戸数 一六四	人口 六六二	本溪縣
職 別	戸数 一	人口 一	
計	戸数 四二九	人口 一六四	

[illegible]

鐵嶺領事館管内

職業別	鐵嶺	柳川分館區域	海龍分館區域	計	摘	要
官公	10	1	1	2	巡查巡捕等なり	
教士	1	1	1	3		
宿屋	8	1	1	10	朝鮮内地有資格者少し	
農米	2	1	1	4		
精米	9	1	1	11		
穀物	2	1	1	4	主として穀物仲買なり	
雜貨	2	1	1	4	民令役員、牧師、會社員、其他	
雜業	3	1	1	5		
無職	107	1	1	109		
計	137	7	7	151		

備考 無職は殆ど都市(主として滿鐵沿線の鐵嶺開原)居住者にして異常ならず

琿春領事館管内

職業別	戸数	従業者	家族	備考
-----	----	-----	----	----

旅人	1	1	1	
飲食店	1	1	1	
商店	1	1	1	
古物商	1	1	1	
雜貨行	1	1	1	
日稼	1	1	1	
農米	1	1	1	
工業	1	1	1	
獸肉販賣	1	1	1	
洋服店	1	1	1	
齒科	1	1	1	
屈藥	1	1	1	
藥種商	1	1	1	
計	13	13	13	

商埠地外は全部農業なるを以て調査の要なし

計	運送業	郵便配達員	理髮業	魚物商	ミシン會社員	鉛製造業	郵便局事務員	朝鮮人民會書記	朝鮮人民會長	教員	獸醫
二九三	二	一	三	二	一	一	一	三	一	三	三
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
一四〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一五二	六五	三三	一	一	一	一	一	三	一	三	一

職業別	戸數	従業者	家族	備考
醫師	一	一	一	
帽子製造業	一	一	一	
仲介業	一	一	一	
官吏	一	一	一	
豆腐製造業	一	一	一	
醫師	一	一	一	
印刷業	一	一	一	
木村商	一	一	一	
料理業	一	一	一	
金融組合書記	一	一	一	
宣教師	一	一	一	
耶穌教傳道	一	一	一	

以上は滿洲に於ける職業別の概要なり、其の西比利亞に於けるものに至ても、大體滿洲と差異なく、只西比利亞地方に於ては阿片事業盛なるを以て浦潮、新韓村に於ける七千餘人中の殆ど全部及「スパスカヤ」に於ける七千四百有餘の大部分は、何れも阿片取引者及之等取引者並地方に於ける阿片生産者を顧客とする飲食店宿屋雜貨商の類なりとす。

尙西比利亞に在て露西亞革命前に於ては金、石炭鑛に勞働する者一萬以上に達したるも、近年に至り地方の秩序全く亂れ鑛業は多く休止の姿なるを以て、之等朝鮮人鑛夫は何れも農業に轉せり。

第三章 生活状態

第一節 總 說

滿洲西北利亞に於ける朝鮮人往來移住の歴史は、第一章沿革に於て述たる如く頗る古しと雖、其の實際に於て所在生活の根據を構へ、民族的社會的に一種の勢力を形成するに至れるは、最近三十數年來に過ぎず。之等移住者中の大分部は、土地廣く且肥沃なるを開き無資力にて渡れる者なるに加へ、幾分は政治的不平等家の通れて此處に到れるものなるが故に、生活の基礎は始めより頗る不確實なるものに屬し、殊に移住朝鮮人は支那若は露西亞の國籍を取得せる者以外土地の所有權なく、又土地の借入に付ても種々の不利不便あり、生活費及農耕資金に付ては利率頗る高く食糧の如き春夏の交借入れ、秋收後之が倍額を返戻するを例とす、加ふるに支那官憲の誅求馬賊の掠奪あり、近年に至りては更に不逞鮮人に依り各種の強徴を受けるが故に、同地方の農耕地としての價值は朝鮮に於ける西北部地方の多くに比較すれば頗る優越にして相當に生計裕ならざる可らざるに不拘、今仍多くは困窮の狀に在り之一に概ね前述の如き事情に因るものにして朝鮮人中に殆ど資力家なく、地主金融主共殆ど支那人にして暴利を貪るの甚しきものあり。且朝鮮人來住の當時に在りては相當の條件を以て、荒地を貸與し、其の熟田と化し耕作容易にして、而も收穫少からざるを見るや、支那人地主は或は小作料率の引上を迫り、又は土地の

返還を求むる等迫害漸く甚しきを加ふるあり、其の結果朝鮮人は年來の勞苦に成る美田を棄て、多くの場合其の家宅迄も棄てて、他に轉するに至るあり。如斯漸次奥地に轉々移住して又新なる境地を開拓せざる可らざるもの多く、渡江後既に相當の歲月を経過せるに不拘、今仍吳下の阿蒙たるもの全く之等の事由に基つくと云ふを得べし。

尤も本章に困窮と稱するも、其の朝鮮内の下層農民に比すれば敢て格別の軒輊あるに非らず、奥地一帯は交通不便にして、生産品の販賣日用雜貨類の購買兩なから意の如くならず、殆ど自作自給の状態なるを以て、早魃其の他特殊の災厄あるにあらざる限り、食糧に窮する者は尠なし(但借入に依りて收穫の半を償還する者は尠ならず)此の點は寧ろ朝鮮内の下層農民に勝るの觀あり。

以下地方別に之が狀況を述んとす

第二節 安東縣地方

(1) 都會に於ける生活状態

安東市街内在住者の多くは、各種の商工業を營み又は被傭勞働に従事し、若は官公吏其の他俸給生活に従ふ。然れども其の所謂商工業の大部は、極めて薄資小規模のものに係り、他は押して知るべく官公吏其の他俸給生活者中の一小部及商工業者中の一小部分の外は、何れも生活に餘裕ある者尠なく概ね寧ろ生計困難の狀態に在り、被服は朝鮮内地と大差なく冬期嚴寒なる爲め上着チヨツキ、ツルマキ

(羽織)の裏面に毛皮を附し、男は「メリヤス」襦衣を用ゐる靴は西洋式を穿つ者少からず、結髪者は皆無にして帽子は邦人の使用すると同様の各種のものを用ひ、在來の帶紐に煙草入金巾眼鏡等と結び附くるが如き風習は殆ど見えず、即主要被服を除きたる一切の附屬品乃至所持品は、殆ど全部邦人使用のものと異る所なし、夏季に於ては日本服單衣を着用し、下駄を用ゆるもの頗る多し、殊に學校兒童は男女共然りとす、之等の現象は一は經濟上の關係と一は支那人に對し日本人としての優遇を求めんとする意に外ならざるべく、尙中流以上の朝鮮人は普通外出に洋服を着用すること、邦人の之を着用する割合に比し遙に多數なり、女子の服裝は朝鮮内地の風習と異なる所なし、食物は冬季二食夏季三食にして主食物は中流以上は米飯中流以下は、米及雜穀を混用す、釜鍋等は概ね日本式のものを用ひ、朝鮮式を用ゆるもの尠なし、家屋は日本式若は支那建を多少改造せるものにして、純朝鮮式に建築せるもの尠なし、尤之等改造のものと雖も炊事場溫火口等の改造、多くは不完全にして、一時的間に合せの狀態に在り、尙六道溝は工業地區にして各種工場に職工として傭はれ居る者多く、會社等は是等職工の爲に一定の宿舍を設け、食糧の如きは共同購入を以て比較的安價に提供し、貯金を奨勵し患者には鮮人醫師と連絡を採りて手當を施し、醫療費の幾分は各工場主に於て負擔する等、相當優遇の途を講じつつあるを以て、之等の職工は何れも相當の生活を営みつつあり。

(2) 地方に於ける生活狀況

地方在住朝鮮人の殆ど全部は、農を生業とし山間僻地の開拓に従事し、依て得たる收穫物の二割乃至五割は支那人地主(朝鮮人地主は少なし)に納入し、其殘餘を以て餘裕なき生計を營む者約八九割を占む、而も之等下層者に對しても支那官憲の誅求又は馬賊の掠奪絶えず、殊に數年來は不逞鮮人より獨立資金軍資金の名目に依て金品を強徴せられ、時に危害を加へらるるあり、爲に生計益々困難を感じ居住不安を覺ゆるに至り近年支那官民より小作料値上げ又は小作地返還を命ぜらるるもの尠からず依て同地方居住朝鮮人は或は朝鮮内地に歸還するあるも、多くは更に小作條件の有利なる奥地方面に向て轉住するの傾向にして、之が爲安東領事館内の朝鮮人は以前拾萬人なりしが、近年數萬人を減少せり。鴨綠江上流地方居住朝鮮人の生活狀況を観るに、被服は普通白木綿又は金巾を使用し、對岸朝鮮と異るなく冬服は之を春秋服に仕立替の上、着用する等の方法を採る者多し、尙一般斷髮者の如きは至つて鮮く、年少者及相當知識ある者に限り散髮を爲し居れり、而して良民にして旅行等の際鮮衣を纏ふときは不逞者の爲に迫害せらるるの慮ありとし、支那服を着用しつつあるもの尠からず、又不逞鮮人に在りては其の殆ど大部分日常支那服を着け居れり、食物は夏期三食冬期二食を普通とし包米、玉蜀黍、粟、馬鈴薯を主食物とし、漬物、辛味噌、蔬菜汁、胡椒の類を副食物とし、干魚麵類は祭祀日誕生祝等の外之を用ひず、頗る低級生活を營み居れり、而も生活上最も必要とする食鹽は支那政府の專賣に屬し、價格も廉ならず購入土にも至大の不便あり、一般の苦痛尠からず從て密輸入の如き

不正行爲を敢てする者往々あり、住宅は地方殊に氣候の關係並建築材料を得る上の便否如何に依り、多少相異あり上流長白縣臨江縣地方は、重に朝鮮咸鏡南道の奥地に於ける建築を則り、組木式にして長丸太材を横に積上げ、四隅を斧にて削り組み合せ、壁は内外兩面より粘土を以て塗り塞ぎ、保温に備へ家根は割木板（厚さ四五分）又は穀稈を以て被ひ、天井張等なし温突に「アンペラ」を敷くは、同地方朝鮮人中の上級生活に屬す。

輯安寬甸各縣地方は對岸平安北道内の農家の夫れと構造大差なく、至つて貧弱なるもの多く所謂堀立小屋式にして、釘其の他鐵材等を使用することなく、一族知己寄り合ひ建設するものなれば、至て不完全にして概ね三、四年乃至五六年の耐久力を有するに不過、之等の家屋の賣買價額は一戸二十四乃至五十圓を通例とするも、實際賣買せらるることは稀にして、退去移轉等に際しては概ね之を放棄する由なり尤も下流地方に於ては大工の手に依りて、建設せらるる比較的完全なる家屋あり、相當價格を以て賣買せらる。

第三節 奉天地方

奉天城内及撫順地方鐵道沿線居住の朝鮮人中には、穀物其の他の雜貨貿易業に従事して七、八萬圓の資産を有する者數人あり、其の外相當の土地を所有商租し、又は醫藥、旅館業、精米業を營み若は官公吏、教職員、會社員として中流以上の生計を營む者あるも、其の數之亦極めて少く職業別戸口に於

て農業に置いて比較的多數を算すと稱せらる、賣藥商、大工、木挽、鍛冶其の他の雜業者に至ては、多くは殆ど生計に餘裕なく、其の日の糊口にさへ窮する者尠からず。

衣食住の狀況は安東地方に於けると大差無く、只奉天に至て更に支那の色彩を加へ、白衣黑冠の朝鮮服裝は之を見ること稀なるの現況なり。

而して奉天地方在住者中九割六分の多數を算する農民の生活狀態に至ては、前節及後數節に述ふる所と格別の差異なし、然れども奉天の奥地一帯在住者中の多くは、同地方の農耕適地たるを傳聞して、最近數年間に朝鮮内地より渡來せる者なるを以て、（朝鮮内地より移住者を招き其の間私利を博せんとする者大正六、七年の間に一時に萬を以て數する多數朝鮮人の來住を見たり）未だ生活の基礎整はず之に加ふるに大正九年十四年の旱害あり爲に今仍生計の困難を感じる者他地方の夫に比して頗る多し。

第四節 長春地方

(1) 都會に於ける生活狀態

長春在留の鮮人は全部我附屬地内にあり（附屬地外にあるものは僅かに十二名にして此點著しく奉天等と異り吉、長、東支、南滿孰れの線に依るを不問汽車にて當地を通過せんとするもの必ず常に附屬地内に入るを要すればなり）從來總て直接間接阿片に依り生活せりと云ふも誇張に非らず。

生活狀態は何れも良好にして、多く日支露三ヶ國語の孰れかに通じ、世界の大勢外交政治事情に興味

を持ち、新聞雜誌を讀み又相當の識見と計畫を有するものあり、各員團結互助の精神に富み當地方の奥地及吉林附近特に樺甸縣、哈爾濱附近雙城堡乃至撫松縣敦化延吉方面在留鮮人とも聯絡あり、而して長春在住朝鮮人の大半は宿屋料理屋に依て生活する奇現象を呈す、這是全く當地が南北滿洲の阿片密輸仲介の地位に當り、密輸の商議及收益の消費に使なるに因るもの、如く、而して他に比較的注意に値ひする職業は貿易商及雜貨商なるも、是等は相當地位と資産を有する僅少の鮮人によりて又經營せられるは阿片密輸の結果稍々富を成し得たるも、近時我檢舉の峻嚴を加ふると共に正業に就くの安泰有利にして、且つ其現地位を保持し得る所以なるに想到し、頃來新規に開業せしものあり、所謂鮮人正業の新傾向を語るものにして喜ぶべき現象なり。

(2) 地方に於ける生活狀況

奥地居住の朝鮮人は殆ど總て農を業とし、水田耕作に従ふ其の移住の経路は固より一定せずと雖も、大體に於て豆滿江を渡りて吉林方面よりするもの、及安東を経て南方滿洲より汽車又は歩行にて北上せるものとの二種に別つべく、相當進取的にして經營の才を有する者なきに非ざるも、之を全體より通觀すれば、猶多く無智にして向上心に乏しきを免れず、産業の章に述ぶるが如く當地方に於ても支那は最初喜んで朝鮮人を迎へ、(1)土地を貸與して開墾に従事せしめ、總て水田耕作に適し比較的多くの收益あるを見るに至るや辭を設けて之を取上ぐるあり、(2)一面支那側の地方官憲巡警乃至顔役等

鮮人間を往來し、利益の保護に名を藉りて賄賂乃至酒手を要求し、(3)支那商民に於て巧に鮮人收穫の農産物又は其朝鮮より移入の物資を買倒す、等幾多の迫害を受け居住生活の安定を得ざりしも、其後年を経るに従ひ水稻事業の有利確實を加ふるに及んては、朝鮮人より進んで支那地方官憲と款を通じ又は便宜上支那に歸化する等の方法により土地の借受け、耕作の安全を確保するに努力し、他面又支那人は假令鮮人既墾の耕地を取戻すも、性來洗足勞働を嫌忌する習癖ある爲、容易に水田を利用するを得ず、勢一兩年にして再び之を朝鮮人に貸戻し、賃料の收入に安ずるに至る等の關係より、最近一兩年間に於て彼等奥地居住朝鮮人も漸次居住生活の安定を得、資力に餘裕を生ずるに至りしは爭ふべからざる事實に屬し、延て或種の勢力を伸張し地方所在朝鮮人自治部落の形成を見るの氣運を呈しつつあり。

第五節 柳河縣地方

柳河縣内の朝鮮人は何れも、朝鮮内地に於ての落伍者にして、鮮土より流浪し來り無資本にて支那人より、荒地を借入れ農業に従事し、毎戸三天地内外を耕作す、來住の日尙淺きが故に、年收の穀物は全部衣食住に費し、蓄積の餘裕あるものなく、從て生計困難なるを免れず、大正十年度の如く稲作好收なる時は、衣食住には困窮せざるも尙且蓄財せる者なし。

尤も三源浦、大花斜、灣溝、大牛溝、大吐子の如き比較的多數居住の部落内に於ける朝鮮人は、縣内

他地方に比し、生活状態良好なり、例へば遼瀋居住朝鮮人は、知足農村なる名稱の下に組合を組織し各戸に於いて收穫したる穀類は、全部搬出して共同販賣を爲し、又衣食住に關する諸物件は、一纏に購求して之を各戸に配布し、酒等は一ヶ月貳回購入日を定めて、飲酒し隨時飲酒するを禁じ居れり、從て該村は着々發展し大正九年の如きは、縣下鮮人貧民に對し粟十五石を施與せりと云ふ、而して先年不逞鮮人の獨立宣傳當時にも、當地方は之に耳を傾くる者なく、一名も不逞團に加擔するものなかりしと云ふ。

第六節 吉林地方

(1) 都會に於ける生活狀況

現在都邑地の居住者としては吉林城内五十七戸、額穆縣邑内二戸、敦河三戸、敦化縣邑内九戸、樺甸縣邑内五戸、盤石縣邑内四戸、舒蘭縣邑内一戸、合計四十五戸にして之等の者の生計の基礎資力は概ね薄弱にして、多くは宿屋飲食店及び小規模なる米穀商を營むに過ぎず、吉林城内には二千圓乃至五千圓の資産を有するもの五あり、之等は外村に農場を有して農業を營み居るも、地方は馬賊の被害あるを以て之が避難の爲特に都會生活を營むものなり。

此の外吉林城内には官吏（日本領事館巡查）旅館業者三戸、醫師二戸（内支那赤十字病院備）支那警察廳通譯一戸、民會書記一戸、會社員一戸、農業三戸、料理屋一戸、筏流九戸あり之等は別段生活に餘裕あるに非ざるも主として左迄困窮ならず城内には別に仍無職者數十人あり之等無職者は農事經營

に失敗して一時失業の狀況に在る者又は朝鮮の騷擾事件に關係し、官憲の逮捕を恐れて遁避せるもの徒に世評に迷ひて漫然空手渡來して進退に窮せる者の類にして生活甚しく困難を告げ、他人の扶助に浴する者あり、其他無賴の徒にして支那人の家に潜伏し不逞行爲を翻策し、時機の到來を待つと稱する者あり、樺甸縣邑内に居住する者の如きは、大分浮浪者にして之等は賭博を爲し、又は各地を放浪し各種の口實を設けて良民間に金穀を求むるを常とす。

(2) 地方に於ける狀況

地方に於ける朝鮮人の職業は、總て農にして多くは水田を耕作しつつあるも、山間部に居住する者は鮮地に見る如き火田の耕作者も尠からず、彼等の多くは貧困なる支那人の小作者にして、其の狀況恰も支那人の奴隸たるが如き觀あり、之彼等の多くは鴨綠江對岸地方乃至南滿鐵道沿線附近に於ける生存競争の敗殘者にして、既に彈力性を失ひ貯蓄心なく其の日暮しの生活に甘んじ、土人の頗使に屈して更に向上心なきが爲なり、然れども中には稀に近時多少の資産を造り、漸く時勢に覺醒して他地方の資力家と提携し、金融機關の設立を計畫し、或は土地の買収を企圖する者等あり吉林、額穆、敦化の三縣に亘りて已に朝鮮人の手に買収せられたる土地相當面積に達す。

移住鮮人の今日迄に開墾したる、水田の面積は總計約五千町歩を算し毎年十萬石（日本榭）内外を生産す、移住朝鮮人の漸次増加するに従ひ、支那官憲は暗に彼等に歸化を奨励し、歸化する者には土地

家屋の賣買貸借等の便宜を與ふるを以て、自己生活上の根底を定めむが爲支那に歸化するもの、益増加の傾向を來し樺甸縣の如きは、現在七割以上の歸化者ありと云ふ。
移住者中には所謂不逞鮮人として目すべき者あるも、一般朝鮮人は始めより、格別獨立運動なるものに共鳴せず概ね冷靜なるを以て、今日に於ては彼等の奸策に乗せらるる如きもの少し。

第七節 北滿洲地方

(1) 都會に於ける生活狀況

北滿に於ける都會地中朝鮮人の比較的多數在住するは、哈爾濱あるのみ、而して此の地在住朝鮮人中の約一割餘は貿易商、旅館、醫師其の他學校、民會職員、商店等の事務員並に勞働者にして、他の約九割弱は阿片密賣及煙館業（阿片吸飲所）に依り衣食する者なり阿片關係業者中には之に依りて稀に富を成し裕なる生活を爲すものなきにあらざるも、阿片に關する業務は仲介業者を要し特に其の煙館業に在りては支那人を客引として使用する必要あり、又支那人官憲への賄賂を要する等裏面に費消する所多き爲、實際の利益は左まで大ならず、殊に大正十年十月以來支那警察煙館取締甚しく嚴重となり、鮮人煙館の入口には晝夜共警官を配置し、出入の支那人を監視するが故に、來客頓に減少し收入亦激減して糊口に窮するものさへ尠からざるに至れり、而も其の經營の實際不振なりとは云へ兎も角煙館を經營しつつある間は、露支人家主は其の儘家屋を貸與し、日用雜貨商の如き又不十分ながらも

食料供給を爲すも若し之を廢業せんか、家屋の明渡請求に加ふるに食料の供給停止に逢ひ、全く生活の途を失ふに至るの虞あり、去とて他に轉業の資金なく、且彼等中には既に阿片經營者となれる者尠からず、多年遊逸に馴れたる彼等は勞働すべく到底露支人の敵にあらず、農耕に従ふべく智識資力體力共に乏しく、到底自發的に轉業すること能はざるの實況に在り、彼等に對し帝國官憲の力を以て漸次正業に従事せしむ様、夫々各方面に斡旋しつつあり。

此の地方の朝鮮人は、多く洋服を着用し支那、朝鮮服を用ふる者は少し、食物は朝鮮式を本位とするも支那式露西亞式を加味せるもの亦尠からず。家屋は多く支那人より借入たるものにして、支那式露西亞式多し稀に自己の所有する家屋と雖、之亦支那式又は露西亞式なるあり。

(2) 地方に於ける生活狀況

地方在住者中鐵道沿線に於ては藥種、賣藥、穀物商、雜貨商、宿屋の類なるも其の數多からず、奥地に至れば殆んど總て農業者なり。

吉林省東寧縣地方に於ては、粟稷栽培を爲すもの少からざるも、其の他の農業は殆んど水田經營なり之等は時々馬賊の被害及不逞團の強微あるに止まり、支那官憲及地主の誅求は南滿の夫の如く甚しからず、加ふるに土地廣くして開墾容易に地味亦肥沃なるを以て、此の點より見るときは鮮農の生活狀況は比較的良好なるべき筈なるも、多くは依然頗る貧弱なる生活狀態に在り、這は無資力にて移住し

來り支那人より高利の農耕資金及生計費を借受け、之が利子に收穫の一半を支拂ふが爲なりとす、近來奥地在住者及東支西部線地方在住者中には、狩獵を專業とし又は農閑期に於て副業として之を爲すものあり、獵獲物は熊、狆、麝香、獺等にして、從業者約五十人を算し之が狩獵總額年約八千圓あり將來好望の事業とは認め難きも副業としては不可なく、之に依て生計の補を爲すもの少からず、一面坡地方農民中甘草採取を副業とするもの數戸あり、年收毎戸約百圓に達し、將來有望なり、之等地方在住の朝鮮人は朝鮮服を又は支那服を用ひ住家は支那式のもの多く稀に粗末なる朝鮮式のものあり。

第八節 北間島地方に於ける朝鮮人の生活狀態

(1) 衣食住

移住後年所古きもの内には、四圍の境遇に依り支那服裝を爲すあり、商埠地内の居住者にして生計比較的裕なる者、殊に其の子弟中には居常洋服を着用するもの少からざるも、其の他は一般に朝鮮服裝にして全く舊來の風俗を改めず、當地方に於ける朝鮮人の數は第二章に述たる如く遙に支那人を凌駕するが故に、豆滿江を渡りて間島に入るも途上相逢ふ者は多く黒冠白衣の朝鮮人なるのみならず、農村は殆ど溫突式朝鮮家屋にして鮮童の遊戲する有様等を見るときは、依然朝鮮内に旅行するの感あり。

老人中には結髮者尠からざるも、其の他は奥地山間部の居住者と雖、多くは斷髮して烏打帽子、等主

として日本内地製の夫を用ふ。食物は普通夏季三食、冬季二食にして商埠地内は米飯を食する者尠からざるも、其の他の地方に在りては米飯は富裕の家庭に限り中産以下の家庭に在りては、都鄙を通じて粟を常食とす。近來水田の加増に伴ひ中産以下に於ても、米飯を食するもの漸次増加の傾向に在り副食物は牛、豚、犬肉、鹽魚、乾魚、白米、豆類、葱、大根、芋等にして下層社會に於ては、夏季瓜類を常食とする者多く之等は朝鮮内地と同一なり。

住宅は商埠地内に在りては、相當門戸を構へ朝鮮内に於ける市街内の居住狀態と異なる處なきも、田舎所在の居宅に在りては多く粗造矮小の陋屋にして、荒削の丸太を柱とし壁は高粱稈を骨とし泥土に小石を混じたるものを以て之を塗り、屋根は高粱稈を敷き薄き土を覆ひ更に其の上を藁にて葺き屋内は概ね割三して其の一を畜舎兼物置、炊事場等に充て他の二室を居間と爲し、床を溫突と爲す之等家屋の建築に付ては別に大工、左官等を備はず家族總掛にて柱を削り土を煉り屋根を葺き敢て他人を煩さるるを例とし、周圍には高粱稈を以て柵を繞らすも其の附近は汚穢物堆積し臭氣鼻を衝き主要財産たる牛豚と共に起臥する様其の生活狀態寧ろ支那人よりも劣り、常に支那人より侮蔑を受けつつあり尤も從來の移住朝鮮人中に在ても、既に多少の産を成せる者及昨今の移住朝鮮人中多少資産を有する者は、建築材料の如き丸太に代ふるに角材を以てし土壁に代ふるに生煉瓦(天日にて乾したる煉瓦)を以てする等、其の他幾分生活様式の改善を見つつあるは喜ぶべき現象なりとす。

(2) 生計の状況

當地方居住朝鮮人は、移住後相當の歲月を経る者多く、一時は其の支那領なりや朝鮮領なりやさへ争となれる位にして、朝鮮人の勢力比較的強く従つて支那官憲及地主の壓迫は滿洲内に於ける他地方の如く、甚しからざるを以て、概して相當の生計(朝鮮内に比較して)を營みつつありしも、之等朝鮮人中には生計の安易に押れて遊惰に陥り賭博に耽るあり、近年又不逞朝鮮人の強徴に逢ふあり、加ふるに大正八年に甚しき不作にして同地方一帯財界の不況を來したるを以て、之が爲生計困難に陥れる者尠からず。

第九節 西北利亞殊に南部烏蘇里地方に於ける生活狀態

(1) 南部烏蘇里地方ボシエツト附近

北方に進むに従て漸次朝鮮風俗を失ふの傾向あり本項の終に述ふる黒龍洲地方に在ては著敷朝鮮風習の改まれるものもあるも、「ボシエツト」附近に於ける朝鮮人の衣食住は、朝鮮内地と異なる處なく風習の改まれるもの殆んどなし、只學校村役場及教會堂は比較的立派なるを見る、此の地方の朝鮮人は多くは農を業とするも、其の之に適せざる地方に在りては漁業に従事し、又は牧草を刈りて生計を營み敢て餘裕あるに非ざるも、左迄生活に困難を感ぜざるものの如し、此の地方に朝鮮人は秘密に組合を作り此の組合にて選舉せられたる委員に對して、裁判權を附與す其の刑罰は頗る苛酷のものにして秘密裡に之を行ふ。

(2) 浦潮及尼市其の他の市街地並奧地在住朝鮮人の生活狀況

奧地居住者の多くは糧粟の栽培に依り不安定なからも、左迄窮迫せざる生活を營み、浦潮及尼市の如き市街地内の大多數は、阿片密賣及其の仲介煙館並之等取引者を顧客とする宿屋、飲食店營業に依て生計を營むの實況なり、之等の朝鮮の中には相當資産を擁して貿易商を營むあり、浦潮又は尼市に在つては市會議員たる者さへあり、殊に尼市に於ける或者の如きは多額の資産を有し、帝制時代の「留」の價格殆ど認むべきなきに至るも、仍土地家屋其の他に於て日本貨換算數十萬圓を有すと稱せらるるあり、他に數萬圓を有する者數人あるも、大多數は前述の如く阿片業飲食店業に従事し、又は阿片採取時期出稼に従事する者なるを以て、到底其の生活に付向上發展を認むること能はず、只地方在住者中には産業に覺醒し水稻事業に指を染むる者、漸く多きを見ると喜ぶべき現象なりとす。

狀況概ね如斯常に其の生活に餘裕なく、貯蓄の如き勿論殆ど絶無と云ふも不可なき狀態なるに當り、大正十年は旱魃に遭遇して穀物及阿片共收穫甚だ少く、爲に北滿地方に食穀を仰ぐの不得已に至り生活頓に困難に陥れり、(平年と雖阿片に依りて得たるものを以て北滿地方より輸入の食穀に換ふるの狀態なり)殊に當地方に於ける小作期間は、多く一、二年にて更新するを例とし、近年露西亞人の生活困難に伴ひ小作料の値上げを爲す、爲其の小作人たる朝鮮人は漸く不利に傾き、而して市街地内に於ける居住者は金融硬塞一般市況不振に伴ひ、之亦著しく生計の困難を感じつつあり。

浦潮尼市地方に於ける朝鮮人中、上流者は多く洋服を用ふるも、其の他は概して朝鮮服を用ひ田舎は勿論浦潮新韓村に於ても、露西亞式家屋に居住する者は尠く多くは朝鮮式家屋にして其の歸化朝鮮人の多くと極めて少數の非歸化朝鮮人が、露西亞式宗教、風俗に従ふ外他は總て朝鮮風俗を維持しつつあり。

(3) 蘇城地方

在住の朝鮮人は殆ど農民にして、其の風俗生活の状況は尼市の奥地方面と多く異なるなし、只此の地方に在ては露人地主より廣面積の貸付を爲さざる爲、其の耕作面積何れも概ね一戸三日畔乃至五日畔（一日畔千二百坪）に過ぎず、而して一面又穀類の販路極めて狭小なると、勤勉性に缺けたる者多く只自家糧食に不足なければ、満足する等の關係上常に蓄財なく、一般の生活寧ろ困難の狀に在り、「ニコリスク」は殆ど歸化朝鮮人なるが故に、土地所有の特典あり其の附近一帯は蘇城管内に於ける水稻地なるが故に、之等一部の地方に於ける朝鮮人は、生計比較的豊なるものの如し、然るに近來阿片の栽培自由なるが故に鮮人の之を吸飲する者非常に多く、「ニコリスク」に於ける阿片の一日の消費料は、二百圓内外に達すと稱せらるる狀況なるは憂ふべき現象に屬す又蘇城邑に於ても鮮人の經營する煙館四個あり、且蘇城邑内は賭博盛にして甚しきは官憲に賭博場經營の許可を出願したる朝鮮人さへあるの狀況なるを以て、之等に付ては官憲に於て極力防止矯正に努めつつあるも、弊風容易に改ま

らずして支那人賭博場に出入する朝鮮人尠からず。

(4) 興凱湖地方

此の地方に於ても朝鮮人居住の家屋は朝鮮式にして溫突を設け、硝子窓は全くなく窓には紙を張り入口は丈低くして身體を屈むるにあらざれば出入することを得ざるもの一つと外に炊事場に通ずる入口との二個あるを普通とし室内内部は全部を泥を以て塗り床には木を細く裂きて編める「アンペラ」様のものを敷き普通建物は炊事場と座敷の二間より成る極めて簡單なるものにして一軒の建築費は概ね貳拾圓見當なりと云ふ（之は材料の購入少なく概ね各自の手にて建築するが爲なり）

服裝は全部朝鮮式にして夏期用ふる衣類は阿片採取の傍ら麻を植へて之を績き朝鮮式の機にて製作するものにして男女とも洋靴を穿つものもあるも一般には朝鮮式草鞋を用ひ中には洗足者も少からず尤も青年者は露人の風習を直似「ルバーシカ」を着し脚部を巻脚絆にて巻くもの多し。

食料は粟を常食とし養鶏豚をなし外に馬鈴薯、蔬菜、大根、人蔘、大豆、胡麻等を栽培して副食物に充當し殆んど全部自作自給の狀態に在り他より購入するものは支那酒、砂糖、鹽等に過ぎずと云ふ。青年中には稀に露國の學校にて修業したるもの又は朝鮮内地に於て多少の教育を受けたるものあるを以て相當智識を有するものもあるも一般には文化の程度極めて低し

(5) 「ブラゴスラエンノエ」に於ける朝鮮人の生活狀況（黒龍江畔最初の移住地）

「ブラコスラエンノエ」村の風俗は露西亞と朝鮮の混合にして家屋は純然たる露西亞式のものもあるも多くは朝鮮式に露式を加味せるものにして低き鮮人の家屋は露國式の窓及び戸を有す各窓は二重なり之等家屋の屋根は小さき草を載せたる狀は恰も小露西亞に於ける農家の如し家屋の温突式なるは朝鮮内地の夫と異なるなく普通五六室を有し白壁を塗り階を敷き比較的清潔なり家屋の周圍には垣根を繞らし野菜圃も規則正しく作られあり寢具は日本又は支那式のものを用ひ家具は割合に少なく總て露西亞に於ける下層社會のものを有ふ壁には露國の風景畫家族の寫眞曆草花を飾る尤も（家族の寫眞と云ふも女子の寫眞を掲ぐることなし）青年の殆ど總ては露西亞の極東に生れ既に三十五、六年を経たるものあり從て之等青年は總て露語露文を用ひ髪を斬り背廣の洋服を着し好んで露國徴兵に應じて軍隊に入る者あり然れども老人は依然朝鮮の衣服言語を用ひ宗教も充分露の國教に親ます其の他總て朝鮮の舊慣を脱せず青年の風習右の如くなるも之等青年も老人を尊敬すること厚し朝鮮人女子は衣服言語男子に對する關係等總て朝鮮舊慣を持し未だ頭に荷物を載せ背に子供を負ひ野路にて人に會する時は頭を下すなく。人あり其の家を訪ふあるも女子は遁れて面接を避くるの狀に在り從て露國人及朝鮮人の婚姻は未だ極めて少く青年中露人との結婚を欲するあるも老人は之に反對し時に多額の金錢を費して朝鮮より妻を迎ふることあり從て鮮人子弟が露人を娶るは殆どなく稀に鮮人女子の露人に嫁する者あるを認む當村に於ける青年鮮人は學問の研究を欲し或者は「モスクワ」の大學に入學したるあり尙

ほ少數の者は教育を受け「ブラコスラエン」及び「ハバロフスク」市に於て露國官吏となり活動するあり當村に於ける者は總て富裕なり本村二百數十戸の朝鮮人の財産を調査するに不動産價格十萬留農具其の他家具三萬五千留家畜八萬にして平均二戸九百留を有す（本調査當時の留は四、十餘内外なるべし）
一九二六年末に於ける浦潮縣管區内在住鮮人、人口及一九二六年中歸化せる鮮人の各區域在住狀況に就て浦潮管區執行委員會の調査並に之が歸化人員の前年に比較し増加せる理由に付發表したる處左の如し

一、浦潮管區内在住鮮人及歸化人員

イ、在住鮮人人口、十八萬五千四百八十人

ロ、一九二六年中に於ける歸化鮮人千六百九人（一九二五年に比較し九百人増加す）

二、歸化鮮人増加の理由

勞農政府は歸化及非歸化者に對し表面差別撤廢自由平等を唱へ居れるも、事實上に於ては大に然らず即ち歸化者に厚く非歸化者に薄き施行を行ひつゝあるが故に、非歸化者は權利獲得の爲め逐次歸化するの現況に在りと、而して歸化者には左の如き特典ありと謂ふ。

イ、軍人及其他官公吏に採用せらる權利

ロ、土地分配の權利

ハ、納税の低減

第四章 教 育

第一節 總 說

移住朝鮮人は十數戸集團するや、先づ書堂を設けて子弟の教育を圖らんとする傾向あるも之等移住民は多く山間溪谷に點在し二、三戸乃至三、四戸宛接近居住するを常とし、他の移住朝鮮人の住居とは近くも十數町多くは一里内外の距離あり、而も其の間道路交通の不便あり、加之西北間島に於ける一部地方を除きては、移住後未だ年所を経る淺く生活の基礎定らず、居住安定を缺くもの多きに居るを以て、實際上其の全戸口に比し、教育機關は仍頗る少數なるを免れず、近年に至り滿洲西比利亞に於ても頗る教育熱の昂上するあり、逐年教育機關の増設を見つゝありと雖も、未だ生計に餘裕ある者極めて稀なるを以て、折角設置の學校、書堂と雖も維持概ね困難にして設備不充分なるは勿論、教師其の人を得ず學校と稱しなから所謂書堂と選ぶなく、只舊來の漢文素讀と習字のみを授くるもの尠からず、(千字文、明心寶鑑、通鑑、大學、論語等を用ふ)近年に至り總督府の保護撫育施設の加はる地方に於ては、或は本府援助の許に設營しつゝある普通學校に範を取り、又は總督府編纂の教科書を用ふるもの漸く多きを加へ、年と共に其の所要部數の多きを算す、大正十一年以來配付部數二十萬冊に上れり。

概ね右の如く滿洲及西比利亞在住朝鮮人の教育狀況は、比年益々良好に向ひ同地方に於ける文化發展

も亦多少其の曙光を認め得べきに至れるは、洵に喜ぶべき現象なるも、支那官憲に於ては一兩年以來朝鮮人の組織的發展を喜ばず、其の帝國官憲の保護充分ならざる地方に於ける朝鮮人獨自の教育機關に對しては、陰に陽に壓迫を加つゝあるは遺憾なりとす、以下項を改め各地方別に其の教育狀況を述べんとす。

第二節 豆滿江對岸北間島地方

北間島地内和龍延吉旺清及琿春(所謂間島條約に依れば琿春は間島に非らざるも茲に普通一般の稱呼に依つて琿春をも間島に包含せしむ)内の朝鮮人は三十六萬人を算し、而も之等の多くは移住後相當の歲月を経過し、其の戸口の如き支那人に比すれば約四倍の多數を占め、宛然朝鮮其の儘の延長なるが如き觀あり、從て支那官憲の干渉比較的薄く加ふるに伊藤公朝鮮に統監たるの當時、早く既に龍井村に統監部出張所を設けて、之が保護撫育に任じたるを以て、書堂の如きは各所に設けられ一面又外國宣教師等は、夙に此の地方の布教に着手して、所在教會堂と學校を建設せるあり、又之に對抗して天道教、侍天教、青林教等の朝鮮宗教家の活躍を見之等朝鮮の宗教家に依ても、亦特に學校の開設を見たるを以て間島地方の教育機關は、之を他地方の夫に比すれば、勿論西間島に比するも更に一步を輸せるの觀あり。茲に朝鮮總督府補助學校と稱するは、龍井村頭道溝局子街及百草溝並琿春に於て、咸鏡北道地方費に依て設置(地方費には更に本府より補助す)せるものにして、之等は何れも設備及教科編成其朝鮮内地と異ならず、從て學童の成績間島に於ける他校に比して著敷卓越せるを以て、父兄の同校に對する信頼年

と共に厚く、最近に至ては入學期に於て募集人員を超過するの實況なり。

間島琿春地方學校及生徒總計表

(大正十五年五月調)

六〇

縣別	校數及生徒數	延吉縣		和龍縣		汪清縣		琿春縣		計	
		校數	生徒數	校數	生徒數	校數	生徒數	校數	生徒數		
		男	女	男	女	男	女	男	女		
日本側施設	二(支) 二、一〇三	一	四七五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
朝鮮人學校	九(支) 四、〇三三	一	三九五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
私立學校	九(支) 四、〇三三	一	三九五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
支那側施設	九(支) 四、〇三三	一	三九五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
支那側施設	九(支) 四、〇三三	一	三九五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
外國人學校	二(支) 一、一〇三	一	四七五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
私立學校	二(支) 一、一〇三	一	四七五	一	一六三	一	二五三	一	二五三	四	一、〇八二
計		九	三九五	九	一六三	九	二五三	九	二五三	三六	一、〇八二

第三節 鴨綠江對岸西間島地方

鴨綠江對岸西間島地方居住の朝鮮人も、北間島内に於けるが如く、其の數頗る多く又移住後相當の年所を経たるを以て、之れが教育機關は南滿洲内の他地方に比して、割合に多く今日迄の間に於て之を調査し得たる處によれば、左の通なるを以て其の全地域に亘り、洵なく調査を爲さば書堂數及學堂數共倍加すべし。

安東縣地方に於ける朝鮮人教育機關

地方名	學堂名	普通學校及書堂數	學童數
安東縣	普通學堂	六一	四、七二四
輯安縣	書堂	八	一、七二四
寬甸縣	書堂	八	一、七二四
臨江縣	書堂	七	一、七二四
鳳城縣	書堂	四	一、七二四
長白縣	書堂	二	一、七二四
計		九六	一〇、七二四

支那側に於ては歸化鮮人は勿論非歸化鮮人の子弟も、支那自國の國民學校に入學を許し、近年に至ては寧ろ或點迄之を強要するの風あるを以て、朝鮮人子弟にして支那國民學校に就學する者無に非ざるも、總説に於て述たる事由に依り、朝鮮人は別箇に教育機關を設け子弟の教育に任じつつあり、大正十二年夏季東邊道尹管内巡視の途次、親しく鮮人書堂の實況を視察し、歸安後該書堂は民國教育權を侵害するものにして害あるも利なしとの見解の下に、之が廢止方省長に具申する所ありたる結果、省長は同

年十月各縣知事に對し鮮人書堂廢止方訓令し、知事は命を奉し之が廢止方々嚴達したる爲、領事に於ては直に支那側に對し交渉を開始したるも何等確答に接せざるを以て、交渉中のものとして授業を繼續し來りたるが臨江縣帽兒山塾及九城縣石頭城塾の一時授業中止中の外引續き舊態通り子弟の教養に従事し居れり。

而して移住民全般に亘り父兄の向學心は旺盛なるものあり、子弟教養の必要なるを感知し居れるも地理的關係上我官憲保護の下に之を設置すること困難なるを以て、勢我が勢力の及ぶ範圍内に限らるる状態なり。

而して安東市街に於ける鮮人初等教育に對しては、滿鐵經營の普通學校を有し何等不便は感ぜざるも未就學兒童に對する、幼稚園は内地人側は市内に二箇所六道溝に一箇所設置しあるにも係はらず鮮人兒童に對しては、是等施設機關なきを遺憾とし有志相圖りて大正十五年八月元領事館官舎の無償借用を得て九月より朝鮮人會經營の下に開園し、之を培達幼稚園と稱し今日に及び居れり。長白縣に在ては同縣々知事に於て強て、朝鮮人教育機關に壓迫を加へず之等朝鮮人教育機關は、總て正蒙學校と改稱し教員は總て歸化朝鮮人を採用すること、學童の服裝は一定の制服たることの條件に依り、而して其卒業生は支那國民學校の相當課程に入學し得ることとして、之れが經營を許しつつあり、右は蓋し朝鮮人課税に付ての不平緩和に便すると共に、日本官憲の抗辯に備へ、而自國官憲に對して、辯明に資せんとするものなるべし。

のなるべし。

安東縣普通學校は安東及其の附近に於ける朝鮮人逐年増加の趨勢なるに不拘、其の子弟の教育機關缺如せるを以て朝鮮總督府援助の許に、安東尋常小學校の一部を借受け、囑託教員一名を置き學科課程は總て、朝鮮内の普通學校に則り、大正三年二月授業を開始し、大正六年十一月一日以來平北地方費に之れが豫算を計上し、朝鮮總督府の設立認可を受けて、安東縣普通學校と稱し普通學校訓導資格者を配置して、其の組織を完備し翌六年平北地方費を以て、(之等の地方費に對しては本府より補助す)校舎の建築に着手し、同年十一月一日之れが竣工を見たるものにして、年度經費一萬圓とす、昭和二年以來滿鐵會社の經營に移す。

第四節 奉天鐵嶺及其の奥地々方

此の方面に於ける教育状態は鴨綠江對岸地方と、格別異なるなく今日迄調査し得たる處のものに依れば、高等普通學校程度に近きもの二、普通學校及普通學校程度のもの二十九、書堂六十二、なるも、其の實際は奥地に於て此の外小規模の書堂尠からざるべし、普通學校程度のもは別表の通にして、就中奉天普通學校及鐵嶺育英學校並拘鹿東山學校は何れも、相當の設備と實質を備へ、鮮内普通學校に比し成績に於て格別の差異なし、高等普通學校程度に近きものとしては、鐵嶺育英學校に於ける高等科及柳河縣大肚子所在の、新興中學校あるのみ、其の新興中學校の如きは専任教員三名あり、設備相當に整ひ

大正十年當初迄は軍事教練も施し居たり。

奉天鐵嶺方面に於ける朝鮮人教育機關

學 校 名	學 校 所 在 地	教 員 數	生 徒 數	一 年 經 費
奉天普通學校	奉天省城北面埠地	10	33	1,960
東 天 女 學 校	同 同十間房	3	30	700
朝 天 學 校	遼陽縣西路北岡上	1	30	500
新 興 學 校	同 吳家窪	1	33	700
明 新 學 校	同 西路修家窩棚	1	30	500
諸木理普通學校	同 沙嶺	1	30	500
板橋子普通學校	同 西路板橋子	1	30	500
公太堡普通學校	同 公太堡子	1	30	500
鐵嶺普通學校	鐵嶺富士町五丁目	1	30	500
東社普通學校	鐵嶺縣東社	1	30	500
孤家子普通學校	同 孤家子	1	30	500
德 成 學 校	撫順縣小柳河子	1	30	500
東 鮮 小 學 校	本溪縣上達貝溝	1	30	500
共 成 學 校	新民縣孫家套	1	30	500

地 名	校 名	設 立 年 月	維 持 方 法	教 科 目	教 師	生 徒 數	年 經 費
興京縣新賓堡	保民會立興京學校	大正九年八月	同	普通學校程度	3	30	500
同 求 陵	同 興西學校	大正十年四月	同	同	3	30	500
同 旺 門	同 興東學校	大正九年十一月	同	同	3	30	500
通化縣通 化	同 通化普通學校	大正十年五月	同	同	3	30	500
桓仁縣平 溝	同 桓仁學校	大正九年六月	朝鮮總督府補助 昭和二年ヨリ 鐵嶺縣立營	朝鮮高等普通學校程度	3	30	500
鐵 嶺	鐵嶺會興學校	大正六年五月	同	朝鮮普通學校程度	3	30	500
開 原	開原朝陽學校	大正十三年四月	同	同	3	30	500
開原縣上肥地	東明學校	大正十二年十二月	同	同	3	30	500
同 二道河子	二道河子書堂	大正十三年七月	同	同	3	30	500
同 郭家店	普明學校	同 九月六日	同	同	3	30	500
法庫縣大卡那堡	朝鮮學校	大正十四年二月	同	同	3	30	500
同 柳 河 縣	柳河縣學校	大正十年七月	同	同	3	30	500
柳河縣樣子哨	明新學校	大正十年十月	朝鮮總督府補助 立	同	3	30	500
同 南山城子	義興學校	大正十二年二月	同	同	3	30	500
海龍縣北山城子	文化學校	大正十二年四月	同	同	3	30	500
輝 南	盛通學校	大正十一年十月	同	同	3	30	500

柳河縣三源浦	東明學校	大正十一年十一月	私	朝鮮普通學校程度	三三	三二
同 大沙灘	同 進學學校	同 三月	同	同	三	二
同 黑石頭	同 成學學校	同 五月	同	同	三	二
同 百陽鎮	同 明義學校	大正十一年十一月	同	同	三	二
同 馬鹿溝	同 正義學校	同 九月	同	同	三	二
同 三道溝	同 崇德學校	大正十年二月	同	同	三	二
同 三源浦	同 三省女學校	大正十年三月	同	同	三	二
同 大肚河	同 崇信學校	大正十一年三月	同	同	三	二
海龍縣大荒溝	同 崇信學校	大正十年五月	同	同	三	二
同 下水道子	同 復興學校	同 四月	同	同	三	二
柳河縣溝	同 崇仁學校	同 九月	同	同	三	二
同 魚亮子	同 崇性學校	同 十月	同	同	三	二
同 柳樹河子	同 文房回友堂	大正十二年二月	同	同	三	二

六六

第五節 吉林地方の教育

管内在住鮮人は現在二萬八千を算するも、水稻事業の有望なるに着目して移住し初めたるは漸く大正四年頃よりにして且其集團部落と目すべきもの少く、従て學校の如きも漸く大正七年吉林縣新安屯に一校、大正八年樺甸縣密什哈に一校、吉林には大正十一年朝鮮總督府の補助金を以て初めて其設立を見た

るの状況にして、管内を通じ現在に在りても漸く小學校程度のも六校、改良書堂式のもの十五校計二十一校あるのみ、而して之等の學校も在住鮮人貧困なる關係上、其經營の基礎貧弱なるのみならず、教師の如きも教授に何等經驗なきもの多く、且教科書は任意作製したるもの、若くは支那小學校用教科書を翻釋したるもの等にして極めて不完全なるものなり。

吉林總領管内朝鮮人學校調

(大正十五年四月現在)

學校名	所在地	創立年月	設立者若ハ校長氏名	教員數	生徒數
永信學校	吉林省城商埠地	大正十三年九月	孫自道	一	一
吉興學校	吉林縣新安屯	大正七年十月	李旭	一	一
大谷學校	同 大谷河	大正十三年四月	金泰天	一	一
仁興學校	同 大谷河	大正十四年十月	林龍振	一	一
儉成中學校	額穆縣荒地崗子	大正十三年十一月	林龍振	一	一
新明學校	同 新站	大正十年	金南淵	一	一
通明學校	同 南溝	大正十四年四月	金南淵	一	一
馬鹿溝書堂	同 馬鹿溝	大正八年	金南淵	一	一
普明學校	額穆縣都林溝	同 不明	金南淵	一	一
東明學校	同 黑石屯	大正十三年九月	金南淵	一	一

六七

學校名	所在地	創立年月	設立者名ハ 校長氏名	教員數	生徒數
普光學校	敦化縣沙河鎮	大正十二年	長老	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
頭道梁子書堂	同 頭道梁子	大正十五年三月	不	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
幼年學校	樺甸縣集慶子	大正十四年二月	朴孝	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
三興學校	同 密什哈	大正九年	田東	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
華成學校	同 官街	大正十五年三月	崔義	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
主日學校	同 同	大正十五年三月	朴永	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
陽成學校	同 二道甸子	大正十三年二月	金泰	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
日新學校	同 磐石縣橋梁子	大正十三年三月	安仁	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
三和學校	同 呼蘭縣子	大正十四年四月	李光	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
養壽學校	同 舒蘭縣小城子	大正十四年三月	權泰	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二
養壽學校	同 大北省	大正十三年七月	元義	男 一 女 一 計 二	男 一 女 一 計 二

備考 新明、三和の二校は學父兄の寄附の外學校田(新明三均地)を居住民共同耕作し其收穫を充當す
華成學校は華語研究學校にして一ヶ年卒業とす

地方に於ける在住鮮人子弟にして土地の支那小學校に通學し居るものは極めて少く地方より吉林省城

支那側學校に在學中の者を示せば左の如し。

(昭和元年十二月末現在)

植文中學校	男 五	文光中學校	男 七
職業中學校	同 三	法政中學校	同 一
省立第一中學校	同 二	國民小學校	同 六
第五中學校	同 一	女子師範學校	女 二九
吉林師範學校	同 一	計	二九

備考 在學生の内約半數は開島地方在住鮮人の子弟なり

第六節 北滿及東蒙古地方の教育

地名	校名	設立年月	維持方法	教科目	教師	生徒數	年經費
長春	長春普通中學校	大正十一年九月	朝鮮總督府補助	朝鮮普通中學校程度	四	二三	五、六〇〇
四平街	日本小學校		昭和三十二年より			三	三〇〇
哈爾濱	英實中學校		滿鐵經營			一	三〇〇
海林	東興中學校		滿鐵經營			一	三〇〇
一面坡	英通中學校					一	三〇〇
石頭河子	光新中學校					一	三〇〇

地名	校名	設立年月	維持方法	教科目	教師	生徒數	年經費
綏芬河	麗興學校		私立	千字文、童蒙先習、漢文、朝鮮語、日本語、算術	一	九	三、四〇〇
通河縣	普通學校		私立		一	九	
東寧縣高安村	高觀學校		同		一	九	
同	東明學校		同		一	九	
同	石橋子連東第七學校		同		一	九	
同	八里坪河東		同		一	九	
同	土城子		同		一	九	
通遼縣哈拉火燒	公濟學校		東亞勸業公司		一	九	
同	沙里胡圖愛蒙學堂		郭興公司		一	九	
洮南縣元房	書堂		私立		一	九	
齊齊哈爾哈拉蘇	同		同		一	九	
滿洲里	日本人小學校		同		一	九	
間島					一	九	

書を編纂し二、八〇〇冊の朝鮮語教科書を、農業學校に無料分配せり。

其他教育部に於ては校舍建築、資金の調達等に關し後援しつつあり、次に現在の朝鮮人政治文化機關として擧ぐべきは、讀書室の一四、談話室二八、俱樂部二、圖書館一となり、之等諸政治文化機關は最近二年間に實施されたるものなり、昨年中四千名の文盲者を就學せしめたるが、一九二五—二六年度にかけては各學校に一萬人以上學問することとなり其中の七〇%は女子なり。

朝鮮人政治文化事業を大體に觀察するに、家屋粗にして朝鮮語の書籍少なきことのみは遺憾事なり。然し乍ら教育事業は確實に進み、ソウイェト當局が教育事業に多大の注意を向けつつあることは贅言を要せず。

尙將來の朝鮮人文化事業として、一九二六—二七年度には私立鮮人學校は、政府の維持に移さるる筈なり、又尼市師範學校朝鮮科を、獨立師範學校とする計畫もあり。

文化機關に朝鮮語書籍を供給し、朝鮮人教員の智識を向上せしむること現下の急務なりとす。

附 ニコリスク鮮人師範學校

ニコリスク鮮人師範學校の現在生徒數は約四十名なるが同校は從來市の中央部バラノスカヤ街所在ソウイェト工業學校と同一建物内に併置せられ校舍狹隘の爲め生徒を市内に散宿せしめ居り豫て適當建物に移轉の計畫ありたるところ本年三月中市の南端ブリツルサヤ街所在の市有建物に移轉せるが同建物は

以前個人經營ゴロス新聞社の所有に係り其の二階の一部は當館ニコリスク出張所として借受け其間該建物が大正十一年勞農政府に沒收せられたる後も引續き市共濟部より借受け居りたるも大正十三年同出張所閉鎖後は政府の印刷所其他官公吏の住宅に充用し居たるものにして總建坪約五百坪一部分三階の二階建煉瓦造にして其位置建物の構造等先づ校舎に適し居れるが同校移轉後は一階を教室に二三階を寄宿舎に充て昭和二年九月新學期より生徒の増員擴張の豫定にして入學資格其他左記の如し。

尼古利斯克市高麗師範學校一九二七—二八學年度入學規定

師範學校入學志願者は本校々長に願書を提出し次の如き證書類の添付を要す

- 一、知識程度に關すること
 - 二、父母或は志願者自己の出身に關すること
 - 三、志願者の年齢に關すること
 - 四、志願者の兵役義務に關すること
 - 五、別紙様式に依る履歷書
 - 六、生産作業及び社會事業の履歷に關すること
- 今年は一學年二十人、二學年十五人、三學年十五人、四學年十五人を募集す
豫備班は募集せず

一學年にはソヴィエト七年制學校（或は其れに相當するソヴィエト勞力學校）一卒業者、二學年には九年制學校の八學年を修了せる者、三學年には九年制學校（二級學校）を卒業者、四學年には二級學校卒業者にして二ヶ年以上の教育上の履歴を有する者等を許可す、上述の智識程度を有する者は入學の際臨時次の各科を考試す、（一）國語（二）露語（三）社會學（四）物理及化學（五）數學（一學年入學者は算術、代數、幾何、其他各學年には以上各科の外三角まで）

上述の高級ソヴィエト勞力學校或は之に相當するソヴィエト學校を修了せざる者は以下各科試験の完全なる合格者のみを許可す。

- （一）一學年には樞東教育部の定めたる七年制學校綱領に依る各科
- （二）二學年には九年制學校第八學年各科
- （三）三學年には二級學校各科の試験に合格せる者
- （四）四學年には二級學校各科試験に合格の外二個年以上教育上の履歴を有する者

試験合格者中より第一に勞働者、農民（貧農及中農）亦陸海軍に服務者、農村教育者醫生及農業技手等の子女、勞力智識者事務員手工業小工業者等の子女、第三其他各種の兒童等を許可す。

極貧なる學生等には給費するも右は極貧農民及勞働者の子女にのみ限る、給費生志願者は區域執行委員會より父母の生計上、經濟上の状態に關する詳細なる證明書及農村單一説納付證の謄本提出を要す

露語の試験程度知らんとする者は區域執行委員會高等程度の高麗學校或は高麗師範學校に付き知悉すべし。

入學願書受付期限は今年七月二十日より八月二十三日までとす

試験に合格し入學許可を受けたる者は九月一日より學業開始

入學志願者の記入書

- 一、姓名、父名
- 二、性 別
- 三、生年月日
- 四、民族別及母國語
- 五、志願者父母の社會出身別（勞働者、雇傭農夫、事務員、商人、小工業者、其他）
- 六、父母が何時より如何なる職業に同盟に加入し居れりや或は加入せしめられりや
- 七、志願者父母の家族狀態家族數、勞働能力を有する者の數と能力無き者の數
- 八、父母の毎月俸給總額或は父母が農民なる場合農村税金支拂額
- 九、若し父母が農民なれば建物、家畜及耕作地面積等詳記すること
- 一〇、志願者は如何なる生産業或は機關に於て如何なる職務に幾ヶ月間從事せりや

- 一、生産上の従事より安全に或は部分的に脱離せるや
 - 二、志願者の社會上の履歴（ソウイェト、共利組合、職業同盟等に於ける職務等に付き）
 - 三、志願者が何時より如何なる職業同盟員たりや其證書號數
 - 四、黨關係（全同盟共產黨員、共青會員少年會員）證書號數加入年月
 - 五、兵役關係（兵役年齡者に對し）
 - 六、知識程度（普通専門、何年に如何なる學校にて何學年を修了せりや）或は家庭に於て
 - 七、何機關より派遣されたりや
 - 八、父母の固定住所
 - 九、志願者の現住所
- 記入者の署名
- 記入事實は國家機關或は社會團體の證明を要す
- 虚偽の事實を記入せるに對しては記入者或は證明者に於て全責任を負ふものとす。

第五章 宗 教

第一節 總 說

滿洲西比利亞内に於ける朝鮮人の宗教關係は朝鮮内に於けると多く異なる處なく、寧ろ其の居住分布の實際が概ね通行不便の地方に分散する關係上朝鮮内に比すれば、更に一層無宗教者の多き状態なり只尤も豆滿江對岸地方及鴨綠江對岸地方は耶蘇教の色彩幾分顯著なるものあるも衰退の傾向に在り。

露領西比利亞内に於ては曾て朝鮮人移民中、露國に歸化せる者には無償にて十五「デシヤチン」の土地を附與すると共に各種の便利と利益のを與へ、而して其の歸化の條件としては露國を教たる希臘舊教を信するに在りしを以て、移住朝鮮人中進て之が信徒たるに至るもの尠からず、此の點は西比利亞在住朝鮮人の宗教關係に於て一異彩を見る所以なりとす、以下各地別に其の狀況を記述すべし。

第二節 鴨綠江對岸西間島地方

此の地方朝鮮人間の宗教としては基督教、天道教、檀君教及侍天教を擧ぐべく、就中教勢優盛なるは基督教にして之に亞くを天道教とし、檀君教、侍天教は格別有力ならず、殊に侍天教の如きは殆ど有名無實と云ふも敢て不可なき状態なり、基督教信者は輯安縣内太平溝、通化縣内通化及哈泥河に多く、之等は主として最近移住し來れる者なり、天道教は輯安縣に多く檀君教は桓仁地方に多し、信徒は多く農民

にして無智朦昧の徒なるを以て眞の宗教的自覺と信仰とを有するものなるや否に付ては疑なき能はず。

(1) 基督教 通化を中心と爲し附近二三十里内に大小二十の教會と約二千人の信徒を有す内哈泥河に五百人柳河縣五百五十人輯安縣二百十人を以て主なるものとす。教派は米國北長老派に屬し、日韓併合當時以來平安北道江界教會に居を構ふる米國宣教師の越江傳道に従事する處に係り、牧師及信徒は鴨綠江を挟み、其の兩岸に思想界の別天地を建設すべきを理想とすと稱し居れり。通化城内には移住鮮人の居住する者少く信徒は、僅々數戸に過ぎざるを以て未だ獨立の教會を有せず、日曜日には附近より集合し來るも、其の少き時は一信者の居宅に於て禮拜し、多き時は支那教會を借りて支那人信徒と共にし、又は其の禮拜後に之を借入ることあり。從て雙方は親密なる關係を維持す、而して支那教會に於ける牧師は鮮人布教の效果の顯著なるを見て、英國宣教師の指導の下にある我等は十數年の日子を費すも、僅に七百名の信徒を得たるに過ぎざるに、鮮人は兩三年の間に二千人の改宗者あり、驚くべしと稱せり。

大正二年十月江界に於ける米國宣教師二名は宜川に於ける米國宣教師一名と共に通化に來り、支那人教會を借りて鮮人信者の查經會を催し、信仰の向上を圖り向後一年間の布教方針を議せり。會期一週間來會者七百人に達し頗る盛況なりしを以て、其の後も毎年之を開催しつつあり。長白附近にも稍多數の信者あり、毎星期日各教會に三四十名以上の集合あり。各教會には長老、執事、助手あり共に鮮人

なり、米國宣教師は一年一回以上は必ず出張す。

(2) 天道教 輯安縣内大平面福西岔及小窪而小西溝に、各一箇の教會を有し、生徒合計約一百名あり、一ヶ月又は二ヶ月に生徒の集合を催し、東經演義三壽要旨聖訓演義等を講す、集合員人小西溝は二十名乃至四十名福西岔は二十名内外なり、共に楚山大教區長の管轄に屬す。

(3) 檀君教 桓仁東昌學校を以て教會に充て、其の生徒は勿論附近の鮮人を集め、同教の布教と共に排日の思想を鼓吹しつつあり。同教の主旨は「韓民族の祖先は白頭山麓より出て支那民族及大和民族の如きは其の支族に過ぎず、故に我等は努力して國權を回復し扶餘民族と扶餘國の獨立發展を圖らざるべからず」と云ふにあり。集合期日は一定せずと雖集合者は時に四百名に達することあり、横道川方面に在ても之が布教に従事しつつあり。

(4) 侍天教 信徒少數にして特に記すべきことなし

第三節 奉天附近及其の奥地々方

此の地方朝鮮人の信教狀態も亦朝鮮内地に於けると格別の差異なきも、耶蘇教及天道教の勢力なるものあるは稍注目に價すべく、宗教及類似團體としては耶蘇教、濟愚教及天道教の三種あり耶蘇教は奉天與京通化柳河の各縣最盛にして、信徒約一萬人を有し、濟愚教は與京桓仁通化地方に勢力を占め、信徒約六萬人を算す、而して天道教は輯安地方に勢力を張り信徒約三百人を有し、仍何れも其の教勢擴張に努力しつつあり。

興京縣地方

八〇

地方別	種別	基督教		天主教	天道教	其他	以上計	無宗教
		長老派	監理派					
東部		一四					一四	
西部		二七					二七	
南部		一四					一四	
計		五五					五五	

鐵嶺地方

縣別	教別	男女	邦人系		朝鮮人系		外人系	
			布教所	教役者	布教所	教役者	布教所	教役者
海龍縣	新教							
柳河縣	新教							
鄭南縣	新教							
合計								

第四節 吉林地方

當地方に於て目下活動しつつある宗教は唯一の耶蘇教（南監理派長老派）天主教あるのみ之等耶蘇教

中南監理派は、長老派よりも遙に優勢の地歩を占め、吉林總領事館内を通して信者數千數百を算すと稱せらる。平壤より毎年二回宣教師巡回す、大正十二年來住せる孫貞道は大に活動を開始し、目下禮拜堂設立且つ小學校幼稚園を設立す、吉林、額穆、濛江に傳導師を配屬し、布教に力め現在の數は吉林總領事館内を通して、約二千人を算し禮拜堂六七ヶ所あり。

第五節 北滿地方

當地方も吉林地方と同じく耶蘇教の外見るべくものなし。

哈爾濱に北監理派禮拜堂一、海林に南監理派禮拜堂二あり。信者は前者五十人、後者七十人あり。何れも鮮人傳導師駐在して、布教に従事し年一回内外朝鮮又は沿海州より、米人宣教師巡回し來るも、大體に於て活動の見るべきものなく、思想風教を左右するの勢力なし。露國歸化鮮人は悉く舊教信者なるも、這是其の帝政當時國教たりしが爲と、且之に依り各種の便利を得たるが爲にして（詳細は西比利亞に於ける朝鮮人の宗教關係を記述するに當りて述ぶべし）今日に於ては、只形式的に聖像を安置禮拜するに止まり、篤信者極めて少なし。

第六節 西比利亞特沿海州地方

西比利亞に於ける宗教は、露國々教たる希臘舊教を以て統一せらるゝあり。而して千八百十四年の當時に在ては、移住朝鮮人は歸化を條件として十五「デシヤーチン」の土地に付、無償讓與を受くるの便

あり。其の後に迄ても、歸化朝鮮人は土地の借入等に付、各種の便宜あるも一面歸化の條件としては、國教たる希臘舊教信者たるを要せし、關係上、移住朝鮮人中には眞に舊教信者たらずして、只表面其の之なるが如く装ひ續々歸化する者あり。又往々非歸化朝鮮人中に在ても舊教を信する者あるに至り、依て居住生活の便宜と利益を得んとするもの尠からず（歸化の手續は只露國寺院に就き其の舊教信者たるを告げ名簿に登録するを以て完了す）千九百九年末より、十年に亘り極東より朝鮮人を追放するの風評あるや十年夏浦潮附近の河中に依り洗禮する者多かりしも、這は一部の僧侶が此の風評を利用して信者を増加し依て賞與を得んと欲し「洗禮を受ける者は追放の危を免る」と宣傳したる結果にして、之亦眞に信仰を繋ぐ所以に非ざりしなり。

千九百九年末浦潮傳道組合の報告したる處は、左の如く之に依れば以て西比利亞在住朝鮮人の信教狀態の一斑を窺ふに足るべし。

從來極東に於ける朝鮮人の多くは眞の耶蘇教信者に非らず而して現在も仍其の狀態に在り彼等は「シヤマン」教を奉して諸式に「シヤマン」教の作法を用ふ信者と稱するものの結婚式はキリスト教的なるも多くは實際結婚後長日時を経て始めて式を擧ぐるを常とし葬式は「キリスト」教式を用ゐず埋葬も墓所を隱匿し秘密に埋葬する者多し時に耶蘇教僧侶に依て葬式の營まるるものあるも之等の僧侶立去れる後には「シヤマン」僧來りて更に「シヤマン」式葬式を執行す千九百十年沿海州に於ける耶蘇

教信者は（此の邊の記述に於て耶蘇教と稱するは總て希臘舊教を云ふ）男子五千九百五十五人女子四千二百八十二人計一萬二百三十七人なるも其内教會堂に出席するものは男子二千十一人女子九百六人に過ぎず（本書記述者云はく歸化朝鮮人の數及其他的の狀況に顧み又他の調査書に依つて考れば朝鮮人中希臘舊教の信者四萬人内外を算すべく本文に一萬二百有餘の信者とあるは尠なきに過ぐべし）曾て「サナドゥォロ」村より十一露里を隔つる田舎にて朝鮮人十四戸か「アンホヘラ」なる村落を形成し居るを見たり彼等は二十年乃至二十五年前に耶蘇教信者となりたることを戸籍に記入しあるも眞に耶蘇教を信する者は男子のみにして女子及子供は何れも佛教を信じつつあり事情如斯なるを以て極東に於ける對朝鮮人布教は今後大に努力を爲すの必要あり然るに露國耶蘇教傳道師は徒らに金錢を欲して眞に職務に忠實ならず朝鮮語を解するなく又朝鮮人の生活狀態等を研究すること尠なし之等は一は彼等傳道師が家族の生計に迫はるゝが爲なるを以て我々は妻帯せざる老傳道師を送ると共に朝鮮語を習ひ東洋の事情を研究する爲の學校を設くるの要あり現在の傳道方法は此際全く改むるを可とす

希臘舊教と朝鮮人の關係概ね如斯にして、表面丈にせよ兎に角舊教信者なるものは、東部西比利亞在住者中の約三割にして、其の他は其の本國傳來の天道教、檀君教其の他各種の迷信教を信するか若くは無信仰なりしも露國革命以來米國宣教師に依て、長老派、南監理派等の新教盛に布教せられ、近時朝鮮人間に一大勢力を占むるに至り、其の信者數一萬數千を算するの狀況に在り。以下各宗教別に其の概要

を述べんとす。

(1) 希臘舊教

羅馬「カトリック」教は元來露國々教にして、歸化の條件たりしを以て從來其の信者少からざりしと前述の如くなるも、千九百十七年露國革命と同時に鮮地より長老派傳來せし爲改宗するもの多く、之れか爲舊教は漸次衰頹の形勢に在り。

(2) 長老派

長老派の西北利亞に其の羽翼を延したるは、千九百十七年露國革命勃發當時其の政情浮動に乗じ、官憲の許可を得て新韓村韓民學校内に禮拜堂を設け、根據を作りたるに始まる。今や該教は西北利亞各地に信者を吸収して、其の數七八千名を算し各派中勢力尤も盛なり。

(3) 南監理派

南監理派も露國革命後鮮内地より渡來したるものに係り、浦潮には既に長老派先鞭の勢力を張り之を浸し難きを以て、尼市に根據を作りて徐々に其の勢力を延ばし、大正十年五月に至ては朝鮮人牧師鄭在徳なる者崇神女學校（小學校程度）を尼市に創立し、校舎を教會に兼用し同校教員兼牧師數名と共に尼市及其の附近朝鮮人部落に對して、布教に努めつつあり。大正十年六月浦潮長老派の内訌の塵に乘じ、其の信徒爭奪に奔走したることあるも、格別の効果を收むるに至らず、而して同教も其の勢力を地方に

伸さんとし、目下「バラバシ」蘇城方面の布教に全力を盡しつつあり。之が爲之等の地方に於ては相當の成績を挙げ、今や各地を通じて信者數五、六千と稱せらる近來米國宣教師の來住頻繁を加へ、盛に物質的援助を與へて人心の收攬に努め、大正十年十月男子部崇神學校を設け忽ちにして兒童百數十名を收容する等、教育其の他の好餌を與へて宗教の宣布に努むるの狀、大に注目に値するものあるべし。

(4) 天道教

朝鮮獨立騒擾前後の移住者中にも、既に天道教信者ありしも之が傳導に従事したるは、大正十年七月新韓村に「天道教海參傳教所」なるものを設立したるに始まる。

天道教は彼の獨立運動の首腦たりし關係上、新韓村居住朝鮮人の之を歡迎するもの甚だ多く、傳導開始以來日尙淺きに不拘、大正十年十二月末西北利亞全般に宣りて、布教所三十三ヶ所信徒千六七百名を算するに至れり。之等傳道者及信者中の主なる者は多くは、鮮内地の排日鮮人間に連絡を有するもの如く、將來侮り難き趨勢に在り。

(5) 檀君教

朝鮮人は其の何れの宗教派に屬するを不問別に一般に檀君教を信仰する者多し。之蓋し建國の古きを誇り民族的の自尊心を満足する爲、恰好の史實たるべければなり。從來朝鮮人編纂の教科書的書冊に在ては檀君紀元を記し、之を最近迄各學校に於て使用したるに徴するも、其の間の消息を窺ふに足るべ

し。

元來本教は集合禮拜を行はざりしも、大正十年十一月新韓村に於て祭禮を舉行し其の成績良好なりしを以て、爾來之を續行し益々發展の趨勢に向へり。去れば檀君教は天道教と共に、將來悔るべからざる勢力たるに至るべし。

第七節 豆満江對岸北間島地方

此の地方に於ける朝鮮人の宗教關係に在ては耶蘇教、天主教の活動特に見るべきものあり此の間又一而天道教、侍天教、檀君教等の多少教勢を競ふものある以外は、滿洲内の他地方と異なる處なし。

(1) 天主教 同教は今を距る二十數年前元山に於ける一佛人宣教師が、會寧を経て龍井村に來り貧困者に金品を惠與し病者に醫療施藥をなして、布教を試みしと濫觸し當地方に於ける各宗派中最古の歴史を有す。明治三十八年龍井村及和龍縣三丹峰に教會堂を設置し、宣教師を常駐せしめ遠近の村落を交々巡遊布教し、或は信者の子弟を教育して新智識の普及に努めし結果、勢力頓に旺盛となりしも現時耶蘇教の爲漸次勢力を殺滅せられつつあり。三丹峰駐在の佛人宣教師は、大正四年歐洲戰爭の爲め本國に召集せられしを以て、朝鮮人目下代理者主宰せり。同教は由來排日主義を以て聞えしも、今や時勢の推移に伴ひ不隱の言動を弄することなく、現に大正八年三月間島に勃發せし朝鮮人の獨立運動には、耶蘇教一部の信徒の之に加盟せるにも拘らず、佛人宣教師のみは超然たる態度を持して毫も不審

の行動を認めざりしに徴し、其の思想の善良を認むべく、現在布教所三十二箇所あり信徒數九千三百二十人を有す。

(2) 耶蘇教 明治三十九年頃京城より李相禹なるもの、龍井村に渡來し瑞甸義塾と稱する一書塾を設け朝鮮人兒童の教育に従事する傍ら、盛に布教に努めたる結果信者の數漸次増加するに至りしも、其翌年彼は密使として和蘭海牙に海航の爲此の地を去れり。而して其の去るに臨み後事を友人等に委託せしめ、明治四十年七月統監府派出所の設置せらるるや、彼等は該塾の維持困難に藉口して之を閉鎖せり。然るに其後信者等は元山に於ける英領加奈陀長老派の教會に向け、宣教師の派遣方を懇請するや、爾來毎年數回教師を龍井村に派し、附近一帯を巡回布教せしめ大正二年に至りては、宣教師の住宅を龍井村に建築して常駐に便ならしめ、布教に努力するの外學校を設けて信者の子弟を教養し、又病院を設立して病者を施療し慈善博愛主義を標榜して信者を邀ふるに至り、教勢復往年を凌ぐの觀あり。從來同教の信徒中には極端なる排日思想を抱けるもの多く、宣教師も亦布教の一手段として密に之を鼓吹するが如き風ありしも、其の後氣風一變して我に親近の態度を示すに至り、喜ぶべき現象を呈せるに當り、偶々獨立運動の開始せらるるあり、其の主謀者の大多數が同教の信者なりし關係上、宣教師等は暗黙の間に彼等を庇護して諸種の便宜を與へたり。現在三十四箇所布教所を有し、間島全般の三教區に分ち男女三名の英國人宣教師之を擔當して布教に従事しつつあり、信徒數九百七十戸

四千三百人を算す。又耶蘇教の一派と目すべきものにして、大韓基督教なるものあり同教は約二十年
前米國より（一説には英領加奈陀とも云ふ）鮮名を片爲益と呼べる外人元山に渡來し、獨立を以て教
義を説き大韓基督教と命名して、一般耶蘇教と區別し主として北鮮地方に布教傳播するや、間島にも
今より十數年前江清縣管内に移住せる朝鮮人中間教を信仰せるものありしに基因し、同地に三百有餘
人の信者あるに至れり。同教徒は排日思想熾烈にして過激なる言動を弄するを常とし、殊に大正四五
年の交には彼等の巢窟たる江清縣泰耕社松芬大甸子（朝鮮人は羅子溝と呼稱す）に武官學校を設け青
年子弟を養成し、祖國の恢復を圖謀せしことあり、同校は大正六年廢止せられしも今尙危險分子の存
在するあるを以て、彼等に對しては常に我官憲に於て注視を怠らず目下同教の布教所三箇所あり、侍
天教間島移住鮮人中には夙に同教を信奉するもの多數あるに不拘、一定の布教機關の備なかりしも、
明治四十年統監府派出所の龍井村に開設せらるるや、同教京城總本部より李熙應なるものを派遣して
支部長となし、信者を統括して布教に努め又學校書堂を各地に設立して、朝鮮人の教育指導に努めた
り。其の後明治四十二年十月統監府派出所の撤退せらるるや、各地所在の布教所及學校等も亦廢止し
爾來纔に龍井村に一教堂を保持するに過ぎざりしも、同四十四年京城本府より資金を仰ぎて五層樓の
煉瓦建禮拜堂を建立し、毎日曜毎に集會布教し居れり。同教信者は穩健なる思想を有するもの多きを
以て、獨立運動にも全然傍觀の態度を持し之に左擔するもの全く無く、近年復漸次教勢擴張の氣配を

示し、目下八十四箇所の布教所と生徒八千二百二十九人を有す。

(3) 大宗教（別名檀君教） 明治四十四年夏京城より李貞完なるものと龍縣鶴城村に來りて、布教に従

事せるを嚆矢とす。其翌年同教の都司教羅詰なるもの初めて龍井村に來り、布教に従事し後和龍縣平
崗上里社三道溝に居を構へ、青一學校なるものを興して教育を施し、又大宗教々典を編纂して教義の
普及に力め或は各地方を巡歴して、入教を勧誘したる結果信徒數漸次増加したり。従前同教の信徒に
は祖國の滅亡を憤慨して往々不穩の言動をなすものあり。大正八年の獨立運動には一部の徒の之に參
加するものあるを見たり。信徒數二千百〇九人に達し三ヶ所の布教所を有す。

(4) 天道教 同教の明治三十九年京城に於て侍天教より分立するや、間島に於ける同教の首領株たる金
得雲、黃熙龍の兩名は間島に於て教徒を收容し、彼等より毎年數百圓を徵收して之を京城の本部に送
致し以て相互の連絡を保ち、同四十一年局子街に韓明義塾なるものを設立して、教徒子弟に教育を施
し一方天主耶蘇の兩教と接近して、互に氣脈を通し又親支を標榜して排日的氣勢ありしも、同四十四年
に至り同塾は財政困難の爲遂に之を廢止せり。其の後鐵城地方に根據を構へ間島に迄教育及布教の手
を伸せしも、生徒數僅少なるのみならず、信者も亦多からずして萎靡振はず、現在十一箇所の布教所と
三千六百八十六人の信徒を有するに過ぎず。獨立暴動事件には其中心人物が、耶蘇教徒なりし爲同教
徒は著しき活動をなさざりしも、一部の徒耶蘇教徒と呼應して不退の言動を敢行せしものありたり。

(5) 佛教 明治四十四年春北京より鮮人僧金本烈なるもの龍井村に來り、内鮮人の有志者より義捐金を募り侍天教堂の南側に家屋を建て、布教を開始せしも其後僧侶を代ふること數人財政亦窮乏の爲布教所の維持困難となり、殆んど自然廢滅に歸せる狀況なり。

大正十年四月以來本派本願寺に於て、龍井村に布教所を設けし内地人僧侶一名を常駐せしめ、布教の傍施藥施療を爲しつゝあるを以て、最近朝鮮人中に多少の信者あるに至れり。布教師三、信徒四十三名なりとす。

右の外青林教、元宗教、侍天教、濟愚教、儒教あり。

間島(琿春縣を含む)地方朝鮮人宗教狀況一覽表

(大正十四年六月末期)

宗教別	分	延吉縣		和龍縣		汪清縣		琿春縣		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
天主教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
基督教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
佛教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
儒教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
其他	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六

宗教別	分	延吉縣		和龍縣		汪清縣		琿春縣		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
天主教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
基督教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
佛教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
儒教	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六
其他	計	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六	一、六六六

第六章 衛生

第一節 總 說

滿洲及西北利亞地方に在ては、鐵道沿線の主要都市以外文明的施設の見るべきもなく、鐵道沿線の主要都市と雖も衛生設備に在りては、未だ充分なりと稱し難く其の衛生思想の如き、尙未だ幼稚の域を脱せざる状態なるを以て、奥地一帯に於ける多數朝鮮人の衛生思想に至ては、推して之を知るべし。蓋し奥地居住の支那人朝鮮人の多くは郷國を出て、既に年あり爾來何等文化の汲收を爲さず、又汲取し得べき便利なき爲殆ど前世紀の遺民たるが如き状態に在り、從て其の衛生思想の如き亦絶無と云ふも強ち不可なきものなる如し。然れども痛苦の實際に當ては之が療養を欲するなきに非ざるも、而も之が爲適當の醫療機關なきを遺憾とするの狀態に在り。

第二節 南滿洲に於ける衛生狀態及醫療機關

安東、大連、鐵嶺、撫順、奉天、長春、吉林の如き大市街地方に於ては上下水道の如き略備はり、醫療機關の如き亦格別不足を感せずと雖も、同地方在住朝鮮人中多くは衛生思想に乏しく、加ふるに生計困難の狀に在る者多きを以て、醫療機關を利用するは眞に九死一生の境に立つ者多きを占め、通常は賣藥に依て自家療養を爲すを例とす。而して之等の賣藥は例の舊來の草根木皮にて西洋藥種は殆どなし、

地方部落及奥地農村に於ける衛生狀態は眞に慘憺たるものに屬し、衛生に關しては全く無關心と云ふも不可なく、此の點支那人下層社會より仍以下に在りと云ふを妨けず。朝鮮人中支那人家屋の一半を借り居住せる者に在ては屋外は稍取片付あるも、朝鮮人の多く居住する部落にして且朝鮮人のみ居住する家屋に在ては、屋の内外共曾て一度も箒を當てたる事なく、庭前には藁雜草其の他塵芥飛散亂置し汚水は所嫌はず投棄し、室内は幾分清潔を保ちあるも土間の部分は雜草、藁等を積重ねあり。剩へ痰唾の如きを土間に吐放する等の事由に依り屋内は異様の臭氣に充ち一見其の非衛生的なるを思はしむ。實況如斯なるに加に空氣の乾燥塵埃の飛散甚しきを以て呼吸器病極めて多く、粗食にして河水其の他水質を撰はずに夏期の外は二食なるを以て、消化器病者亦多く、入浴せず狭き室内に多人數起臥するを以て皮膚病も多く。花柳病、婦人病の如き亦尠からざるは好く此の地方の缺點を顯すものと云ふべし。

此の地方中多數集團の部落に在ては、支那人及朝鮮人の漢方醫、醫生式の者あるも之等は勿論技術拙劣にして殆ど頼むに足らず。之等地方部落中主要地（奉天、新民、通化、撫鹿、大袍道、海龍、農安、伊通、吉林、安東）には日本赤十字社診療所を兼ね、内地人醫師の開業せる者あるも其の鐵道沿線以外の地に在ては、衛生思想極めて幼稚にして病氣身命よりも、金錢を惜むと云ふも不可なき實情なるを以て、就て診療を乞ふ者比較的少く多くは賣藥店に就て、古來の賣藥を求め自家療養に従ふを常とす。

藥店は各地にあり通化市内の積盛和の如きは、其の店舗の宏壯なる通化第一と稱せらる。之等藥店中

には醫術を辨ふる者殆どなきに不拘患者の容態を聴きて之に投藥するもの多し。之等の事情に顧み大正十年以後本府は相當補助金を交附して安東、奉天、興京、通化、吉林等二十餘箇所朝鮮人醫師を配置し其の地に於て施療に従事すると共に、時々地方に巡回施療を爲さしめつゝあり。

種痘は近年一般に歡迎せらるゝに至れるを以て、領事官等の請求ある毎に之亦總督府の經費を以て多數を配付するが故に、近時比較的普く接種せらるるに至れり。鐵道沿線の主要都邑に於ける以外他地方の公衆衛生設備は何等殆ど記すべきなく、只都邑地に限り警察署の干涉に依り又は囚徒をして時々下水の排除道路の整理を爲すに過ぎず、尤も通化縣邑内に在ては知事潘德基氏大連の市街を見て感ずる處ありしに由て、道路を修理し之に並木を植へて歩道と車道とを區別し、下水溝を設け街燈を奨勵して清潔と交通の便を圖りつゝあり。

奉天地方施療患者病類別

(昭和二年六月中)

病 類	別	年 齡		延 人 員	備 考
		五才以下	二十才以下 以二十一才 計		
全 身 病	男 女 計	11	14	25	
神 經 系 病	男 女 計	1	1	2	
呼 吸 器 病	男 女 計	1	1	2	

通化地方施療患者病類別

(昭和二年五月中)

病 類	別	年 齡		延 人 員	備 考
		五才以下	二十才以下 以二十一才 計		
消 化 器 病	男 女 計	11	14	25	
眼 病	男 女 計	1	1	2	
耳 鼻 咽 喉 病	男 女 計	1	1	2	
皮 膚 病	男 女 計	1	1	2	
傳 染 病	男 女 計	1	1	2	
其 他 病	男 女 計	1	1	2	
計	男 女 計	11	14	25	

病 類	別	年 齡		延 人 員	備 考
		五才以下	二十才以下 以二十一才 計		
全 身 病	男 女 計	11	14	25	本月中ノ傳染性疾 病として左 の一、痘瘡一名
神 經 系 病	男 女 計	1	1	2	

北滿に於ける衛生状態は、南滿の夫に比し格別の差異なきも、之に關する設備は更に一層不完全なり、哈爾濱の如き大都市に於てすら、未だ上水道の設備なく、下水設備は皆無と稱し難きも、甚だ不完全な

第三節 北滿洲に於ける衛生状態及醫療機關

病類	計	其 他	傳染 病	皮膚 病	耳鼻 咽喉 病	眼 病	消化 器 病	呼吸 器 病	神 經 系 病	全 身 病
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
一月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
二月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
三月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
四月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
五月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
六月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
七月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
八月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
九月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
十月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
十一月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
十二月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一

在海龍分館管内朝鮮人患者數總計表

(自大正十四年一月至同十二月末)

病類	計	其 他	傳染 病	皮膚 病	耳鼻 咽喉 病	眼 病	消化 器 病	呼吸 器 病	年 齡	延 人 員	備 考
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	五歲以下	一	
二月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	二十歲以下	一	
三月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	二十一歲以上	一	
四月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	計	一	
五月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	延人員	一	
六月	二五	一六	一	一	一	一	一	一	備考	一	
七月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
八月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
九月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
十月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
十一月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
十二月	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	
計	二五	一六	一	一	一	一	一	一		一	

り、殊に同市の大部分は、濕地を埋立たるものにして、甚しきは夏季床下に水溜を生ずるあり、地方小都邑及農村に至りては、全く公共的の衛生設備なく、又家屋は都鄙共耐寒を主眼として建設したるものに係り、通風採光共に十分ならず、加ふるに冬季は出入すべき窓戸一箇所を除き他悉く密閉したる上、採暖を爲すが故に空氣は不潔にして、且極度に乾燥し加之に運動不足勝を以てする等非衛生の點多し。此の地方に在ては、露支人も亦共に衛生思想低く、殊に下層支那人に至りては、殆ど文明人の想像も及ばざる不衛生の生活を爲すが故に、年々「コレラ」「腸窒扶斯」「赤痢」「天然痘」等の發生を見ざるなく「ペスト」の如きも、亦數年毎に慘害を流しつつあり。

醫療機關は哈爾濱に於ては、露支及鮮内人共相當の技術設備を有するものもあるも、其の他の地方に至ては、只一、三の都邑に朝鮮人醫生程度のもの開業するのみ。朝鮮人居住地中朝鮮醫師あるは、哈爾濱海林及依蘭の三箇所のみなる爲、農村に散在するものは此の便宜に浴すること容易ならざるを以て、之等は概ね草根木皮を以て、自家醫療を爲す傍唄呪禁脈を爲すに過ぎずして殆ど生死を天に委するの狀に在り、移住鮮人の衛生狀態に就き、之を統計的に知るべき資料なきも、大正十年十二月以降總督府の補助に依り、開始したる診療機關の披に就て見れば、左表の如く呼吸器病及消化器病最多く、皮膚病婦人病阿片中毒之に重き、且之等の患者中には慢性となれるもの多し、右は大部分都邑及其の附近に於ける診療の結果を表はせるものなるに不拘、而も猶如斯なるを以て奥地の衛生狀態は思ひ半に過ぐるものあるべし。

概況上述の通にして、之が改善は先づ哈市の公衆衛生設備より着手せざる可らざるも、今日に於ける露支の國狀に在りては、差當り到底實施し得べくもあらず、地方部落殊に農村に至ては、之亦實行容易の業に非らず、暫くは個人衛生に關する思想の喚起向上を圖るの外なきも、地方部落に於ける醫療機關の缺如せること之亦上述の如くなるは洵に遺憾なりとす、目下朝鮮人救療施設として、大正十年十二月以來朝鮮總督府の補助に依り、哈爾濱、海林、一面坡、寧古塔、綏芬河に診療所を開設し常時診療を爲すと共に、地方には巡回診療を行ひつつあり、哈市に於ける常時診療は、哈市地方在住鮮人に當る處頗る大にして、開始以來毎日十數名の患者あり、此の外有料患者若干あり、然るに地方巡回診療は居住者の多くが農民にして、農村に散在するを以て、時間及經費の關係上一々各部落を巡回すること能はず、不得已主要部落に於て數日宛實施するの外なきも、斯ては遠隔の老幼及重患者は、此の恩恵に浴する能はず、假りに診療を受け得たりとするも、僅々數日間の出張診療に終り、其の後は暫く投薬を得るの便さへなき有様にて、慢性疾患の多き鮮人の間には、到底眞の治療目的を達し難き憾あり。

大正十五年十二月分診療患者類別

(哈爾濱地方)

病 類 別	年 齡			計	延 人 員	投 薬 延 日 數	摘 要
	五 歳 以 下	二 十 歳 以 下	二 十 一 歳 以 上				
全 身 病 (男 女)	11	11	11	11	11	11	
神 經 系 病 (男 女)	11	11	11	11	11	11	

病 類 別	年 齡		延 人 員	投 藥 延 日 數	摘 要
	五歲以下	二十歲以下			
呼吸器病	1	1	2	3	
消化器病	1	1	2	3	
眼病	1	1	2	3	
耳鼻咽喉病	1	1	2	3	
皮膚病	1	1	2	3	
傳染病	1	1	2	3	
其他	1	1	2	3	
合 計	6	6	12	15	
計	女男	女男	女男	女男	

100

第四節 吉林地方に於ける衛生狀態及醫療機關

吉林地方管内に於ける大市街地としては、吉林なるが當地に於ては、上水道は昨今漸く支那側に於て之が設置の議纏りたるが如く、下水道は極めて不完全なるものあり、而して吉林省城一帯は井水に鹽分

有機物を多量に含有するを以て、在住民は殆ど松花江の流水を飲用しつつあり、然るに降雨期又は解氷期は水流は汚濁を極め、到底飲用に耐へざるものあり、然れども衛生思想の低級なる朝鮮人に在りては醫療機關の比較的完備し居るを以て、何等の不足を感ぜざる程度に在り。

地方在住鮮人は、支那人家屋の一半に雜居し、極めて不衛生的に起居し、醫療機關の如きも縣公署所在地に在りては、漢法醫なきにあらざるも、生計困難の爲醫藥に頼るもの少く、舊來の草根木皮の賣藥を用ひ、稀に阿片療法をなし居るの狀況に在り、額穆、敦化及樺甸の三縣は、山岳性甲状腺症の風土病あり、支那人の罹病者、非常に多きも鮮人中之に犯されたる者なき由なり。

一般鮮人は、夏季は消化器病多く、冬季は空氣乾燥し、且溫突燃焼の爲呼吸器病、眼病多く、而して入浴せざるを以て、皮膚病患者少からざるが如し、吉林に於ける鮮人民會囑託醫の取扱ひたる施療患者病數別を示せば、左表の如し。

大正十四年度施療患者病數別表 (延人員)

區 分	前 中 期 分		後 中 期 分	計
	自四月	至九月	自十月	
呼吸器病	1	1	2	4
消化器病	1	1	2	4
眼病	1	1	2	4
耳鼻咽喉病	1	1	2	4
皮膚病	1	1	2	4
傳染病	1	1	2	4
其他	1	1	2	4
合 計	6	6	12	18
計	女男	女男	女男	女男

101

區分	前 半 期 分		後 半 期 分		計
	自 四 月 至 九 月	自 翌 年 三 月 至 九 月	自 四 月 至 九 月	自 翌 年 三 月 至 九 月	
消化器病	五三	三二	三二	八八	八八
眼病	四二	三三	三三	五五	五五
耳鼻咽喉病	三二	三七	三七	五九	五九
皮膚病	五五	三三	三三	六六	六六
傳染病	一	二、三六	一	一	一
其他	七五九	一	三、四六	二、三三	二、三三
計	一、七六〇	三、四六	三、四六	六、九二	六、九二

第五節 問島に於ける衛生狀態及醫療機關

問島商埠地に在ては、日支官憲の力に依り、幾分下水溝を設け街路樹を植へ、路面の掃除略行届き、官の命令に依り春秋二季各一戸毎に不完全ながらも、清潔を行ふあり、地方部落中に在りても、日支官憲の駐在する箇所には、其の注意に依りて近時住民の衛生思想を喚起し、街路の掃除屋内外の整理の如き、漸次改善の域に進みつつあるも、夏期の蠅の多きは商埠地に在ても、今仍滿洲名物の一たるに背かず、店頭の食物の如き蠅を以て掩はれ、其の實物の識別に苦む位なり、然るに問島在住者は支鮮人は、勿論内地人と雖も敢て多く之を意とせざるに至り、實際に於ける衛生思想の程度も、亦略察するに難からず、從て脚一度之等の地を離れて、地方村落に入らんが、人畜の汚物は路上に散亂して、不潔

悪臭名狀すべからず、而も其の附近に不完全なる井戸を掘鑿して、飲用するあり又は泉を掘し、河水を其の儘飲用するの狀、一見憐然たらざるを得ず、從て夏季には赤痢病多く就中「アミーバ」性のもの多し、腸炎狀斯は問島總領事館の調査に依れば毎年罹病者多きも六、七名少きは二、三名なりとあり、這は其の真相を穿たざる爲にして實際は相當數を算すべし、「アミーバ」性赤痢患者は比較的輕症にして此の外冬季には「インフルエンザ」流行し、春季には百日咳流行し、其の他呼吸器病者尠からず、癩疹、猩紅熱及痘瘡も時々流行す、花柳病も亦支鮮間に多し、之等は朝鮮人中に之等疾病の豫防及療養に付、格別意を用ひず、依然草根本皮に頼り、針灸禁脈を救命の良法と思惟する者頗る多く、殊に婦人は下體部を他人に示すを恥辱となすが故に、花柳病患者の如きは益々蔓延の傾向に在り、尙問島内に於ては別に地方病と稱すべきものなきも、鮮人を通して特有なるは身體不潔の結果皮膚病の多數なること之れなり。

就中膿泡疹等の疾病非常に多し、而して朝鮮人は衣服の洗濯身體の沐浴を行はざるもの多きを以て、該病の治療は一般に困難にして、傳染亦頗る容易なり問島病院の取扱に係る朝鮮人患者病類別を掲ぐれば、左表の如くなるも朝鮮人中診療を求むる者は、其の一小部分に過ぎざるを以て、本表は其の一斑を窺ひ得るに不過。

問島慈惠醫院に於ける朝鮮人患者病類別表

病 類 別	性 體		入 院		外 來		合 計
	男	女	計	日 數	計	日 數	
流行性耳下腺炎	1	1	2	1	1	1	2
流行性感冒	1	1	2	1	1	1	2
流行性腦膜炎	1	1	2	1	1	1	2
丹毒	1	1	2	1	1	1	2
トラホーム	1	1	2	1	1	1	2
其の他の傳染病	1	1	2	1	1	1	2
計	10	10	20	10	10	10	20
日 數	10	10	20	10	10	10	20

北間島内の一般衛生状態は概ね如斯なるも、醫療機關は漸次充實擴張を見之が爲、住民の衛生思想も亦漸く向上しつつあり、以下北間島内に於ける醫療機關に付記述すべし。

一、本府の醫療施設

明治四十年統監府は龍井村に慈惠病院を設け、軍醫をして汎く内鮮支人の施療に従事せしめたり、之
我在外、内鮮人は對する診療施設の起源にして、又間島に於ける公衆衛生機關の嚆矢なりとす、間島

問題解決を告げ統監府派出所の撤退となるや、同病院も閉鎖するに至りたるも、總領事館の開設と共に囑託醫を招聘し、新に龍井村に間島病院なるものを開き、産婆看護婦等を雇用して、一般の治療に従事せしめ特に朝鮮人に對しては無償治療をなしたり爲に忽ち支鮮人の信用を博し、診療を乞ふもの日々増加せしを以て、漸次病院擴張の必要に迫られ、大正七年に至り組織を改善して、間島慈惠醫院と稱し間島病院に於ける従前の事業一切を之に繼承せり、同醫院には醫學士を院長に置き、醫員として内鮮人各一名を置き、入院及外來患者の診療に努め、其他毎年時期を定め地方主要部落を巡回して窮民患者の救療に従事す之れが爲内外人の信用日に厚く、當地方唯一の進歩的醫療機關として推賞せらるるに至れり、現在は院長の外醫員内地人二人朝鮮人二人あり、外は調劑師其の他附屬員相當あり殊に同院には種痘認許員なるもの約三十名を附置す、之等認許員は總督府より無償にて痘苗の配付を受け、地方を巡回して一般朝鮮人に對し手数料五錢以下を以て種痘を施し居れり其効果良好にして當地に於ける天然痘は近時殆ど其の流行の跡を絶てるの觀あり。

問島朝鮮人會囑託醫施療患者病類別表

(昭和二年十二月)

病 類 別	年 齡 別			計	延 人 員	備 考
	五 歲 以 下	十 歲 以 下	以 上			
全 身 病 (女男)	11	13	21	45	20	

病 類 別	年 齢		計	延 人 員	備 考
	五 歳 以 下	二 十 歳 以 下			
神 經 系 病	1	1	2	1	
呼 吸 器 病	1	1	2	1	
消 化 器 病	1	1	2	1	
眼 病	1	1	2	1	
耳 鼻 咽 喉 病	1	1	2	1	
皮 膚 病	1	1	2	1	
傳 染 病	1	1	2	1	
齒 科	1	1	2	1	
外 科	1	1	2	1	
計	10	10	20	10	
男 女 合 計	10	10	20	10	

二、支那側の醫療施設

支那官憲に於ても、我醫療機關の施設に對抗して、宣統元年八月局子街に官立醫院を開設し、龍井村に其の分院を置けり、局子街には院長及副院長各一名及藥局生看護人及鮮語通譯書記を合せて六名の職員あり、入院患者を收容するの設備あるも、定員十四名に過ぎず外來患者最多き時は五十名に達することあるも一日平均は約三十名にして、此の内朝鮮人約半數を含むの實況なり、貧窮者に對しては無料施療をなすも、花柳病患者のみは絶対に施療を爲さず、龍井村の分院には院長及副院長の外看護人二名及藥局生一名あり、又入院患者定員は四名にして、外來患者に一日平均三十五名を算す、之等患者中約六割は朝鮮人なり。支那官立醫院は設備其他の點に於て、到底我慈惠醫院及耶蘇教病院に及ばざるのみならず、診治に對する信用も亦遙に劣れり。

三、耶蘇教側の醫療施設

龍井村に耶蘇長老派の經營に係る濟昌病院あり、英領加奈陀人エス、エツチ、マルサン（パチエラー、メヂシ）院長として大正四年渡來し助手として、朝鮮人醫師一名藥劑手書記各一名と英人看護婦長一名の下に朝鮮人看護婦三名を置き常に信教者のみならず、一般の診療に従事す患者よりは十錢の診察料を徴し藥價は實費を徴收す、同院は入院治療の設備不完全なりしが大正七年十月之が擴張を爲し現在に於ては其の規模の大なること、日支兩國病院を凌駕すべし、然れども醫療上の信用は未だ我が間島慈惠醫院に及ばざるが如し。

四、開業醫

正當の資格を有する日本人開業醫は局子街、頭道溝及百草溝に各一名あり、一般の治療に従事するの外總督府より囑託手當を受けて朝鮮人窮民の施療に従事す、其の他領事館に於て相當の學識と經驗を有する内鮮人に對し、特に地域を限定して醫術の開業を許可せしもの龍井村九名（内地人醫師五名内地人齒科醫一名鮮人齒科醫三名）頭道溝二名（内一名は内地人）あり、右の外支鮮人にして醫業に類する業務をなすもの尠なからざるも何れも、其の技術幼稚なる所謂漢方醫的のものに過ぎず、尙之等私人に依る醫療機關及藥舖にして局子街管内に在るものを擧ぐれば左表の如し。

社名	洋	醫	漢	方	醫	藥	舖	備	考
九松煙社									
近集崗社									
依蘭溝社									
門樓溝社									
河東社									
三郎社									
局子街									

洋醫は限地開業なり

備考 此の内地人は局子街に醫師一藥舖二あるのみにして他は全部朝鮮人なり

第六節 北間島に於ける牛疫及其の豫防施設

一、牛と間島

北間島地方に於ける畜牛の總數は、六萬三千餘頭にして此等畜牛は皆な富裕ならざる移住朝鮮農民の爲には、重要な農業資本たり、畜牛は彼等の耕耘開墾の原動力となり、收農交通運輸等は彼等獨特の牛車に依て行はるる状態なるを以て、一朝牛疫の侵入に際し畜牛を失ふに於ては、重要な農業資本を失ふのみならず、物資の運搬停止となり、百事殆ど休止すと稱するも不可なき有様なるを以て、特に本章に於て一項を加へ之に付て記さんとす。

最近數年間に於ける、耕地面積の増加及露領方面に移出せらるる畜牛の激增の結果は、移住鮮人の増加と相俟て年々畜牛の不足を感じつつあるを以て、若し此の際一時に多數の畜牛を斃死せしめ乃至使役不能に陥らしむることあらんか、耕種秋收交通運輸其の他諸般の事業にして牛畜の力に俟つもの多き特種状態に在る北間島の土地柄としては、右飼牛主の受くる直接損害の外、此の種間接の影響亦、甚大なるものあるは自然の勢なりとす。

從來一度牛疫の流行を見るや、自由に病毒の跳梁に委し状況慘憺たるものあり、明治十一年當地方に牛疫流行せる際の如きは、畜牛殆ど全滅の厄に遭へりと稱せらる、爾來隔年又は三、四年毎に流行

し、其の都度農民は尠からざる損害を蒙れるも、之が豫防に關して何等施設の講ぜらるるなく、明治四十年統監府派出所の設置と共に、始めて之が豫防の實施を見たり、之より先き當地方に於ける露國の勢力旺盛なりし光緒三十年頃、同國に於ては獸醫を派遣して實地の調査を爲さしめたる結果、朝鮮城津に牛疫血清製造所を建設せんと計畫を立てしも、遂に實行するに至らずして止みたり、支那側に於ては大正三年延吉道尹陶彬の在任當時朝鮮總督府より獸醫一名を招聘し、管下各縣より巡警三十名を選抜し同年七月より三ヶ月間道尹公署内に於て獸醫豫防講習會を開催し、豫防制遏上の知識を涵養せしめたり、之が爲從來の無頓着なりし支那官憲も牛疫の恐るべきを知得し、大正四年六、七月の交國境附近に牛疫頻發したる際の如き朝鮮の我官憲に先ち、鮮地との牛馬交通を遮斷し、以て病毒の侵入を防止するに努めたるは、曩に我獸醫に就て學習せし結果に外ならずして、支那官憲の斯疫に對する覺醒の證左と見るを得べし。

大正八、九年の二年間は牛疫の流行を見ず農民歡喜の狀にありしに大正十年に至り俄然大流行を見、殆ど間島全般に亘りて發生し、農作の不況貿易の不振金融の逼迫と相俟ち、間島地方の産業貿易經濟上に甚大の惡影響を與へたり。

大正十一年以來本府は間島朝鮮人會に對し獸疫豫防費年額七萬圓を補助し、獸醫四名を置き獸醫假免許員四十名を養成し、多數の囑託獸醫及獸醫警官を各地に派遣し、咸鏡北道及支那側官憲と協力し

て、豫防事務に努めむると共に一面活動寫眞を利用して、地方民に對し豫防注射の必要なることを周知すると共に、朝鮮獸疫血清製造所より五十萬瓦の血清注射液及九萬瓦の豫防疫を購入し、龍井村環春局子街貯藏所に貯藏し萬一に備へしむることせり。

第七節

東部西比利亞に於ける衛生狀態及醫療機關

此の地方に於ては浦潮、尼市其の他主要都會地と雖も、未だ上水道の設なく下水道は主要都會地中の樞要地區内は略ぼ備はるも、朝鮮人の多く居住する所謂場末地區に於ては、概ね下水道の設なし、然れども一般の衛生思想は、發達せる露西亞人の個人衛生に見習つて、相當に發達し市街地に於ては勿論地方部落に於ても、屋の内外共相當清潔を保ち居り、只奥地居住者に至ては滿洲地方居住の朝鮮人と選ぶ處なし。

東部西比利亞には風土病と見るべきもの少く、未だ其の慘害ありしを聞かず、概して健康狀態に在り。

醫療機關としては浦潮、尼市其の他主要都會地には開業醫のあるあり（尼市には朝鮮人醫師あり）浦潮を始め日本軍駐屯當時は、施療所あり此の施療所は主として一般鮮人患者の救療を目的とするものに係り、診療の効果漸く一般に周知せらるるに至れるを以て、施療患者は一日平均浦潮、尼市に在りては百名以上南部烏蘇里地方五、六十名の多きを算しつゝありしが、日本軍撤退に伴ひ中止す奥地に在りては殆ど醫師なく、而も之等地方の一般農民は個人衛生の觀念に乏しき爲、病養に付ては多く阿片を用ひ殆ど天然療法に任するの觀あり、從て徒らに天壽を失ふ者又は不具廢疾に陷る者少からず。

第七章 産業

第一節 總説

滿洲及西比利亞内に於ける朝鮮人職業中の、九割弱は農業に従事すと稱し得べきこと、既に第二章に述たるが如し、而して其の農業者中約七割は畑作に従事し、他の約三割は水田耕作に従事す、（此の割合は農業上の作業能力の割合を示せるものなり）畑作物の種類に在ては、間島地方と其の他の南滿地帯とに依て、差異あり又南滿地方と北滿地方乃至西比利亞地方とに依り、之亦差異あるも概して、粟、小麥、高粱、玉蜀黍、大豆、大麥を耕作し、東部西比利亞殊に烏蘇里地方に於ては、罌粟栽培に従事する者多し、畑作に就ては間島地方を代表的と爲すを以て、以下當該地方の畑作状況を記述せん。

第二節 間島地方に於ける農業

一、總面積及耕地面積

間島及琿春地方の陸地總面積は、一千六百五十六方里なり、其中間島に屬するもの一千三百九十四方里、琿春地方に二百六十二方里にして、可耕地の總面積は大約四十四萬町歩、其中間島三縣に於けるもの約三十六萬町歩琿春縣に於けるもの約八萬町歩と稱せらる、即ち每一方里に對する可耕地面積は二百六十五町歩の比率なるを以て、朝鮮内地に於ける每一方里の現在耕地三百町歩に對抗し得ること

を推知するに難からず、殊に本地方は、和龍縣の一部に崎嶇磊々の巖嶮あるを除き、爾餘の山嶽は概ね緩傾斜の丘陵狀を爲し居るのみならず、山骨は壤土質の肥厚せる表土を以て蓋はれ、常に放牧に適するのみならず、曾つて火田耕作に由りて、比較的急傾斜の山地耕耘に難澁せる移住鮮人は、如何なる山地と雖表土の肥沃せるを發見せば、直ちに拓きて之に禾穀を植えるを辭せず、故に以上の可耕地面積は唯今日に於て最も普通と思はるる計數を示したる者なり従つて今後移住鮮人の著しく増加を見るに至り、遂には耕地整理の必要を感ずる程度に迄農民の稠密なるに至らば、肥沃の山地は勿論、禾穀秋收の可能性ある地方は、悉く開墾せられ自ら耕地面積の著しく増大すべきは、極めて明白なる處なり、現在間島地方及琿春地方に抱擁せる移住鮮人は、大約三十六萬支那人約八萬に過ぎざるを以て、鮮内地に於ける人口每一戸に對する耕地面積二反五畝歩なるに徴すれば、當地方現在の耕地面積に開墾の餘地少しとするも、現在以上猶且優に一百萬以上の人口を抱擁し得るを見る。

二、作付總反別

大正十五年に於ける作付總反別は、間島地方十九萬六千六百四十九町二反歩にして、昨十年度の十六萬八千九百四十町八反に比し、實に二萬七千七百八町四反の作付増加なり。

縣別	汪清縣		和龍縣		延吉縣		縣別
	本年		前年		本年		
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	
粟	二八	二七	二八	二七	二八	二七	粟
大豆	八	八	八	八	八	八	大豆
小豆	八	八	八	八	八	八	小豆
大麥	八	八	八	八	八	八	大麥
小麥	八	八	八	八	八	八	小麥
玉蜀黍	八	八	八	八	八	八	玉蜀黍
劉黍	八	八	八	八	八	八	劉黍
黍	八	八	八	八	八	八	黍
稗	八	八	八	八	八	八	稗
馬鈴薯	八	八	八	八	八	八	馬鈴薯
其他	八	八	八	八	八	八	其他
計	八	八	八	八	八	八	計

大正十五年間島嶼春地方(延和四縣)反常收穫高表(單位反)

縣別	年別	種別	縣龍和		縣清汪		縣春理		計
			前年	本年	前年	本年	前年	本年	
延吉縣	前年	大豆	二五八、九七五	二五八、九七五	八〇、五〇四	八〇、五〇四	四〇、二〇九	四〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
	本年	大豆	二五八、九七五	二五八、九七五	八〇、五〇四	八〇、五〇四	四〇、二〇九	四〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
和龍縣	前年	小豆	九一、八四〇	九一、八四〇	六二、八八九	六二、八八九	三三、八二八	三三、八二八	一、〇四〇、五三三
	本年	小豆	九一、八四〇	九一、八四〇	六二、八八九	六二、八八九	三三、八二八	三三、八二八	一、〇四〇、五三三
汪清縣	前年	大麥	二二、八〇〇	二二、八〇〇	一五、九三三	一五、九三三	一〇、二〇九	一〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
	本年	大麥	二二、八〇〇	二二、八〇〇	一五、九三三	一五、九三三	一〇、二〇九	一〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
春理縣	前年	小麥	二二、八〇〇	二二、八〇〇	一五、九三三	一五、九三三	一〇、二〇九	一〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
	本年	小麥	二二、八〇〇	二二、八〇〇	一五、九三三	一五、九三三	一〇、二〇九	一〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
計	前年	大豆	二五八、九七五	二五八、九七五	八〇、五〇四	八〇、五〇四	四〇、二〇九	四〇、二〇九	一、〇四〇、五三三
	本年	大豆	二五八、九七五	二五八、九七五	八〇、五〇四	八〇、五〇四	四〇、二〇九	四〇、二〇九	一、〇四〇、五三三

大正十五年間島嶼春地方(延和四縣)作付反別表

(單位反)

理春縣				縣別	種別
本年		前年			
最低	最高	最低	最高	別年	高低
一二四	一四四	一三三	一七二	粟	
八〇	一七〇	一〇三	二二〇	大豆	
六五	一三〇	七六	一四〇	小豆	
六〇	一七〇	九四	一六五	大麥	
五〇	一五〇	五五	一〇〇	小麥	
二一九	二五〇	二五五	三三〇	玉蜀黍	
二一九	二五五	二四〇	三二〇	蜀黍	
九五	一五五	一四〇	二二〇	黍	
一六七	一	一	一	稗	
三五〇	四八〇	一〇〇	四八〇	馬鈴薯	
七五	一三七	七二	一四〇	粗	
六六	二二〇	六九	二五五	菜豆	

大正十五年間島琿春地方延和四縣總收穫高表單位石

縣別	年別	延吉縣		和龍縣		汪清縣	
		前年	本年	前年	本年	前年	本年
粟		六八〇、七三三	五八七、二三五	三三〇、〇四四	二三五、二二〇	九三、五六八	二〇六、六六三
大豆		四〇三、五七五	四八六、六三三	九三、一八九	二五、八八七	五三、五三三	七八四、六
小豆		六、八八八	八、六六三	四、八二五	六、二三三	八七、七	五、六八
大麥		八七六、四三三	三三、三三五	六、〇七五	三、六六三	六六、八八八	一四、四六八
小麥		七三、九七九	六、九九五	一九、七三三	二〇、六八九	四、四五〇	三九、三五五
玉蜀黍		一四九、〇九三	一三九、一七〇	二八、九五二	二六、六六〇	七、七、三一	四、九四九
蜀黍		八七、六八四	八五、〇九四	一八九、三三	一五、九三三	四〇、一六六	三八、一九九
黍		三三六	四〇七、五	五、六四二	二六、一八七	四、八三三	五、〇七四
稗		一	一九	一	一	一	一
馬蹄薯		一八、一七、五三〇	一四、八三三、八四九	九、四〇〇、九〇〇	二、五九九、〇四〇	三、五八八、七〇〇	三、四〇〇、六七五
靛		八八、六七七、〇九五	九三、六七三、二九〇	二二、一八三、五、九七	八、九九〇、二四六、四	九、四九四、九	一〇、一九八、四九五
菜豆		一、〇九五	一、〇二二	五、九七	二、四六四	一、〇九五	一、〇九五

理春縣		計	
前年	本年	前年	本年
五七九七九	五七九七九	一〇六八、一四〇	一〇六八、一四〇
七三、〇三三	七三、〇三三	六四三、〇五九	六四三、〇五九
四、七二八	四、七二八	二七、六三三	二七、六三三
五、〇〇七	五、〇〇七	一七〇、六三三	一七〇、六三三
四、一〇〇	四、一〇〇	二四九、九三三	二四九、九三三
三三、八二八	三三、八二八	二四四、〇六三	二四四、〇六三
一、三六七	一、三六七	一五五、〇四七	一五五、〇四七
四、六八〇	四、六八〇	一五五、〇四七	一五五、〇四七
九、六三三	九、六三三	二、八八三、五五〇	二、八八三、五五〇
一、六九三、五五〇	一、六九三、五五〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
七、六四九	七、六四九	四四、五五五	四四、五五五
一、三五八	一、三五八	二、三八八、八八〇	二、三八八、八八〇
二、三八八、八八〇	二、三八八、八八〇	一、三三三、四八〇	一、三三三、四八〇

備考 輝春縣に於て大麥の全く收穫なかりしもの二八五反ありたり

以上の如く當地農産物の反當り收穫高は、鮮内地以上に在るを以て、能く鮮内地農民が一戸當り平均一町五反歩に於て、優に自作自給の程度に在りと言ふに徴し、當地の平年作に於て全農産物二分の一強は毎年過剰分として他に供給し得べし。

三、地主小作人間の關係

間島及琿春地方に於ける地主小作人間の、小作契約に關する權利及義務の履行に關しては、表面上の形式は略朝鮮内地に於けると同様、平年作を標準とする小作地秋收物折半なりと雖、其の實鮮内地に於ける者とは甚しき徑庭あり。即ち間島の琿春地方地主小作人間に於ける小作契約は、其の書類契約なると口約なるとに論なく、一率に小作地に於ける平年作を標準とする穀類を折半するの例なるも、兩者の權利及義務は極めて不完全にして、殆んど其の大部は履行せられざるを見る、加之小作地の收穫物は其の地方に於ける主要作物と稱せらるる穀物のみ折半して、之を地主に納付するを例とするも

秋收時に至り小作人中或者は鎌入れを地主に通告するものもあるも、大部分は之を爲さず且つ小作料として、地主に納付する穀類は收穫實收の大約三分の一を超えることなく、且つ其の穀類の禾稈の如きは殆んど其の全部を小作人側に於て取得し、若し之に對し地主より小作人に不當を鳴らす等の場合小作人は、直ちに其の小作契約を破棄し來期は他地方に移りて小作地を求むべきと稱し、以て地主をして小作地の荒廢を虞り小作人の要求を容れざるべからざらしむ、之れ畢竟當地方は耕地面積の廣大なるに住民極めて稀薄なる關係上小作地は到所に横はり、地主は小作人を招致するに容易ならざるものあるに因る、故に地主は小作人に對し自己所有の某小作地は極めて稲作に適當せる所なるを以て、本年同小作地に稲作經營を爲さんとするものに對しては、種子の無償供與播種前の耕耘は勿論、小作料たる納穀料亦有利の契約を成すべし等のことを以てし、當地方主要作物以外の作物、例へば蕎麥、燕麥、麻、烟草、胡麻、作、其の他一般蔬菜類の如きは、其全收穫は悉く小作人の取得とし、之を地主に納付する等のことなく、地主が小作人を訪ひたる場合何等特に厚遇する等のことなきに反し、小作人が地主の許に至りたる場合、地主は其の小作人の懇ふる處は之に聽容せんとするの狀在り、殊に數年來稍眞面目に小作料を納付し來りたる小作人等に對する地主の態度は一意小作人の感情を害せざらんとして喘々焉たるの狀あり、以上は主として朝鮮人の地主小作人間に於ける關係にして、支那人地主と朝鮮人小作人間に於ては、常に地主側小作人たる朝鮮人に對し、自己の權利履行を強要し、自ら

朝鮮人が小作人たるを忌避する者あり、更に地主と小作人が共に朝鮮人たる場合と雖、時に例外として地主の權利が小作人に對し確實に履行せらるることあり、尤も此等は其の小作地が地主の居住地附近に在り、地味肥沃にして收穫高比較的多く、且つ生活主は勿論農耕上種々便宜あり、又は小作人が特に現在地を移轉するを欲せず、現在の小作地が環境の狀況上幾多有利のものたる等の場合は、却つて小作人が地主を尊重し殆んど小作契約の全義務を履行するのみならず、時として小作料以外地主の要求に因り、燃料の採取又は農閑期に於て地主が穀類を市場に搬出する等の場合、自家の耕牛をして無償就役に從事せしむる等のことあり。

四、朝鮮人土地所有の狀況

間島及琿春地方に於ける農民の戸數は、朝鮮人五萬二千八百八十一戸、支那人九千九百十二戸にして支那農民の戸數は朝鮮人農民戸數の約六分の一に相當するも、一戸當り口數は朝鮮人五、五支那人四、四にして、每一戸當りに於て支那農民は口數一、一人少なきを見る、此の戸數に對する口數の多寡は一見何等の意義なきものゝ如しと雖、凡そ殖民地に於ける戸數に對する口數比率の適當なるや否やは極めて緊要なるものにして、普通一戸當り五口以上を以て最も穩當なる殖民地の戸數に對する口數なりとす、されば當地方に於ける支那農民の一戸當り平均口數が、五口以下に在るは其の間何等かの缺陷あるを物語るものにして、鮮人農民の戸當り五、五口を有する比率は、實に殖民地に於ける戸口率

として極めて妥當なるを示すと共に、彼等農民が單に一時的移住に非らずして何れも永住的に移住し來りたる者なることは、從來調査したる移住鮮農の土地所有率の増加したる一事に徴しても、明に看取し得らるゝ處なり、而して土地所有の比率は、平均朝鮮人約五二%、支那人約四八%にして、之を縣各別にすれば和龍縣下に於ては、朝鮮人所有土地は七五%、支那人二五%、延吉縣下に在りては朝鮮人六九%、支那人三一%、汪清縣下に在りては朝鮮人二七%、支那人七三%、琿春縣下に在りては朝鮮人三六%、支那人六四%にして、和龍縣は圖們江岸に在り、四縣中最も礪礪の地として知られるも、直ちに咸鏡北道と接し越江移住するには、四縣中最も便宜の位置に在り、加之咸鏡北道とは指呼の間に在り、自ら鮮地側我官憲の保護を受けること容易なるものある等、當地方四縣中朝鮮人農民所有土地の最高率を占め居れる所以なるが、同縣四對社晴霞社及月新社の三社の如きは、鮮人農民の土地所有の比率は一〇〇%にして、就中四對、晴霞の二社の如きは支那人農民の隻影を認めず、纔に月新社に在りて鮮人地主の許に、僅に二十戸の支那人小作人あるに過ぎざる狀況にあるを以て、今少しく鮮人農民にして力耕すると共に、一面土地所有熱の旺盛なるに至らば、和龍縣下一回の耕地は悉く朝鮮人農民の有となること敢て難きに非らざるべし、然れども當地方の地主は地主及小作人間の關係に説述せる如く所有土地の所在地に住せず、純然たる地主として自己所有土地より遠距離の地點に於て住居し、晏如として小作米の完納を期する能はざる習俗なるを以て、可及的自作農民又は地主

が自己小作地附近に住居し、以て小作地に對する監視を爲し得る者の土地買入方を獎勵するに於ては以上の實現を見る蓋し遠きに非らざるべし、延吉縣下に於ける耕地總面積は恰も和、汪、琿三縣の總面積に對比する者あり、地味又肥沃を以て稱せらるゝ所なるが、同縣下に於ける鮮支人所有土地の比率は、朝鮮人六九%、支那人三一%、前記和龍縣下に於ける比率と正に伯仲の間に在り、偶鮮地側より當地方に往來するもの、當地方に於ける移住鮮人農民の勢力旺盛なる一事を一瞥して、同島地方は畢竟北鮮の延長なりと謂ふも、亦必ずしも誤言に非らざるを思ふ、汪清縣下に在りては支那人農民の所有土地は七三%にして、朝鮮人農民の所有土地は僅に二三%に過ぎず前二縣に比し著しく低率に在るも、之を數年前に比し鮮人農民の土地所有率は幾分増加したるものあるを認むるが、其の比率は四縣中最も下位に在り、琿春縣、汪清縣に比し稍高率にして、朝鮮人農民の所有土地三六%、支那人農民の所有土地六四%なり、然れども汪、琿二縣は和延二縣に比し、治安維持の點に於て遙かに後者に及ばざるものあり、且つ前者は地理的關係上馬賊及不逞鮮人の脅威を受けること多きを以て、農民の其の塔に安んぜざるより自ら土地所有率の増進遅々たるものあるべしと雖、當地方農民の唯一の財産と稱せらるゝ耕牛飼養の如き、一戸當り平均和龍縣は〇、九二延吉縣は〇、五二汪清縣は二、五八、琿春縣は一、七一なると汪、琿二縣下の鮮人農民は和、延二縣の農民に比し、戸當り耕地面積の著しく廣大なるものあること、及概して汪、琿二縣の鮮人農民が牛以外爾餘の家畜飼養率の高き等に徴し

和、延二縣の者に比し富の程度の高さを窺知し得ると共に、琿春縣の如き戸當り口數が極めて少き一事は、未だ永久の目的を有する移住鮮人の少なさを證する者なる等に徴し、土地購買力の足らざるに非らざるを以て汪、琿二縣に於ける鮮農の土地所有率は、今後治安維持の完全なるに及び、馬賊及不逞鮮人の脅威少なく、移住鮮人の増加するに至らば、和、延二縣の如く鮮支人の土地所有率は自ら主客顛倒するに至るべし。

收支計算表

地主

家族數	收		入		支		出	
	本業	副業	計	公課	薪炭	藥價	教育	衣服
一	1,000.00	1,000.00	2,000.00	100.00	1,000.00	100.00	100.00	100.00
二	2,000.00	2,000.00	4,000.00	200.00	2,000.00	200.00	200.00	200.00
三	3,000.00	3,000.00	6,000.00	300.00	3,000.00	300.00	300.00	300.00
四	4,000.00	4,000.00	8,000.00	400.00	4,000.00	400.00	400.00	400.00
五	5,000.00	5,000.00	10,000.00	500.00	5,000.00	500.00	500.00	500.00
六	6,000.00	6,000.00	12,000.00	600.00	6,000.00	600.00	600.00	600.00
七	7,000.00	7,000.00	14,000.00	700.00	7,000.00	700.00	700.00	700.00
八	8,000.00	8,000.00	16,000.00	800.00	8,000.00	800.00	800.00	800.00
九	9,000.00	9,000.00	18,000.00	900.00	9,000.00	900.00	900.00	900.00
十	10,000.00	10,000.00	20,000.00	1,000.00	10,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
計	45,000.00	45,000.00	90,000.00	4,500.00	45,000.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
差引								

自作農

家族數	收		入		支		出	
	本業	副業	計	公課	薪炭	藥價	教育	衣服
一	1,000.00	1,000.00	2,000.00	100.00	1,000.00	100.00	100.00	100.00
二	2,000.00	2,000.00	4,000.00	200.00	2,000.00	200.00	200.00	200.00
三	3,000.00	3,000.00	6,000.00	300.00	3,000.00	300.00	300.00	300.00
四	4,000.00	4,000.00	8,000.00	400.00	4,000.00	400.00	400.00	400.00
五	5,000.00	5,000.00	10,000.00	500.00	5,000.00	500.00	500.00	500.00
六	6,000.00	6,000.00	12,000.00	600.00	6,000.00	600.00	600.00	600.00
七	7,000.00	7,000.00	14,000.00	700.00	7,000.00	700.00	700.00	700.00
八	8,000.00	8,000.00	16,000.00	800.00	8,000.00	800.00	800.00	800.00
九	9,000.00	9,000.00	18,000.00	900.00	9,000.00	900.00	900.00	900.00
十	10,000.00	10,000.00	20,000.00	1,000.00	10,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
計	45,000.00	45,000.00	90,000.00	4,500.00	45,000.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
差引								

小作人

家族數	收		入		支		出	
	本業	副業	計	公課	薪炭	藥價	教育	衣服
一	1,000.00	1,000.00	2,000.00	100.00	1,000.00	100.00	100.00	100.00
二	2,000.00	2,000.00	4,000.00	200.00	2,000.00	200.00	200.00	200.00
三	3,000.00	3,000.00	6,000.00	300.00	3,000.00	300.00	300.00	300.00
四	4,000.00	4,000.00	8,000.00	400.00	4,000.00	400.00	400.00	400.00
五	5,000.00	5,000.00	10,000.00	500.00	5,000.00	500.00	500.00	500.00
六	6,000.00	6,000.00	12,000.00	600.00	6,000.00	600.00	600.00	600.00
七	7,000.00	7,000.00	14,000.00	700.00	7,000.00	700.00	700.00	700.00
八	8,000.00	8,000.00	16,000.00	800.00	8,000.00	800.00	800.00	800.00
九	9,000.00	9,000.00	18,000.00	900.00	9,000.00	900.00	900.00	900.00
十	10,000.00	10,000.00	20,000.00	1,000.00	10,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
計	45,000.00	45,000.00	90,000.00	4,500.00	45,000.00	4,500.00	4,500.00	4,500.00
差引								

冠婚葬祭費は毎年支出するものにあらず故に之を控除すれば收支相償ふものとす。

收支の内譯

地主の例 (十一人家族)

本業收入		種目	收入
大豆	高粱		
1	2	石數	26.5
1	2	價格	26.5
副業收入		種目	支出
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10

二二九

小作人 (八人家族)

副業收入		種目	收入
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10
副業支出		種目	支出
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10

本業收入		種目	收入
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10
副業收入		種目	支出
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10

自作農 (六人家族)

本業收入		種目	收入
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10
副業收入		種目	支出
大豆	高粱		
1	2	石數	1
1	2	價格	10

二二八

[Home](#)
[About Us](#)
[Contact Us](#)
[Privacy Policy](#)

種 目	甲	乙	丙
地主家勞務其他家畜畜屋地	11,000.00 四	1,400.00 四	4,000.00 四
役家畜畜屋地	100.00	100.00	50.00
其他家畜畜屋地	100.00	10.00	50.00
農具	100.00	60.00	100.00
運具	60.00	100.00	100.00
家計	11,000.00	1,410.00	4,100.00

朝鮮人自作農

計	運搬用具	農具	其他家畜	勞役家畜
56,000	1	1	1	1
3,300	8,000	2,800	500	30,000
4,190	1	1	2,000	1
9,970	1	1	1	25,000

農家資産
朝鮮人地主

[illegible]

計	副業收入		收入	
	家畜		種目	石數價格
計	農業費			
	農具代	肥料子	魚肉	調味料
七、〇三	二、五〇	六、八四		

農具の價格

農具	價	格	使	用	期	間
耕牛	四、〇〇門	五、〇〇門	三	ケ	年	
中耕	二、〇〇門	三、〇〇門	二	年		
鐵犁	〇、五〇門	一、〇〇門	二	年		
鐵鋤	〇、五〇門	〇、六〇門	二	年		
鐵鏈	〇、三〇門	〇、五〇門	一	年		
連架						

家畜家禽の價格

家畜家禽	價	格	使	用	期	間
馬	六八・三〇	支那人主に使用す				
仔馬	二〇・〇〇					
牛	七八・八〇	鮮人主に使用す				
仔牛	一九・〇〇					
雞	・三六					
雛	・一五					
豚	一〇・八八	農家の副業用				
仔豚	五・三三					
驢	三〇・〇〇					
鴛	二・〇〇					
鴨	八・〇〇					

縣別	年別	支別	人別	分	農月	日	土地所有ノ割合	地主、自作、小作、農別			
								地主	自作	小作	農別
延吉縣	前年	支	人	人	二四、五六二	二九〇、六八	五九、五五五	一、五九	九〇、五九	八、〇五	五、九二
延吉縣	本年	支	人	人	二五、二九	一四〇、〇〇	五二、五〇〇	一、四四六	八、九〇五	八、六七九	六、三九
和龍縣	前年	支	人	人	一六、五九七	二〇〇、五五九	三三、五三九	一、七〇四	七、一八三	三、七六六	三、七六六
和龍縣	本年	支	人	人	一六、六三七	二〇〇、七四	二九、六九	一、五三六	七、〇三二	三、九二八	四、二六
汪清縣	前年	支	人	人	四、七九五	二六、五八	六〇、四八	二、五三	一、五九	二、四二	七、七
汪清縣	本年	支	人	人	四、八二四	二九、〇三	六三、〇七	二、五三	一、四三二	二、四九九	六、九八

[illegible]

計	理奉縣				縣別		土地所有ノ合	地主、自作、小作農別					
	前		本		支	分		地	主	自作農	小作農	自小作農	
	年	年	年	年									
支	鮮	支	鮮	支	鮮	支	鮮	支	鮮	支	鮮	支	鮮
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
八、八六一	五五、三三二	八、〇七五	五五、〇七八	二、九五六	六、六六一	二、七五六	六、〇四八	一、〇四八	六、〇四八	一、〇四八	六、〇四八	一、〇四八	六、〇四八
四九、八八五	三、〇八五	四七、四四〇	三、〇八五	一、七、〇八五	三、〇八五	一、七、〇八五	三、〇八五	一、七、〇八五	三、〇八五	一、七、〇八五	三、〇八五	一、七、〇八五	三、〇八五
一、〇四八	六、〇四八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八	九、〇八八
四、〇三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五
二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五
二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五	二、八三五	一、八三五

大正十五年間島琿春地方(延和四縣)家畜分布表

縣別	年別		牛	馬	羊	山羊	豚	雞	驢	騾
	前年	本年								
延吉縣	二四、六五九	三三、〇九一		六、三一九	一、五五五	三、二九二	五三、〇〇〇	一一五、一五五	二、二四三	六、六八八
				六、六五五	一、七	二、四	五四、零六二	一二五、四〇四	二、四四四	八、八

和龍縣		汪、濟縣		理奉縣		計	
前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年	前 年	本 年
一、〇八六四	一一、一三五	一四、六二六	一四、八八七	一三、六五	一四、六三八	六三、七六一	六三、七四二
一、三八八	一、四八四	一、〇八九	一、一六八	六、六八八	六、六九六	一五、一五四	一五、七一三
三〇三	三六四	三六三	四四七	三三三	三六〇	二、五四一	二、九六二
二八二	二〇〇	一〇五	一三	六六六	五九一	一、三三七	一、〇三七
三、六三三	二六、五七四	一六、九一五	一七、五九一	二四、九九一	二四、九四四	一七、五四九	一三、四九九
四、七六六	五四、一四三	二三、四〇七	二四、九五三	二七、〇五九	二一、八三六	三、七、四四七	三六、三六六
六七九	六九	七九五	八六九	一、八二八	一、八三三	五、五四四	五、七三二
三八八	三〇七	三〇七	三〇七	四三三	四八八	三、〇七	三、〇七

大正十五年間島琿春地方(延和四縣)養蠶從業戶數表

縣別	和龍縣		延吉縣		計	
	本年	前年	本年	前年	男	女
	人	人	人	人	人	人
區分	春		夏		計	
	九	七	三	〇	一	〇
	四	一	六	四	三	六
	一	三	一	六	四	六
計	一		一		計	
	五	七	四	三	一	〇
	四	四	三	九	二	六
	一	八	五	四	三	九
計		一		計		
八		八		計		
八		八		計		

計		理春縣		汪清縣		縣別年別區分		飼育從事人員計
本年	前年	本年	前年	本年	前年	蠶	蠶	
一七五	一八七	四九	二七	一六	二九	蠶	夏	
二七	五五	三	一	一	一	蠶	秋	
一七	八〇	一	一	七	三九	蠶	計	
六九	三三	五	元	三	三九			
三六九	七	六	五	三	五			
八五	四二	三	三	四	一〇			
一五九	四九	六	三	四	一五			

三八

縣別	區分		上	下	同	計	上	下	同	計	上	下	同	計	上	下	同	計
	別	年																
延吉縣	本年	前年	三六三	九八	八四三	二〇五	四三	四四九	四三	二二	六	五五	六四	三〇	一五〇	九〇	二七	四〇
和龍縣	本年	前年	一四〇	一四九	一六〇	一五五	一九	一九九	一九	二〇	一	一	一	一	一六五	五三	九	二〇

大正十五年間島琿春地方（延和四縣）繭產額表

(單位升)

計		理春縣		汪清縣	
本年	前年	本年	前年	本年	前年
四五一・五	一、六三二	二九	三三	三〇	二八
二、〇二四	一、〇六六	一二	六	五七	一〇
六三	三二	三	二	三〇	四
二、三三	二、九八八	四三	三六	六二	四三
七四	四七五	三六	一	一	一
八三三	四九四	一七	一	一	一
一、五五	七九	一〇	一	一	一
一、六九二	一、〇四七	五三	一	一	一
三八六六	六五七	一	一	一〇五	四三
一、四四	五三	一	一	五	一四
四七	一五六	一	一	一五	六
五、七七	一、一三七	一	一	一五	六
九、一〇五	二、七五三	二五五	二五	三〇九	七二
四、六九	一、八八三	一三八	六九	九	二四
一、三〇五	五五	六三	二六	三	一〇
四、六七	五、一七	四九	二六	四	一〇

滿洲及西北利亞に於ける水稻耕作は、殆ど朝鮮人の獨擅場の如き觀あり。現に其の面積五萬二千町歩を算し、低濕として露支人の顧みざる地を開拓して一面黄金の波ゆらぐ美田と化せしめつつあり。今其の經過を略記すれば左記の如し。

明治初年 通化縣上甸子に於て移住鮮人水稻を試作す。

明治二十三年 安東縣湯山城居住支那人張某、朝鮮人二名を招致し水稻に従事せしむ。

風城縣沙里寨居住支那人沈某、前者に倣ひ開闢す。自後岫巖、莊河、復州、熊岳城方面水田事業起る。

明治三十九年 平安北道碧潼郡金時禎奉天に到り開番に従事す。

江	石	林	省	口	城	陽	白	江	甸	安	河	巖	城	東	南	遊
三〇、〇〇	一、五九〇、〇〇	九五、〇〇	一九、三八六、六六	一八四、八〇	一三、二〇	四三、六〇	七七、〇〇	六二、〇〇	四〇、四〇	一、〇七八、〇〇	四三、七〇	一五、〇〇	一九、〇〇	四九、〇〇	三二、一〇	四〇、〇〇
三、一八〇、〇〇	四四、六〇、〇〇	一五、三五〇、〇〇	三、七三三、四四五、〇九	三八、八四五、四〇	二八、八三三	一、三八八、〇〇	四六、〇〇	一、〇七八、〇〇	一〇、五五〇、〇〇	二、〇八二、〇〇	九、六三二、〇〇	四六、〇〇	四七、五〇	三、二七〇、〇〇	八、五六八、〇〇	三、三〇〇、〇〇
一、四四	一、五五	一、六七	—	二〇八	一六七	三、三三	一、七三	一、七三	二、〇六	一、九八	二、三三	二、九三	二、九三	一、六三	一九二	一、四
六九八	九、五八	四三七	二、七、一八七	九	八	四八	二、八五	一、七〇	一、七〇	一、七〇	四、三三	一四	八	四六七	三、九	四九
三、二七八	二、六四	二、四九三	七、六四四	—	二四	二〇	六、九〇	五、四〇	四、六八	一、〇四三	八、七六八	三二	三三	一、四八八	六、五	六、七
二、〇二	一、五五八	八八	六〇、六三	—	二四	二〇	六、二七	四、五〇	四、二六	八、七〇	一九八、三〇	四〇	四七	二、七六	一、三二	一、二〇
五、二六九	四、一五五	三、三〇四	一、六、五六	—	四七	三三	二、五七	一、七〇	八、八〇	八、七〇	一九八、三〇	七三	七三	二、七六	一、三二	一、二〇

省別		縣別	作付面積	水稻收穫高	反當收量	朝鮮人月數	人口	
男	女							
新	民	二,一九三,八〇	一四,九二〇	一,一三三	三一	八三	六,八二	
撫	順	四二,〇〇	九,二七〇	二,三三	六七	六三	一,八二	
本	溪	六,〇〇	一〇一,〇〇	一,〇八	三三	六三	六三	
彰	武	二五,二〇	三,三五〇	一,三三	三三	三三	三三	
通	化	一,八二二	五〇,五〇〇	二,六	三,七九	四〇,三三	六,八四七	
興	京	二,七四二,〇〇	五二,〇〇〇	一,八七	四〇,三三	一三,〇四六	一三,〇四六	
桓	仁	三,五〇〇	五三,〇〇〇	二,三三	二六八〇	八,〇四二	五,三三	
鐵	嶺	一八,〇〇	三,一六〇	二,七一	三二	六四	五〇七	
開	原	五八,〇〇	一九,六四〇	三,五	二,七七	二,七七	二,七七	
康	平	二四,〇〇	五四,〇〇	二,四七	九七	二八	二八	
法	庫	六,〇〇	八,八〇〇	一,三三	四	一〇九	一〇九	
西	豐	五,五五,五〇	六,六五,一八	一,二七	八八	九〇〇	九〇〇	
東	豐	四五,二〇〇	三九,九六〇	〇,六	八四	三六八	三六八	
西	安	二七,七〇	一,六七,三六	〇,九	二〇	二九	二九	
海	龍	八〇,〇六	一八,八八〇	二,三〇	三六	一,〇九	八四七	
輝	南	一四,〇〇	三,三三〇	二,六	一,〇九	五,一〇六	四,四六	
柳	河	三,一九九,〇〇	六,一九八,四〇	一,九	八六	三三	三三	

四
五

地方別	面積	收穫高布度	地方別	面積	收穫高布度
スバスキ	四〇五	八七、〇〇	ハンカイスキ	一、〇九三	一、四、五〇〇
ボシエツトスキ	一、五〇〇	一〇〇、〇〇〇	スウチヤソスキ	二五八	五、一、六〇〇
チエルニゴフスキ	二二五	二〇、〇〇〇	イワノフスキ	九九三	一八四、五〇〇
シマロフスキ	八七	三、〇〇〇	ミハイロフスキ	一六六	一八、三〇〇
オリギン	二四	四、一〇〇	ボクロフスキ	五二	一四、〇〇〇
シロ、ワスキ	八八三	二五、〇〇〇	スイフソスキ	一、八八三	五、六、四〇〇
グロデロソスキ	一、六六二	一六、〇〇〇	計	八、七五四	二、三、四、三〇〇
ヤロウレフスキ	八〇	二、一〇〇			

和	計	理	合
龍	泰	清	計
八、一八、四〇	二、三、八六、一〇〇	二、五、	四、三、六六、四三
一八、三三	五、一、六	八、一九三	七、五、八九、八九
五九、六四七	一八、〇六九	三、六六九	九、五、四
五、一九五八	一三、五一五	二〇、九四五	二八七、九九五
一一、六〇〇	三、三六八	四、三、六四	三、五、五
三、三六八	四、三、六四	三、六六〇	五、四、二八六九

省別		縣別		作付面積	水稻收穫高	反當收量	朝鮮人口數	人口		計
男	女									
樺	樺	樺	樺	二、〇四八、〇〇〇	三、九七九、〇〇〇	一、六〇〇	一、二二三	三、四〇二	一、七九七	五、二〇〇
雙	雙	雙	雙	七、五九〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇八九	一、一九九	三、二八八
針	針	針	針	三、二二〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、三三三	三、三三三	八、六六六
敦	敦	敦	敦	七、四〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、八〇七	九、二八八	二、一〇七
額	額	額	額	一、四六六、〇〇〇	二、五五五、〇〇〇	一、五五五	六、八八八	二、七三三	一、三三三	四、一六六
長	長	長	長	四、六六六、〇〇〇	九、八八八、〇〇〇	二、二二二	三、七三七	六、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇
懷	懷	懷	懷	二、八〇〇、〇〇〇	八、五五五、〇〇〇	三、〇〇〇	一、六六六	五、九九九	四、九九九	一、〇〇〇
伊	伊	伊	伊	二、五五五、〇〇〇	六、五五五、〇〇〇	三、五五五	一、九九九	四、九九九	三、九九九	八、九九九
德	德	德	德	五、〇〇〇、〇〇〇	九、三三三、〇〇〇	二、六六六	二、四四四	五、五五五	四、四四四	一、〇〇〇
同	同	同	同	五、四四四、〇〇〇	五、四四四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
濱	濱	濱	濱	三、八八八、〇〇〇	三、八八八、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
津	津	津	津	三、六六六、〇〇〇	三、六六六、〇〇〇	一、〇〇〇	五、八八八	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
穆	穆	穆	穆	五、四四四、〇〇〇	五、四四四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
通河(黑龍)	通河(黑龍)	通河(黑龍)	通河(黑龍)	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
計	計	計	計	二五、九六〇、〇〇〇	二五、九六〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二、一、二七	二、七、六六	二、七、六六	五、四、三二
延吉	延吉	延吉	延吉	二、七、六六	二、七、六六	一、〇〇〇	二、七、六六	二、七、六六	二、七、六六	五、四、三二

地方別	面積	收穫高布度	地方別	面積	收穫高布度
ニカテリノニコリスキー	町別 三、〇〇〇		計	町別 一九〇	三、〇〇〇

鴨綠江對岸地方移住鮮人小作の狀況及慣習

凡 例

一、小作契約書 其の實際のものの寫（代表的のもの）

二、小作の種類

（い）定額小作 一定の小作料を約し、穀物を以て收穫後地主に納付するもの。

（ろ）錢 租 耕作前地主に一定の金額を納付するもの。

（は）分益小作 毎年、豫め收穫物の分配率を約束し置き、收穫後右分配率に依り分配するもの。

（に）典（押） 土地の所有者が、他人より一定せる金銭の融通を受け、之に對して自己の土地を

使用収益せしむるものにして、其の金銭の支拂を受けざる限り、期限満了後と雖引續き耕作し、年々小作料の如きものを支拂はざるもの。

（ほ）轉 租 小作人か、自己の小作關係より脱退することなくして、自己と第三者との間に小

作關係を結ぶもの。

三、保證人 地主と小作人が、小作契約書作製調印するに當り、必ず保證人を要するを普通とせ

り。

把 頭 比較的信望厚きものにして、地主は土地を一纏めとして把頭に對し小作契約を結び、

把頭は更に小作人と契約するもの、即ち地主と小作人の中間に立ちて雙方の代理を爲す。

四、小 作 料

（一）小作料額 定額小作 一田地何石何斗或は何天地に付小洋票何程又は粃何程。

錢 租 一田地小洋票何元。

分益小作 收穫物折半又は地主何分小作人何分。

（二）小作料納入の時期

（三）小作の期限

（四）小作料の運搬 收穫物を地主に納入の際に於ける。

（五）災害等に於ける小作料。

五、課金其他の負擔方法

（一）課金の種類及負擔額

錢糧（地租）畝損（警學費）保甲費、村費、水利稅等。

（二）課金の負擔方法

課金は當然地主負擔の義務あるものなりと雖實際は然らざるものの如し。
諸課金其他を地主に於て負擔するもの。

課金其の他を小作人に於て負擔するもの。

錢糧、畝損は地主、水利稅は小作人に於て負擔するもの。

諸課金總てを折半負擔するもの。

（三）其他の負擔金

開 墾 費

堤防水路其他の修築費

種 類

肥 料 代

小作地區内に築造したる建物

六、耕作資金の貸付

（一）農業資金として安東金融會より借入。

（二）支那人地主より借入

（三）其の他より借入

利率及返済期間等

七、小作上に於ける諸慣習

八、其他參考となるべき事項

安東縣三道浪頭地方

一、小作契約書 なし。

二、小作の種類

（一）錢 租

三道溝に五天地の水田を小洋百元にて、三道浪頭に水田五天地、畑十天地を小洋三百元にて錢租し居るもの各一戸宛あり、何れも一ヶ年契約

（二）分益小作

前記の外は總て分益小作にして收穫高の折半。

三、保證人

小作に對する契約なし。從て保證人を要せず。

四、小作料

錢租水田一天地に付小洋二十元前後。

小作料納入の時期

毎年十月より十一月頃迄の間。

小作の期限

一ヶ年。

小作料の運搬

收穫物は地主に於て運搬し小作人は關せず。

災害等に於ける小作料 折半とす。

一五〇

五、課金負擔

小作人にして課金を負擔するものなし、總て地主の負擔とす。但し水利税のみは小作人に於て負擔するものある由なれと當管内には該當者なし。

六、其他負擔

堤防、水路等僅少の修築費は小作人に於て之を爲すも、其他は地主とし、種籾の如きも一天地三斗見當にて地主負擔す。小作地内に築造の建物は、小作人に於て築造の際は豫め宅地料を定め、轉出の際は之を取除くか又は地主に賣却す。

七、耕作資金の貸付

安東金融會より約一千三百圓の借入れあり。

支那人地主より借入るもの利息三步、秋收の時を返済期とするも、借用者僅少なり。

安東縣接梨樹地方

一、小作契約書

契約書を作成取り換し居るもの一人もなし。

二、小作の種類

(一)分益小作 殆ど全部にして、自作者を除き、收穫物折半、九十五名、四分六分、二名(地主四分小作人六分)

(二)典(押)

土地の所有者が、一定の金錢融通を受け、之に對し自己の土地を使用収益せしむる

ものあるも、期限満了後引續き耕作し居るものなし。

三、保證人

無し。

四、小作料

(一)小作料額 第二項(一)同様。

(二)小作料納入の時期 一定し居らざるも、收穫期即十一月を以て普通とす。

(三)小作の期限 普通一ヶ年を慣例とす。

(四)小作料の運搬 地主は、大部分安東及朝鮮に居住し居る關係上、小作料の運搬は小作者に於て之を行ひ運搬料金の如き亦小作人負擔せり。

(五)災害等に於ける小作料 天災地變の爲め農作物全滅の場合は小作料は支拂はざるを例とし、其他の場合は收穫物の多少に拘らず契約の通りとす。

五、課金其他の負擔方法

(一)課金の種類 錢糧、水利税。

(二)負擔の方法 錢糧は、一天地に付銀二斗(支那樹)。水利税は一天地に付奉票四元八角にして、錢糧は大部分地主に於て負擔し居り、小作契約に際し、其の半額を小作人より負擔せしむべき契約をなせるもの數名あり。

水利税は、從來納入せざることにし居るも、本年四月、新に白菜地に於て土地十六天地四畝を商租したる鮮人康正璜は、自己の耕作する水田灌漑用水として、水利局水門より之が配給を受けざれば、他に給水の途なく、水利税を納入せざるに於ては配水を停止せらるるを以て、已むなく本年より納入するものにして、小作人側も半額負擔することとなり居れり。

(三)其他の負擔金 開墾費、堤防水路其他修築費、種粃等は地主負擔とし、肥料代、築造物等は小作人負擔とす。

六、農作資金の貸付

(一)安東金融會より農作資金として借入れ居るもの、本年一月以降三十七名。

(二)支那人地主より借入れたるもの無く、鮮人地主よりは相當負債を負ふものあり。返済期日は普通一年とし利率月三分。

七、其他參考となるべき事項

前記白菜地康正璜の商租土地に對しては、契約後支那官憲の探知する處となり、官許なくして商租契約を爲すは違法なりとして、支那人地主を選捕監禁し二十四日間留置の上罰金奉天票二百元に處し、本年收穫後金策を講じ、解約する様取計ふべしとの命令の下に六月一日歸宅を許されたる由なり。

安東縣璦水池地方

一、小作契約書 隨意に地主と相談の結果小作を爲すを以て契約書なきを普通とす。

二、小作の種類 總て定額小作の慣例なり。

三、保證人 契約書を作成せざるを以て從て保證人を要せず。

四、小作料 收穫の多少に拘らず親縁共折半とす。

(一)小作料納入の時期 收穫の際水田に於て地主に納入す。

(二)小作期限 期限なし。當地主に於て小作人の如何に依り。隨意に拒否或は變更するものにして至つて不安のものなり。

(三)小作料の運搬 地主立會の下に收穫をなし即時折半、地主自ら自家に運搬す。

(四)災害等に於ける小作料 常に折半とす。

五、課金其他負擔

(一)課金の種類及負擔方法

村費、水利税の二種とし、支那人地主の土地に在りては、小作人(鮮人)之を負擔する地方と或は半額宛を負擔する地方とあり。

鮮人地主の小作人に在りては全部地主の負擔とす。

(二)其他の負擔金

土地開墾堤防水路其他修築に費するものは地主、種籾は支那人地主は折半、鮮人地主は全部現品を以て支給す。

六、耕作資金の貸付

殆ど安東金融會よりの借入にして、支那人等より借入るもの尠なし。

安東縣大東溝地方

甜水溝、横溝、趙氏溝、麻子溝、大燐尖移住鮮人に付調査。

一、小作契約書

朝鮮人間の小作契約は、全部口約にして契約書の如きものを取交したるものなし。朝鮮人にして、支那人と小作契約を爲し居るもの麻子溝に一件(水田三天地)大燐尖に一件(水田十三天地)あるも、何れも以前には期限を定め契約書を手交し居りたるが、期限満了後は、支那官憲に秘密に再契約をなし、従て口約にて證書を差入れざるものとす。

二、小作の種類

分益小作 鮮人間、鮮支人間を問はず、毎年豫め收穫物の分配率を約束し置き、收穫後右分配率に依り分配するもの。

三、保證人

鮮人間は單に口約なるを以て保證人の如きものなし。只地主が、鮮地其他遠隔の地に居住するを以て、自己の小作人中比較的信用厚きものを選び、之に一定の報酬を與へ、小作地内の管理人とし、地主の代理として相互の間に於ける相談、小作人の入替、小作料の取立等を處理せしめ居るもの二、三あり、即一種の把頭類似のものとす。

四、小作料

(一)小作料額

分益小作にして、鮮人間に於ては全部收穫物の折半、支那人間との契約に在りては折半又は四分を地主、六分を小作人の收得となすもの等あり。

(二)小作料の納入時期

一般に秋收直後とす。

(三)小作の期限

鮮人間には之を定め居るものなし。又支那人との契約は無期限の口約多し。

(四)小作料の運搬

小作料は、地主が收穫期に至れば直接小作人方に赴き取立を爲し、自身運搬し之に要せし費用も亦地主に於て負擔し居れり。

(五)災害等に於ける小作料

何等の取極めなく一般に小作料を減するが如きことなし。

五、課金其他の負擔方法

(一)課金の種類及負擔額並負擔の方法

課金は、直接に支那官憲に納入することなく、商租土地にありては支那人地主に對し課金を分擔する爲め、甜水溝、麻子溝、大燐尖は年々一田地に付粳支那樹二斗、趙子溝、橫溝は一斗五升を、尙右の外大燐尖のみは村費（年々一定せず）を納入することを契約し居り且實行しつつあるも、右は地主の負擔にして小作人は何等關係せず。

然るに、支那人との小作契約者たる大燐尖鮮人は、水利税を折半負擔せしめらる（即一大地中粟四元八角の半分二元四角）又麻子溝に於ては村費、水利税を小作料と同様、地主四分、小作人六分の負擔となし居れり。

(二)其他の負擔金

開墾費、堤防水路其他修築費等は、當初地主負擔し、耕作し得る程度に至りて小作者に與へ、爾後僅少の小修繕は小作人負擔とするも計上する程のものに非ず。

種粳は地主之を負擔し、一田地に付粳二斗五升（約三圓）見當とす。然して播種後發芽せざるか、又は枯死したる如き場合は折半負擔とせり。

支那人土地小作者（大燐尖）は種粳折半、麻子溝は全部を負擔とする代り、收穫期に於て糞を小作者の收入とす。肥料代の如きは甜水溝、趙氏溝は地主の負擔、麻子溝は折半、其他は未だ肥料を使用せず。

六、耕作資金の貸付

(一)農業資金として安東金融會より借入

小作地區内に築造したる建物は、殆ど小作人が建築したるものにして普通五十圓を要す。

地方別	借入戸數	總額	備考
甜水溝	一	一八〇	各戸何れも三十圓宛とす
橫溝	一	二〇〇	
趙氏溝	一	二〇〇	
麻子溝	一	二〇〇	
大燐尖	一	九〇〇	
計	五	七〇〇	

(二)鮮人地主及其他鮮人より借入

地方別	借入戸數	總額	利率	備考
甜水溝	八	二四〇	月二分五厘	返済期限は收穫期とす
橫溝	三	六〇	"	
趙氏溝	一	一〇〇	"	

地方別	借入戸数	總額	利率	備考
大 麻 子 溝	三	九〇	月 三 分	
計 肆 尖	四	一、二〇	月 三 分	

以上の外、麻子溝に於て支那人より借入居るもの九戸、小洋一八〇元、利率月三分、返済は秋收期とす。

七、小作上に於ける諸慣習

小作人が、小作契約を爲さむとするときは、地主に對し小額の贈與をなし、知己の紹介を煩はして小作契約の申込をなし、成立後は端午の節句等祭日には贈物を爲すと共に、地主を訪問するの風習あり支那人土地を小作するものは、支那慣習として小作契約を解約せんとするときは、豫め舊曆七月中旬迄に地主に通知相談するを常とせり。鮮人間の解約及契約は舊十一月以後とす。

鳳城縣鳳凰城地方

一、小作契約書 別紙の通。

二、小作の種類

(一)錢 租 從來多く此の方法に依りたるも、近來支那官憲禁止に依り、表面は分益小作の契

約を爲し居るも、其の内容に於て變らざるもの大多數を占め居れり。

(二)分益小作 形式上雇傭關係となすも其の内容に於ては從前の如し。

(三)轉 租 比較的信用あるものが支那人より借地し、更に細民に小作せしむるものあり。

三、保證人 小作契約、雇傭契約何れにも必ず保證人を要す。

四、小作料

(一)錢 租 一天地奉天票二百元乃至三百元。

(二)分益小作 地主と折半。

(三)小作料納入の時期 錢租は前金、分益小作は收穫期

(四)小作の期限 一ヶ年以上二ヶ年以内

(五)災害等に於ける小作料 大抵習慣に依り、幾分宛双方に於て損害を負擔するものの如し。

五、課金其他の負擔 (一)課金の種類及負擔額 地款税(地租) 田畑を通じ一畝に付奉小洋十六錢。

畝 田畑を通じ一畝に付奉小洋十二錢。

警學費 保甲費、村費は之を合算して居住支那人共全部各戸に對し、一等より五等に區分

し、一等小洋一ヶ年百三十元、五等二十九元位にして、鮮人は多く四、五等とす。

中華民國十五年一月二十一日
即乙丑十二月八日
洪福金 金正壽 金發後 開種稻田人

備考 別記小作契約書は本年一月より支那官憲に於て一齊に從來の小作契約を取消し雇傭關係にて移住鮮人が支那人地主の土地を小作する爲めの契約書なり。

本契約書は當事者のみにて支那官憲の認可を得たるものにあらす。

鳳城縣石頭城地方

一、小作契約書 別紙の通。

二、小作の種類

(一) 定額小作 一般に行はるるも主として畑地小作者間に行はる。

(二) 錢 租 水田小作者又は比較的肥沃なる平地の畑小作者に用ひらる。

(三) 分益小作 瘦地の畑小作者に多し。

三、保證人 必ず保證人を要し、稀には支那人にして保證人と爲り居るものあり。

四、小作料

(一) 小作料額

定額小作 一天地水田穀五石、畑包米又は高粱約三石。

錢 租 一天地水田百圓乃至二百圓位(小洋)

畑 六十圓乃至百圓位(小洋)

分益小作 折半。

(二) 小作料納入の時期

十一月末より十二月中。

(三) 小作の期限

一定せざるも、近來支那人地主は契約を履行せず年々解約する者多く、大概一年又は二年に短縮するもの多し。

(四) 小作料の運搬

地主自ら小作人方に來り自ら運搬す。

(五) 災害等に於ける小作料

多くは小作者に於て被害を負担するものとす。但し分益小作は收穫の折半なれば相互の損失とす。

五、課金其他の負擔

(一) 課金の種類及負擔額

村費(會費) 各戸二圓位 水利稅一天地一圓位

其他畝捐、保甲費、錢糧等は負擔せず。

(二)課金の負擔方法

課金は當然地主負擔の義務あるものなりと雖村費、水利税の如きは一部分小作人に於て負擔しつつあり

(三)其他負擔金

開墾堤防水路其他修繕等一切の諸經費は小作人負擔するもの多し。

六、耕作資金の貸付

安東金融會より農業資金として借入れ居るもの大堡及黃嶺子を加し三千六百圓。

其他支那人等より借入るもの尠なし。

立應祖帖人何某因正用錢項不足煩來人說允將自己所有水田地壹段(何天地)情愿應與何某名下耕種為主同衆人言明壓價奉票何百千圓整其錢筆下交情分文不缺以壓何年爲限期滿錢到歸贖此兩遺情愿並無異言倘有異言者有中保人(一面承管擔負完全責任)恐口無憑立有(壓帖)(文約)爲證

計開

置坐落何村何方東至 道東至 堤南至何某地

中保人	何	某
代字	何	某

中華民國何年何月何日立壓帖人何某

備考 本寫は小作の種類中典(壓)の方法による契約書なり其他の方法により契約書式は多少相違の

點あるも大體に於て同様のものなり

鳳城縣東孤林子地方

一、小作契約書 後段添付の通。

二、小作の種類

典(押) 全部支那人土地小作者にして、一定の金額を地主に貸與し、契約期間中は勿論地主より

金錢を返済せざる限り耕作し小作料を支拂ふことなし。

但し表面に於ては四分六分の契約の如く記し居れり。

三、保證人 中保人又は中見人と稱し、鮮支人數名契約書に記名調印し、後日に備ふるを例とせ

り。

四、小作料 なし。

五、課金其他の負擔方法

(一)課金の種類及負擔額並其の方法

小作契約當時公費として小作土地に對する一切の課税を一纏めとして其の幾分を負擔することを契

約し、秋收期に於て支那人地主に納むる外聞知せず、現在三十九天地に對し中國票八十八元、小洋銀三元、大洋票十元の負擔を爲し居れり。

其他支那官憲より戸口調査の都度、一戸に對し小作二角を徴收せられ居れり。

(二)其他の負擔金

開墾、堤防水路其他修築費及種籾は地主の負擔とし。肥料代等は小作人負擔とす。

六、耕作資金の貸付

農業資金として當地金融會より貸付を受けたるもの又は支那人地主其他より借入し居るものなく却て支那人等に融通し居る状態なり。

七、小作上に於ける諸慣習

安東縣大東溝地方に同じ。

八、其他參考事項

目下支那官憲は小作契約を雇傭契約に強制的に改めしめんとしつゝあり。

小作契約 寫 (其の一)

立四六帖人于長德因有正用將自己房地壹段煩人說允情願今招到佃戶韓人朴孝烈名下耕種爲主同家言明壓頭錢現小洋五百二十圓整其錢筆下交足分文不欠撤佃戶七月十五日通信交價明大雪爲期至於井泉道路具係

夥用此係兩願各無異說恐後無憑立四六帖爲證

計 開

坐落在東爪林子西甸子草西廟房三間 東至 溝水南至 溝水西至 溝水北至 溝水又家南菜地壹段計墾十六條 東至 楊崗南至 潘姓地又家地一段一日二畝西頭算長短三十八條 東至 小溝南至 界石西至 大道北至 菜地地四至分明 每年口大官錢大小母畝會費共合現小洋參圓整

代	字	潘	潤	清
中見人	裴	朴	周	單
	成	福	福	成
	信	俊	儀	胤
				謙

中華民國十五年舊二月十一日 干長德立

(其の二)

立壓租帖人張玉福有本地壹段壹日無力耕種租與韓人裴承健名下耕種主同衆言明壓租小洋三百六十圓整其洋筆下交足分角不欠自壓之後不拘年限錢到歸贖々地之特七月初旬通信內有探頭洋銀十圓餘價大雪付清取

有一概費項不如應戶相于每年僅發稟稟洋拾圓此係願各無異說恐後無憑立壓租帖爲證

計開

四至坐落在冬瓜林子西甸子處東至拱西至拱南至本地北至拱四至分明

代字人	張玉福	那皖來	干俊鄉	潘樹方	何鳳閣	中保人	馬興禮
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

民國十二年十月初一日

莊河縣大孤山地方

一、小作契約書 支那官憲に秘密に契約し居れり。

二、小作の種類

分益小作に依るもの大部分を占む。

三、保證人 一年毎に契約を爲すものにありては契約書を作成せず、二年以上のものは契約書を

要し尙保證人をも要す。

四、小作料 分益小作にして收穫物の折半。

小作料納入時期 收穫直後。

小作期限 一年乃至三年。

小作料運搬 小作地附近に於ては小作人運搬するも遠路は地主にて運搬す。

災害等に依る小作料 何等豊凶に關係せず。

五、課金其他負擔

諸課金は地主に於て負擔す。

六、農業資金として他より借入れ居るものなし。

輯安縣地方

一、小作契約書 別紙添付の通。

二、小作の種類

(一)定額小作 平地小作は收穫の五割
荒地耕作は收穫の二割
を地主に納付す。

(二)分益小作 極めて小數にして一部分の間に行はるゝに過ぎず。

三、保證人 地主と小作人との小作契約に當り鮮支人各一名以上の保證人を立つるを通例とす。

-七
い

(二)小作料納入の時期
陰曆十二月上旬。

(四)小作料の運搬
小作人より運搬す。

其の都度地主と合議し其の割合を以て納付す

(一) 課金の種類及負擔額並負擔方法

錢糧、畝損は地主、保甲費村費、水利稅等は鮮人に於て負擔す。

なし。若し開墾其他の施設を爲さんとするときは此等の經費は小作人の負擔とす。

農業資金は地主より借入。

支那人地主より借入する場合あり、利率四割。

穀物借入に對しては三割。

割
.....
印

[illegible]

一、小作契約書 別紙の通り。

二、小作の種類

(一)定額小作 水田一田地に對し租三石(支那榷)

(二)分益小作 折半。

(三)錢 租 八道江方面に於ては良耆一田地に對し奉票四十元を前納し一ケ年の耕作を爲すもの多少あり。

三、保證人 以前に在りては相互保證人を立てたるも近來は土地は勿論、家屋等の契約に對しても總て縣公署に於て公認制度を採り居れり。

四、小作料

(一)小作料額

定額小作 一田地に付三石を普通とす。

分益小作 折半收得。

錢 租 一田地奉票四十元。

(二)小作料納入の時期 毎年陰十月末。

(三)小作の期限 一ケ年中には二ケ年のものもあり。

(四)小作料の運搬 小作人に於て地主に納入す。

(五)災害等に於ける小作料

前納したる小作料は災害の場合あるも之を返せず、其他に於ては幾分の手加減あり、又翌年收穫期迄延長することあり。

五、課金其他の負擔方法

(一)課金の種類

錢租(地租)畝損(警學費)保甲費、村費、水利稅、兵餉、鋤稅。

(二)課金の負擔方法

官憲に納入する諸課金は當然地主之を負擔する義務あり、形式上地主が負擔する様に見せ、其の實は小作人と折半負擔するもの多し。

(三)其他の負擔

荒蕪地の開墾に要する經費は地主負擔し、一、二年は無料耕作せしむるも、其後は小作人に於て負擔す。

六、耕作資金の貸付

多くは地主より借入るるを普通とし、年百圓に付利息四十八圓見當。
七、其他參考となるべき事項

土地耕作を得んか爲には、例年節句又は名日等に當りて贈賄品を送り、以て自己の地盤を築かんとする風習あり。

立儲雇契約人臨江縣第壹區文化村沿南

今般得韓民郭成倫確係安分農民雇爲田間工作倘有不法行爲直負完全責任條付列後

計開

- 一、此項雇係於田間工作不得籍營他業
- 二、雇韓民之姓名郭成倫年三十八歲
- 三、雇韓民之眷屬 父 郭 仁 浩 母 吳 氏 子 夢 柳 氏 女 吉 中 氏
- 自民國十五年三月 日至民國十六年三月 日
- 四、期滿止工 六天地坐落臨江縣第一區文化村沿南岸
- 五、工資奉小洋壹百參拾元
- 六、此項契約同時證立四份兩造各留一份縣署及區公所各存一份
- 七、此項契約雇工期滿作廢

雇主人 孟 小 仁 印
雇工人 郭 成 倫 印

民國十五年三月三日

契第一三六號
臨江縣第一區公所印

長 白 縣 地 方

- 一、小作契約書 別紙の通り。
- 二、小作の種類 定額小作最も多く、分益小作之に亞く。
- 三、保證人 必ずしも保證人を要せざるも信用程度に依り必要とするものあり。
- 四、小作料 定額小作 畑一田地一ヶ年一石五斗。
- 分益小作 折半を普通とするも、中には土地の状況に依り地主四分、小作人六分とするものあり。
- 小作料納入の時期 收穫直後。
- 小作期間 個人的には三年乃至七八ヶ年を約するも、公認は必ず一ヶ年以上は之を許さざるを以

て毎年之を書替へ居れり。

小作料の運搬 小作人に於て之を爲す。

災害等に於ける小作料 之か有無に關係せず。

五、課金其他の負擔

(一)課金の種類及負擔

錢 糶 小洋三元。

畝 損 小洋一元五十仙(一戸に付)

保 甲 費 小洋一等九元五十仙、二等四元七十五仙、三等二元三十七仙、四等一元十九仙

村 費 粟二斗五升(此代金小洋六元)

(二)課金の負擔方法

錢糧は、定額小作に在りては相互契約に依り、分益小作は地主負擔。

畝損、保甲費、村費等は各戸に賦課せらる。

(三)其他負擔金

開墾費等は、慣習として火田開墾は小作人之を爲し、四、五年間は小作料を納入せず。

其他修築費等は小作人負擔。

六、耕作資金の貸付

支那人地主より借入るるもの最も多く、移住者相互間に於て貸借あり、利率多くは年六割にして、期間主に六ヶ月或は一年とす。

七、小作上に於ける諸慣習

小作人は、支那人地主の柴炭材の差入れ、地主有事の際は小使は勿論、其他地主の請求により無報酬にて使役に従事するを通例とす。

立租帖人長白縣警察隊長李魁武今將本隊防所附田地(何天地)出租與安某名耕種言明自民國十五年春起至秋耕種一年作租洋奉票 元其錢爲數收清特立此租帖爲證

印 紙

隊 長 李 魁 武
右 給 安 東 鎮 收 執

中華民國十四年十月

長白縣警察隊印
日 立

安東縣三道浪頭地方

一七九

備考 一 天地の平均を示す

平均十四石ノ折半

一七八

一 天地に對する概算

一八

一八〇

一八二

[illegible]

課 金 種 子 代 牛 馬 耕 代 播 種 費 除 草 費 取 入 費	耕地整理費 人夫三人	數 里	單 ・ 價	金 額	摘 出	水
叔 三斗五升 馬一匹 人夫一人 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
課 金 種 子 代 牛 馬 耕 代 播 種 費 除 草 費 取 入 費	耕地整理費 人夫一人	數 量	單 價	金 額	摘 出	支 畑
包米ならば一斗間作大豆一斗又 過小豆 陳稻ならば叔三斗五升高粱一斗 馬一匹 人夫一人 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

莊河縣大孤山地方

備考 木川、畑共に一、天地標準

其 雜 藥 租	計 小 運 雜 肥 器 調
他 穀	作 搬 費 料 具 製
	料 費 費 代 代 費
六石五斗 五〇東	人夫三人
一斗 一・三〇	七
六・〇〇 とす	二・二〇
地主と折中したる額	三農、鎌、スコップ 灌漑用器具鋤等
六石五斗 五〇東	豆粕三枚
一斗 一・三〇	七
五・〇〇 とす	二・二〇
雑穀は平均したるものとす	中耕費馬二匹人夫一人 三回分

[illegible]

備考 水田一 天地を單位としたる概略とす

[illegible]

		支		出	
		數量	單價	金額	摘要
收	耕地整理費				地主側負擔
	課金			四元八角	
	種子代	一斗六升	一斗二元	三元二角	
	牛馬耕代	人夫七人	五角	三元五角	
入	播種費	同二人		一元	
	除草費	同七人		三元五角	
	取入費	同三人		一元五角	
	肥料代			二元	
收	雜費			三元	
	運搬費				
	小作料			三元五角	
	計				
入					

其 他 費	小 計	運 費	雜 費	器 具 代 費	肥 料 代 費	取 入 費	除 草 費	播 種 費	牛 馬 代 費	植 子 代 費	課 金	耕 地 整 理 費			
													數	量	水
													支	收	水
													單	價	金
													額	摘	入
													要	入	田
													數	量	收
													單	價	金
													額	摘	入
													要	入	田

鳳城縣石頭城地方

其 他 費	小 計	運 費	雜 費	器 具 代 費	肥 料 代 費	取 入 費	除 草 費	播 種 費	牛 馬 代 費	植 子 代 費	課 金	耕 地 整 理 費			
													數	量	水
													支	收	水
													單	價	金
													額	摘	入
													要	入	田
													數	量	收
													單	價	金
													額	摘	入
													要	入	田

[illegible]

一一八八

輯安縣地方

耕 地 整 理 費 課 金 種 子 代 牛 馬 耕 代 播 種 費 除 草 費	數量	單價	價金	額	摘要	支	水
人夫二人		〇. 四		一. 六			
一斗				二. 五			
馬二頭		一. 四		二. 八			
人夫一人		〇. 四		〇. 四			
人夫三人		〇. 四		一. 二			
同一〇人							
馬 二 頭 人 夫 一 人 二 升 包 米	數量	單價	價金	額	摘要	支	類
馬二頭		一. 四		一. 四			
人夫一人				〇. 四			
二升		一. 四		一. 四			
馬二頭		〇. 四		〇. 四			
人夫一人		〇. 四		〇. 四			
人夫三人		〇. 四		一. 二			
同六人							

烟

1

2

備考 水田一天地の耕作
畑一天地の耕作

寬甸縣地方

[illegible]

人

一八九

九

臨江縣地方

包米三石
二石

一九〇

長
白
縣
地
方

[illegible]

一九三

備考 水田は支那人土地を三年又は五年錢相するものゝ二、天地畑は支那人土地を小作するもの一、天地に付調査

其 他 穀	計	穀 類 薪 炭	計	水	支	出	要
二五石	收	三六〇・〇〇 一〇・〇〇	八二・〇〇 二四・〇〇 五・〇〇 二・〇〇 四・〇〇 四・〇〇 三・〇〇	數 量	支	出	要
四 分 地 主 六 分 小 作 人	入	二五石	人夫三人 小洋五十元ニ對スル 一ヶ年利子	單 價	支	出	要
二五石	收	二五石	人夫三人	金 額	支	出	要
二五石	入	二五石	人夫三人	摘	支	出	要
二五石	入	二五石	人夫三人	要	支	出	要

九

[illegible]

第四節 奉天附近に於ける鮮人農家の小作慣習

第一緒言

朝鮮人の水田經營者は、如何なる關係に於て土地を取得せるやと云ふに、本來何等資金の準備なく、又其融通を享くるの途なきを以て、確實なる土地の權利を取得せるものに至つては、實に九牛の一毛に過ぎず、況んや商租權の解決困難にして、相當潤澤なる資金を有する日本人に於てすら、此種の確實なる權利を獲得せるもの極めて寥々たる現狀なるに於ておや從て多數鮮人農家の取得せる土地の權利は主として短期契約の貸貸借により得たる所謂小作權なるは蓋し己むを得ざる所なりとす。

尤も今日の如く、土地問題の紛糾を極めざりし十數年以前に於ては、支那人名義を用ひて土地を取得

せるものの外典（押とも稱す）に依り殆んど所有權に等しき土地の權利を取得せるものなきにあらざりしも、最近に至り典すら支那官憲に於て之を拒み地主亦之を喜ばざる風あり、又小作と雖も數年前に於ては、相當期間長期に亘り、小作人は安んじて耕作に従事するを得土地經營上何等の不便を感ぜざりしも、最近に於ては、其期間に一般三年以下にして長期に亘るものは支那官憲又は地主に於て之を喜ばざる傾向あり、從て鮮人農家は不利益を忍びつ々も極めて短期の契約を以て甘んぜざるべからざる結果資金融通の途絶絶し、惹いては耕作上の改良水利の施設をなすの餘地なく、年々歲々水害旱魃の災害に見舞はれ困苦數年今尙經濟的發展の素地を有するに至らざるなり。

寔に多數鮮人の滿洲移住は喜ぶべき現象なりと雖も、斯くの如く彼等を土地關係に於て、極めて薄弱なる基礎の下に農業に従事せしめざるべからざるの實情は、是れ總て在滿鮮人を驅て愈々窮境の奈落に沈淪せしむるに均しく、又一面所謂鮮人問題に實在する根本の缺陷なりと斷言せざるを得ず、幸ひ筆者は屢奉天西方に於ける鮮人經營の水田地帯に往來し、日常鮮人小作人は勿論支那人地主とも相接觸するの機會を有せり、此便宜と機會とを利用して草したるもの即ち「奉天附近に於ける鮮人農家の小作慣習に就て」是なり、固より未だ意を盡さざるものありと雖も、在滿鮮人に關する當面の重要なる問題を窺知するの一助たるを得れば幸なり。

第二小作契約書

小作契約は稀に口頭を以て之を爲すものなきにあらざるも、一般に小作契約書（租種契約）を作製するを普通とす、其書式は地主より小作人に與ふる許可證の如きもの、或は小作人より地主に對する差入證の如きものあるも、多くは地主小作人連署の上契約書を作成し、地主小作人各壹通宛を保有するを通例とす、右契約書中地主は種々の名稱を用ひ地東、地主と稱し、小作人は佃戸、地戸、租戸等と稱す、尙契約に際しては普通紹介人（紹介人、中見人、中人）を介し、保證人（中保人、保人、承保人、承還保人）を立て代筆人（代字人）をして代書せしめ契約書の最後に之等關係者各記名調印するものとす、而して契約書記載の要項は土地の所在及面積境界小作の方法並に其額小作期間公課及び種糧用水溝等の修理費負擔の方法等なり、今普通行はるる最も代表的契約書を示せば左の如し。

立出水田文券人蕭仲人今將承租沙嶺堡公會村北字拾號水田壹段五拾畝出租與張欽堯名下耕種參年爲期規定每歲拾壹月拾五日交租價奉市小洋票貳百圓整所有警學課賦保甲水利等費均佃戶擔任溝提亦佃戶自費淺建發生違約行爲中保人完全負責承管立租券爲證

中保人

王潤芝

代字人

劉振東
朱秀峰

民國拾壹年拾壹月

立出水田文券

蕭仲三

右の形式は純支那式方法なるも最近は條文を以て明確に地主小作人の權利義務を規定する書式によるもの漸次多からんとす、其例を示せば次の如し。

地主佃戶

吳潤依
張蕭瑞

議定分種水田合同如左

一、地主吳潤依係奉天遼陽人以下稻甲佃戶張蕭瑞係瀋陽縣人崔在清係朝鮮人以下稱乙

一、甲地四百七十畝坐落瀋陽縣西高台子村東至河西至本地南至河北至關姓至

一、乙佃種甲地定期自十二年舊曆三月起至十二月底止期滿兩造合同換回作廢即不交換亦作無妨

一、乙佃種用地至秋成接照地之出產糧粒種料總數作爲十份甲乙各得五份乙並承認將甲應得之禾稼運拉

揚園儘先揀打完畢由甲派人監視劈出

一、乙佃種甲地每畝水利費小洋八角並課賦畝捐均由甲封納惟佃種之地每十畝抽出稻粒柴升交甲以抵畝

扣其餘地方村會各項花銷由乙承納與甲無涉

一、乙佃種甲地之中所有溝壕乙自修理至種期滿時如數交還不得損壞亦不許要求一切工資各費

一、乙佃種甲地倘遇旱年無水或秋雨淹澇不得向甲要求籽粒人工各項損失

一、乙佃種甲地均須及時播種不准悞期致甲地遭無出產之損失

一、乙願在甲地內建築房屋時至期滿還同中人秉公

估價歸爲甲有如乙認爲估價不公可儘數折出與甲無涉

一、此項合同係定明甲乙兩方分種土地各項事宜以資信守非有價契約之類乙不得執此合同抵押債款亦不准轉給其他各人違則無効

一、乙須具中保人一名負擔乙方遵照以上各條切實履行否則中保人負完全責任

一、此項合同甲乙兩方各執一份

中華民國十二年二月十五日

立同人

吳

灌

依

第三 小作の種類

單に奉天附近に於ける小作と稱するも其種類頗る複雑なり即ち(一)毎年一定の小作料を約せるものの中穀物を以て收穫後一定額を地主に納付するもの(定額小作又は定租と稱す)と耕作前地主に一定の金額を納付するもの(錢租)との二方法あり更に(二)毎年豫め收穫物の分配率を約束し置き收穫後右率に依り分配するもの(分益小作)あり、今各種類に就て其得失を記すれば次の如し。

第一定額小作 本小作は前述の如く、收穫後納付すべき小作料を豫め約束し置く方法にして、普通穀實のみに限らる、が如し、地主は本小作に依り安全確實に小作料を收納し得るを以て、最も進歩せる小作形式なりと稱せざるを得ずと雖も、地味肥沃にして水利の點亦確實なるものにあらざれば行はる、ことなし、何となれば毎年水害旱魃等を被る危険多き地方に於ては、小作人として豫め一定の小作料を約束し置くは甚だ苦痛とする所なるを以てなり、現に奉天附近に於ても年々水利局の水量充分ならざるの

みならず、水害の危険あるを以て、本小作の行はる、實例極めて少し。

第二錢租 錢租は別に金納小作とも稱し一定の金錢を以て、小作料を支拂ふ小作方法にして、滿洲に於ては市街地附近に於ける集約農業の行はる、畑地又は蔬菜地に行はれ、奉天附近に於ける水田の小作關係に於ても、普通の慣習となれり、元來地主としては小作人と秋期收穫物の分配方法等に關し紛糾を來すを怖る、を以て奉期一定の金錢を以て小作料を先取するを喜ぶの風あるに反し、小作人としては可成少額の小作料を支拂ひ多額の収益を擧げんとするを以て、幾分危険を冒しても本小作形式に依らんとするもの多し、要するに本小作は前に小作料を納付するを以て一朝水害其他の影響にて凶作に遭遇するも、小作料の減免を地主に要求するの途なく遂に流産入り終るの結果となる、然るに天候順調にして豐作の時は小作人の利益莫大にして十割以上の利廻りとなること珍らしからず、只本形式は幾分投機的に流れ奉天附近の如き水利の施設不完全なる地方に於て零碎なる耕作資金すら調達するに困難なる鮮人農業者に對しては寧ろ危険多く決して推奨すべき方法と稱するを得ず。

第三分益小作 分益小作は又分種又は夥種と稱し內蒙古開放地に於けるが如き、新墾地若くは開墾中の土地に對して行はるる方法なるも、水田經營を爲す地方に於ても一般に普及せる小作方法なりとす、奉天附近に於ても錢租と共に廣く鮮人小作人間に行はるる小作慣習となれり、即ち水田にありては豫ねて約束せる分配率に依り收穫物を分配する方法にして、同時に糞をも分配するを普通とす。此中收穫後

脱穀に際し、地主は小作人と立會ひ脱穀せる親及農を豫め約束せる分配率に依り分配を受ける方法（普通打租と稱す）と刈取前圃場に於て地主小作人雙方立會の上立毛の判定又は坪刈の成績に徴して收穫高を協定し脱穀後地主は其收得分を分配せしむる方法（普通之を檢見法と稱す）と更に收穫後圃場に於て東の儘束數に依り分配する方法あり、一般に奉天附近に於ては打租の方法に依るもの普通にして、檢見法の如きは土地の一筆面積正確なるもの少きを以て行はる、こと極めて稀なり、元來本小作方法は新開墾地若くは其他の方法に依り收穫安定せざる地方に行はるる方法にして、奉天附近の如き水利の施設充分ならざる結果年々水害旱魃に見舞はれ、一年として充分なる收穫を見ざる地方に對しては地主小作人共損益を分擔するを以て最も公平なる方法と謂はざるべからず。

第四典 典とは嚴格なる意味に於て小作と同一に論ずること能はざるも、滿洲に於て朝鮮人農家が一般に土地を取得する便宜なる一方法と看做されつゝあるを以て、茲に叙説することゝすべし、本來典なるものは土地の所有者が他人より一定せる金錢の融通を受け之に對して自己の土地を使用収益せしむるものにして他日之と同額なる金錢の支拂を受けざる限り期限満了後と雖も引續き耕作し、以後年々小作料の如きものを支拂ふの要なく、確實に土地の使用収益を完ふし得るものとす、此の如く典は最初に相當纏れる典價を地主に支拂はざるべからざるを以て、資金に乏しき鮮人農家中此種の契約を締結し得るもの少きと又支那人地主は外國人に土地權利の移轉するを怖る、結果實際に於て典契約の行はるるもの

寥々たる有様なり、典價は支那人間に於ては買賣價額の七掛内外を以て普通とするも、鮮支人間にありては買賣價額と同一の代價を支拂ふも尙本契約を締結すること困難なる狀況なり、今奉天附近に於ける典契約の一例を示せば次の如し。

立典文約人王奎星自己水田坐落新民縣五道溝村北壹百貳拾畝因原典錢使用典與朴魯敬名下典種言明五年爲滿典錢共價奉票小洋壹千八百元整其洋筆下交完分厘不缺典錢到期不交的時候再種五年爲期四至例後異無說詞此係兩造情願無悔者俱在中正人壹向承管恐口無憑立典契文約爲憑據

左記 四 至

東至 壕 南至 王姓地
西至 水道 北至 王姓水田

介紹人 劉老三 押

中保人 王景林

代字人 周文昌

立典契文約人 王慶凱

朴奎星

朴魯敬

民國拾壹年拾貳月參日

轉租は意義甚だ不明確なるも、支那人間に行はるゝが如く、普通二つの場合を含むものゝ如し、即ち小作人が全然小作關係より離脱し、地主が新に小作人を容る場合及小作人が小作關係より離脱することなくして、自己と第三者との間に新に小作關係を成立せしむる場合はなり、小作人が從來の小作關係より離脱し、新たに小作人を容るる場合は地主の承諾を要し、舊小作人は新小作人より幾分の謝禮を求むるを普通とするも、奉天附近に於ては其實例極めて稀なるが如し、之に反して小作人が小作關係より脱退することなくして、自己と第三者との間に小作關係を成立せしむる場合は、奉天附近に於ては相當頻繁に行はる即ち鮮人若くは内地人にして、支那人地主より幾分長期の契約を以て錢租したるものを、更に鮮人小作人に小作せしむる場合分益小作法を以てするが如き此實例なりとす、此場合舊小作人は地主の承諾を経ることなく、其權利の範圍内に於て自由に新小作人と契約を爲し得るを以て一般の觀念とす、但し分益小作に於ては明かに轉租を禁せる實例に乏しからず、是れ地主は從來何等交渉なき小作人に權利の移轉せらるゝ結果收納時に於て紛糾鬭争の生ずるを怖るゝに由るものとす。

第五 保 證 人

地主及小作人間に於て小作人契約書を作製し、之に調印するときは必ず保證人を立つるを要す、保證人は中保人、承保人又は承還保人と稱し、普通双方に紛争等の生じたる場合圓滿解決の義務を負担し、

又は地主に對し小作人の身元保證をなすに止まり兩者何れか契約の履行を怠り損害を與ふるも敢て責任を負はざるものとす、只此内承還保又は承保と稱するものは、責任稍大にして小作人が地主に損害を與へたる場合之が賠償の責を負担するものなり、而して保證人は普通一名乃至三四名にして支那人鮮人共に保證人となるも、鮮人は由來土着心に乏しく且つ資産信用あるもの少きを以て地主は一般に支那人保證人を歡迎する風あり。

保證人と關聯して奉天附近に於ては把頭（小作人頭）即ち朝鮮内に於ける舍音又は農監に匹敵すべきものあり、把頭は支那人若くは鮮人中信望稍厚きものなるを以て、地主は一經めに把頭に對し小作契約を結び把頭は更に小作契約をなし地主小作人の間に立ちて双方の代理を務め双方より幾分の利益の分配を受くるを通例とす、即ち此種把頭は純然たる保證人と稱するを得ず、地主の代理人たると同時に小作人の代表者を兼ねるものと稱すべきなり。

第六 小 作 料

第一小作料額 小作料額は各小作の種類に依り一様ならざるのみならず、同一種類に於ても皆等しからず、今各小作種類に就いて奉天附近の實例を左に説明せん。

イ、定額小作 定額小作は前述の如く、奉天附近に於ける實例少きも其小作料額（租子又は租糧と稱す）は瀋陽縣鄧家荒に於て一天地上穀三石五斗とせる實例あり、又塔灣に於て水田六十天地に對

し期限を五ヶ年とし保証金(押和錢)小洋票壹千元の外毎年穀二十石とせる實例あり。

ハ、錢 租 錢租に依る小作料は之を租錢と稱す、租錢は奉天附近に於ては平均一天地小洋票四十元内外にして、最低二十五元より最高八十五元程度に及ぶ稀に一天地百元以上を支拂ひたる例なきにあらざるも、這是奉天市街に隣接し管理至便の地區に限らるる極めて特殊の實例なりとす、一般に小作料額は地味の肥瘠水利の可否或は管理の便否等に依り決定せらるゝものと概言するを得べし。

ハ、分益小作 分益率は地主小作人に於て收穫物を折半するを普通とするも土地の良否に依り地主四分小作人六分のもの又地主三分小作人七分のものあり。

新開墾地に對しては、地力安定するに至る迄小作人の負擔を輕減するの意味に於て開墾費の小作人に負擔せしめたる場合は、第一年目地主三分小作人七分第二年目地主四分小作人六分第三年目に至り折半とするものあり、又地主に於て開墾費を負擔し、小作人を容るゝ場合に初めより地主四分小作人六分又は折半とするを通例とす。

第二小作料納入の時期 小作料納入の時期は小作の種類に依り一樣ならざるも錢租は概ね秋期收穫後より翌年耕作着手以前に於て契約成立と同時に前納するを普通とし、稀には秋期收穫後納入することを規定せるものあり、然れども秋期の納入は地主に取り甚しく不安なるを以て、信用ある小作人にあらざれば之を認めざるが如し。

定額小作並に分益小作に依る小作料の納入は收穫後遲滞なく納むるを以て普通の觀念とし、契約書には單に秋若くは收穫後と記載せるものあるも、亦期日を確然規定せるものあり、一般に陰曆十月末日より十一月末日までとせるもの多し。

第三小作の期限 鮮人小作人は各種の小作を通じ、一般に長期の契約を希望せるも熟田の小作期限は大底一年契約のもの多く、二三年契約のものに置き五年に及ぶものに至つては極めて稀なりとす、然れども新墾地の場合就中開墾費を小作人の負擔とするものに於て、最短限三年とするを普通とす、普通期限滿了後若し小作人に於て其翌年引續き耕作を希望するときは、地主は敢て契約の更新を拒絶せざるも、他に一層有利なる條件を以て小作せんとするものに對しては、之と契約するを憚ざるのみならず近來地主中契約書中に更新又は續租の文字を挿入するを避くものあるを以て、小作人に取ては極めて不利なる傾向に向ひつつあるものと謂ふべし。

第四小作料の運搬 從來收納を終はり地主に納入すべき小作料は小作人より搬入することなく、脱穀場に於て分配し、地主自身の負擔に於て各自運搬するを通例とせり、然れども最近運搬の義務を小作人に負はしむる契約をなすもの漸次多きを加へんとす。

第五災害時に於ける小作料 災害時に於ける小作料に關しては、契約書而上何等記載なきも、斯る場

合に於ては地主小作人立會の上適宜小作料額を決定するものとす、而して分益小作の場合に於ては、災害を蒙りたるときは、幾分其分益率を變更し收穫皆無等の場合に於ては、既に一度受取たる小作料は之を返還することなきも、被害翌年に於て幾分其小作料金の減免を承諾するが如し。

第七 公課及其他の負擔方法

第一公課の種類及負擔額 滿洲に於て地主若くは土地耕作者の負擔する公課は普通錢糧（地租）畝損（警學費）保甲費及村稅等にして、水田に對しては此外水利費を徵收す、水利費は奉天省各縣に設置せる水利分局に於て水利に關する費用として徵收せるものなるも、水利局に於て何等水利の施設をなさざるに拘らず、水田を耕作せる場合も必らず徵收すること、なれるを以て、一種の水田稅と看做すべき性質のものとなれり、但し奉天附近の水田にありては、奉天水利局に於て渾河より引用せる用水路を以て灌溉水の供給に當れるを以て、此方面に於ける水田耕作者が水利上幾分の利便を享けつゝあるの事實は之を否定するを得ず。

今各公課に付一畝當り其負擔額を示せば次の如し。

糧	上	中	下	地	沙	城	地
錢	0.150元	0.110元	0.080元	0.060元	0.040元	0.030元	0.020元

畝	保	利	費	費	費	費	費
新	0.100元	0.020元	0.010元	0.005元	0.005元	0.005元	0.005元
舊	0.050元	0.010元	0.005元	0.002元	0.002元	0.002元	0.002元
地	0.005元	0.002元	0.001元	0.0005元	0.0005元	0.0005元	0.0005元

備考 錢糧は洋建とし其他は小洋票建とす。

尙錢糧畝損等の納入期日は毎年十月一日より翌年三月末日迄とし、延納一ヶ月以内は一割二ヶ月以内は二割三ヶ月以上は三割の處罰を受けるものとす、又水利費の納入期日は十月一日より十一月末日迄とし錢糧同様の加罰規定あり。

第二公課の負擔方法 公課は當然地主の義務に屬すと雖も實際は特約に依り之を定むるを普通とす、其負擔方法は各個の場合に於て異なるも大體に於て國稅たる錢糧は地主持のもの多く、水利費は小作人持のものが如し。然れども（一）諸公課共地主又は小作人持のもの（二）錢糧及畝損は地主持とし水利費は小作人持とせるもの（三）諸公課は凡て折半負擔とせるもの等あり、而して之等の内第二の例最も多きが如し、尙村稅及看青費の如きは殆んど凡ての場合小作人に於て之を負擔するものとせり。

第三其他の負擔方法

一、開墾費 開墾費は一般に小作人の負擔する所なるも、相當大規模の工事にありては地主の負擔とすることあり、此場合は開墾初年より熟田同様分益率を引上げ四分六分又は折半となすを普通とするが

如し。

二、堤防水路其他の修築費 堤防水路等の修築に關しては、其負擔方法を地主とせるものと、小作人とせるものと及地主小作人に於て適當に分擔せるものとあり、然れども大體に於て小作人負擔とせるもの最も多し、又水路開鑿上他人の土地を使用する場合は其使用料は小作人の負擔とす。

三、種 穀 種穀も小作人の負擔とするもの多き中には地主折半負擔せる例なきにあらず、種穀を小作人負擔とするときは、春期播種前種穀の準備なきを以て、播種を遅延し又は優良品種を入れて増收を計らんとする地主の希望に添はざるものあるを以て、地主に於て種穀を用意し小作人に貸付け、秋期收穫後と同時に現物又は現金を以て回收するものあり。

四、肥料代 滿洲に於ける水田は一般に卑濕地を開墾したるものなるを以て、地味肥沃にして未だ施肥の必要に迫られざるも、奉天附近に於ては耕作後既に十年餘を経過せるを以て、地力の消耗甚しきものあり、之等に對しては兩三年來既に肥料の施用を實行せるものあり、其肥料代として地主に於て毎年豆粕五枚分を負擔することを規定せるものあり。

五、小作地區内に築造したる建物 若し小作人に於て契約期間中に於て地區内に家屋を建築したる場合、期限經過後は仲人を立て公平に評價したる價額を以て之を買收する義務あるを一般の觀念とせり、但し小作人に於て評價に對し異議を申立つるときは、小作人は家屋を他に移轉せざるを得ざるものと整

り。

第八 耕作資金の貸付

小作人は一般に資力貧弱にして起耕費、除草費は固より生活費すら準備せざるもの多きを以て、之が調達は小作人に取りて相當苦心の存する所なり、日本人若しくは相當資産ある鮮人に於て權利を有する土地を錢租せる小作人は農業資金を借り入るの便を有するも單に支那人地主の小作人に取りては其便利を有せず、寧ろ支那人地主は小作契約に於て農業資金に對し何等責任を負はざることを明記せるものあり、現在之等鮮人小作人に對する資金の貸付は個人の金貸業者若しくは大正十二年奉天に設立せられたる株式會社協濟公司之に當り金利は個人にありては、日歩十錢内外なるも會社に於ては日歩六錢位を徴しつゝあり、要するに金利は一般に高利に過ぎ鮮人小作人の生活を脅威しつゝあるは之を認めざるを得ず。

第九 小作の終了

小作契約の解除は大凡次の場合とす。

- 一、存續期間の経過
- 二、小作人が契約に違反する行爲ありたる場合
- 三、地主の都合に依り契約を取消する場合

一、存続期間の経過 一般小作契約は存続期間の経過と共に終了すべきは論を俟たず、然れども特に期間終了後續租の定めあるものは固より然らざるものと雖も、小作人側の希望に依りては更に協議の上續租するもの多し、但し最近支那人地主中貪慾のものありて、期間経過後一旦土地を返還せしめ、更に他の小作人に貸付け小作人間の競争心を利用して利益を貪るもの頻出するに至れり。

二、小作人が契約に違反したる行爲ありたる場合 小作人が契約に違反したる行爲とは大凡次の場合に限らるゝが如し。

- イ、小作人が故意に耕地を荒廢せしめたる時
- ロ、小作人が小作料納入の義務を怠りたる時
- ハ、地主の許可なくして小作地を他に轉租又は小作權の賣買をなしたる時
- ニ、地主の許可なくして耕地内に建築をなせる時
- ホ、契約締結後契約條項に對し異議を申立て意見の一致を見ざる時

此中小作人が小作料納入を怠りたる時は、小作人たる重要な義務を履行せざるを以て、當然契約解除の理由たること論する迄もなし、其他土地が出水に因り荒廢に歸し全く耕種に適せざるに至りたる場合の如き、或は土地が公用徵收に依り官地若くは鐵道用地に編入せられたる場合の如き、何れも小作契約の終了の原因たること茲に贅説するを要せず。

三、地主の都合に依り契約を取消す場合

此場合は（一）地主に於て土地を他に譲渡若くは出典したるとき （二）地主に於て土地内に家屋を建築し或は又 （三）自ら耕作せんとする場合とす、但し地主が土地を他に譲渡若くは出典する場合は、多く收穫以後に於て行はるゝものなるを以て、一年期限の小作に於ては別に問題となることなし、若し權利を他に移轉する場合と雖も、小作人の權利と共に移轉するを普通となすが如し、地主が建築の爲め若くは自作の爲め土地の返還を求むる場合に關しては、特に契約書に規定せるものなきも地主は他に換地を提供するか、或は已むを得ざる場合に於て地主に於て相當賠償の責に任するものゝ如し。

第十 結 言

之を要するに奉天附近に於て鮮人の水田農業は一二の例を除く外殆んど小作人と稱するも不可なく、而も其小作契約の條件たるや全然支那人地主の利益本位にして、小作人に對しては極めて不利なるもののみとす、加之未だ檢見收納の方法普及せざるを以て、分益小作に於ては地主小作人現場に立會ひ收納するを普通とするが如き幼稚なる方法行はれ、錢租にありては小作人をして投機的經營に走らしめ、さなきたに不健實なる滿洲に於て彌々流轉の生活を餘義なくせしむが如き境遇に誘はるるは、之を否むべからざる實情なりとす、而して定租の如きは奉天附近多數の鮮人小作者中僅かに一二の實例あるのみにして、南鮮地方に於て小作契約の大半が既に定租に進歩しつゝあるとは、到底日を同じふして語るべからざる。

らざるなり。

思ふに滿洲に於ける鮮人の膨脹今日の如く旺盛なるに拘らず、經濟的發展の認むべきものなきは固より、商租權の確立せざることを金融機關の發達遲々として、多數の鮮人が何等其恩恵に浴せざること、悉いては水利事業に見るべきものなく、年々歳々水害旱魃に襲はること等に職由すと雖も、亦一つには現在鮮人農家唯一の耕作形式たる小作すら其内容當を得ず、小作人は何れも極めて不利なる條件に忍はざるべからざること其の主要原因なりと謂はざるべからず。

奉天地方收支計算表（錢租）

收

入

（五人家族にして三天地耕作を標準とす）

租

四五〇・〇〇〇

一天地に付半年收穫支那斗十石とす、之れが收穫時期の相

藥

一二・〇〇〇

一天地に付二千斤、千斤に付二圓の割

計

四六二・〇〇〇

支

出

借

一二〇・〇〇〇

一天地に付金四十圓の割

種

一三・五〇〇

一天地に付水播支那斗三斗一石十五圓の割

整地及耕耘播種費

二七・〇〇〇

一天地に付整地及水路修繕並に耕地、播種等の諸費九圓の割

除草費

三六・〇〇〇

普通三回除草するものにして、一天地に付十二圓の割一回

刈取及運搬脱穀費

二一・〇〇〇

一天地に付四百束之が刈取、運搬及脱穀等に要する人夫賃

人夫一人七十錢

租税及其他公課金

一二・〇〇〇

水利稅一天地に付洋八元之れが金四圓の割

農具買入及修繕費

三・〇〇〇

家賃

二五・〇〇〇

支那家屋二間一ヶ年間家賃

生活費

一五・〇〇〇

生活用諸費

雜費

一〇・〇〇〇

交際、旅行等諸費

計

四一七・五〇〇

收支差引純益金

四四・五〇〇

第五節 鐵嶺地方に於ける水田耕作狀況

其水田耕作方法は頗る粗雑且原始的にして、多くは荒地たる山間の低溫地を撰んで、茲に不完全なる

灌溉設備を施すを例とし、播種方法の如きも直接撒播法に依り苗代整條等内地に於けるが如き方法全然用ひられざる状態なりき處女地固有の沃土は何等肥料を施すことなくして、優に五六年間は地質の低減を見ざるものとす、但馬賊の被害支那人の水田に對する理解其他の關係より、漸次山間の荒蕪地を棄てて既墾畑地に移らむとする傾向あり。

種穀の種類としては、北海道種が收穫最安全なるも米質は京租最良にして、右兩種が大部分を占め、其他鮮内地産のもの數種あり。

茲に特に注意を要するは、近年漸く露骨となりつつある支那官憲の排外運動の一端として、奉天當局は本年度より亂暴にも突然從來の借地契約は言ふまでもなく、小作契約の締結さへ之を禁止するのみならず、現在尙繼續中の契約さへも之を破棄し、之に代ふるに雇傭契約を以てせんとしたり、而して萬一之に應せずして、小作契約等を締結する支那地主あるを發見するときは、容赦なく縣公署に拘引し支那式裁判を以て、甚しきは五年の徴役に判決したる例ありたるも、吾方官憲としては、支那民國に關する限り如何とも手のつけ様なき状態なり、無論之に對しては吾方に於ても出先並奉天に於て嚴重其不當を抗議中なるも、之が爲め鮮農民にして本年の收穫を放つことを餘儀なくされたるもの不尠、其結果は彼等に對し其將來滿洲居住に對する一大脅威を與へたることは否定し難く、自然今後支那官憲が尙斯くの如き方針に出づるに於ては、吾方としても同胞の死活問題の前に袖手傍觀することは許されざるとこ

ろにして、在滿鮮人百年の大計を確立せざるべからざる立場に達着しつつあるものと云ふべし。

尙前記の通目下のところ雇傭契約以外小作契約さへも不能なる状態なるも、參考まで、從來行はれ來りたる鮮支人間の土地契約を左に略述すべし。

(イ) 自作農者

既に土地契約問題が右の如くなる以上地主自作農は極めて稀なり、但嚴格なる意味に於ける自作農とは稱し難きも、押契約を禁止せざる以前即ち一昨年以前には一定の借地料を支拂ひ、一定期間の土地使用權を獲得する押契約と稱する、言はば短期商租とも見らるべき契約を以て耕作に従事するもの不尠りしが現在に於ては之も困難なる状態なり。

(ロ) 小作農者

本年度支那側の雇傭契約強制的施行により、從來の小作契約は全然不可能に陥り、自然小作農者も皆無となりたる形なるところ、當時支那地主が提示せる、雇傭賃銀なるものは一ヶ年男小洋五十元女四十元とする亂暴極まるものなりしを以て、之に對し吾方より嚴重抗議の結果、無論其名義よりするも從來の對等關係を棄て雇傭關係となり、言換ふれば支那人の一使用と化したことは、對等國民たる面目を蹂躪されたるものにして、又事實食はんが爲に甘じて、右の如き條件の下に雇傭されたるものな

きに非るも、其大部分は支那側の反省により契約の内容、即収益の分擔方法は従前の小作契約の現状を維持し、表面のみ雇傭契約に書き換ふべきことを承認せり、故に將來は知らず該雇傭契約は小作契約として論ずるを便とす。

(1) 小作農者の生活状態

一戸五人にて平均五天地(天地は小天地を示す以下同し)約我二町歩を耕作し、一天地より七(支那)石より十(支那)石平均八(支那)石の穀收穫ありて、一支那石は産地相場小洋五十元より六十元なれば四歩六乃至五歩五の小作契約として、一戸年収入平均小洋千元内外のものとなるべし、而て右掲一戸五人の生活費は年額小洋五百元内外にして、衣服其他(家屋は朝鮮式のもの)を自ら建るが故大部分のものと家賃支拂の要なし)の費用を支辨するも生活困難する様ことなき筈にして、又何等かの副業を営み得ば相當餘剰あるべきも、設備不完全なる爲め水旱害に備へ得ず、加ふるに馬匪賊の被害は耕作權並爲替相場の不安定と相俟つて、轉々移住の他なく從て臨時の支出比較的多く更に又最近水利稅等各種の税金並強制的寄付金を負擔せしめらるるのみならず、不逞輩より各種の名目の下に其團體費を強奪せらるる等愈困窮の極に陥りつつある觀あり。

(2) 小作地の區分及小作の種類並小作料

小作地は全部水田にして、畑地は計上する程の數に達せず、小作分類上より觀れば當地方には永小

作なるもの全然なく、年期小作又は分益小作に屬すべきものなり、新開拓地なれば永小作(現時の)最も適するものにして、或時機に到達して之を長期の年期小作に改むるを、地主支那人小作人鮮人雙方に採りて妥當良法と認めらるるも、水田に對する知識經驗なき支那人と右状態を惡用する鮮人ととの間に於ては、最初より妥當有利の契約をなすこと困難にして、年を経ると共に其間種々の利害打算上の齟齬を來し、近來一般支那人殊に地主の小作鮮農に對する態度に大變化を來し、小作契約其他に於ても凡て鮮人は不利の状態に置かれたり、斯くして年期小作の最短期たる年期の短縮を現出し、小作鮮農は漸次不利の程度を高められ、遂に小作契約禁止令となるに至りたるものなり、以下小作契約に關し聊か詳記せんとす。

右記の如く小作は年期小作又は分益小作に屬すべきものなるが、右兩方を混用するもの多く略別して左記二種とし得べし。

- 一、租 子 年期小作に近似せるもの
- 二、青 子 分益小作に近似せるもの
- 一、租 子

租子の年期は以前は五六個年の期限にて、契約書を作成し親ならば一天地に付一支那石、現金なれば小洋七、八元を地主に與へ、地稅兵餉錢等は地主の負擔とし(稀に地稅の幾部又は地稅兵餉錢の一

部或は兵餉錢丈の全部を小作人の負擔とするものあり、然れども水利税は殆ど全部折半負擔とす。收益の全部が小作人の所得となるものなるが、近年殊に前記大正九年以後に於ては年限は三年以内に短縮せられ親及現金の額は二支那石十元乃至六十元に高められ、地稅其他の負擔も幾分多くなりたり、然れども此方法は小作人に採りて尙ほ有利なるものにして、殊に水旱害の少き地を撰べば多大の利益あるものなり、然るに近年支那が水田の有利なることを知り、又移住鮮人増加し小作人を求むるの容易なるとに因り、此方法は漸次支那人の喜ばざるところとなりて減少の傾向にあるものにして、以前は殆ど全部の小作が此方法によりしものなり。

荒蕪地の開墾又は畑地（低溫地たる）の改墾に際しては、以前は荒蕪地の場合は四十六年間は其收益全部が小作人の所得となり、其後に於て改めて租子又は青子の契約をなしたるものなるが、近年に於ては、右無償耕作期間は三箇年以内に短縮され、甚しきは初年より收益の分配をなすものすらあり、畑地改墾の場合は租子、青子共に初年より有償又は分益するものなり。

二、青 子

青子は出来高分配法にして、伊太利外歐洲各國分益農朝鮮の並作法に類似せるものにして、右兩法同様契約年限は一個年を原則とし契約書を作成せずして、地主小作人雙方の自由意思によりて解約又は繼續し得るものなり、分益歩合は以前は七分三より四歩六のもの多く、年限も五六個年以上のもの

多かりしが、近年に至りては前項各種の事情より年限は漸次短縮せられ、歩合は殆んど五歩五歩となるに至れり、此方法は小作人が死亡其他の理由によりて、其義務を果し得ざる場合には相続人又は親戚友人に於て之を續行すること能ふことは、歐洲の分益小作と同様にして、朝鮮人並作法と異るところなるが、地主が小作農の農業經營に殆ど干渉せざることは朝鮮並作法と同様にして、歐洲の分益小作と異るところなり、然れども將來に於て支那人が水田の知識と經驗を有するに至れば、干渉するもの多きを見るに至るは想像に難からずといふべし。當地方に於ける此分益小作は其長所殆ど認難きに反し、其短所は殆ど全部を認め得といふも過言ならざるべく、殊に貧困なる小作人に對し地主が其生活費の前貸又は農具代金等を貸付け、年五割より甚しきは十割の高利を貪り小作人の利益の大部分を掠奪するが常例となり居りしが、之が當然の結果として契約の履行に支障を生ずる場合頻出するを以て、最近に至りては地主も鮮農に對する資金の融通を好まず小作農は地主以外の高利貸又は商人よりするの外なき状態なり地稅其他に關しては此方法に於ては例外なり、全部地主の負擔するものなりしが、最近水利税の賦課せらるるに至りて該稅丈は折半負擔となり、又兵餉錢の如きも臨時強徴せられ、殊に大正十三年國境警備取締協定成立以來支那官憲は之を口實として各種の税金を徴し、其額年五拾元に達する有様なり、分益方法は收穫物の四歩六乃至五歩五といふも其間種々の差異あるものにして、穗付の儘分配するもの親丈を分て藁は小作人の所得となるも

の副産物も分配するものやせざるもの、翌年の種籾も分配歩合に準じて負擔するもの全部小作人の負擔するもの等、可なり複雑せるものなり、而して以前は親丈を契約歩合によりて分配するもの多かりしも、近年は鮮農が古來の慣習として親叔には薪を用ずして地上にて之を爲し、石片又は木片に打付けて穂を取去るが故に、親は四方に散亂し地上の土塊石礫を混すること多し、此習慣を悪用し小作人は故意に親を離散し且又充分打落さず幾分を残置き、地主との分配後之等の散亂又は残置き親を處分して自己の所得とする奸策が支那人感知するところとなりて、穂付の儘分配するもの多くなりたり、之は鮮人の不正手段より招けるものにして、不得已ものといふべきも、斯くては副産物にして鮮人にとりては其生活上重要品たる藁(屋根用及溫突燃料として)の所得を失ふこととなりて、此點に於ても亦鮮農は不利の状態に陥りつつあるものなり、如此にして右以外の點に於ても鮮農は漸次其收益を減少せられつつあるものなり、右分配の場所及時期は穂付分配の場合には陰曆十月初(十月以後は家畜を放牧すること許さるる習慣あり之が被害ある故右時期に刈取るものなり)刈取の現場に於てし地主に於て之を運搬するもの多く、親分配の際は十一月半より末迄の間に於てするものにして、地主の住所又は其指定する場所が近き場合には小作人に於て運搬し、然らざる場合地主に於て之を運搬するを普通とするも、運搬者に關しては別段嚴密なる取扱を爲さざるもの如し、土地修理水利費は現今に於ては規模の大小を問はず全部小作人の負擔にして、以前は大規模の設備を

要する場合には地主より所要木材等を提供することありしも、近年に至りてはさなく朝鮮人夫に比して不利の状態にあるものなり、故に先般水利稅の制定せらるるに當りて、種々の紛議を惹起し、今日も尙ほ引續き解決し得ざるもの多きは當然のことと言ふべし、此契約は春分より秋分に至る間に於ては解約し得ざるものにして、萬一解約の場合には解約希望者に於て相當賠償の責あるものなるも、斯ては相互不利のこと多ければ殆ど其例を見ず。

次に面積の單位は當地方通稱のものとしては天地、响兩種ありて普通一天地は六支那畝、一响は十支那畝なるも天地中又十支那畝を指す大天地の場合もありて誤り易し、一支那畝は我六、六畝即ち六畝十八歩に當るものなり。

(二) 收穫 高

水稻籾の收穫高は一支那畝當一支那石より一、五支那石の間にあるものにして、地味の肥瘠、水利の便否、耕作法の精粗等各般の條件に因りて大差あるものなるが、最近十年間の平均に依れば一支那畝當平均一、二支那石(一支那石は我一石九斗七合五勺に當る)なり、之を日本内地の一反歩當四石に比すれば其耕作法粗雑なる割合に收穫高多きが如きも、一度之を精米するに至れば腹白米其他結實不良のもの多き爲め粗摺歩合頗る低く、四歩より三歩五厘甚しきは三歩以下に止るものあるが、故に白米として之を計算すれば日本内地に比して其收穫高に大差あるものなり、然れども當地方水田は其自然的

條件よりすれば決して日本内地に比して劣れるものとはいひ得ざるべく、人為的條件即ち耕作法にして、今少しく改良せらるれば寧ろ内地以上の收穫を見得べし、而して穀及白米の産地相場穀一支那石小洋五十元乃至六十元白米二百五十元内外にして、開原、鐵嶺迄の運賃は穀一支那石當小洋十五元乃至二十元を要するものなり、但右は邦貨百圓に對し奉票五百五十元代の目下の爲替相場による立値にして、其貨幣制度の紊亂を、極めつつある現狀に於ては諸物價一定の標準を立て難し。

(ホ)水利關係

當地方水田の水利は大部分溪水を以てするものにして、開原縣地方に見るが如き大規模の堤防設備等あるものなく、又柳河縣東部大泉眼(地名)及同縣南部大牛溝、灣溝、二道溝の各地に於ては泉を利用せるもの各二三百天地あるも堀抜井戸によるものはなし、而して溪流によるものは水旱害多きも泉によるものは、其處少く最上地として取扱はる如何にして灌漑設備は極めて簡粗なるものなりと雖も、而も鮮人に採りては相當重き負擔となるものにして、材木勞銀合計一天地當小洋三十元内外を要するものにして、又水路が他人の土地を経るの要ある場合には相當地代を支拂來り、柳河縣内に於ては永年の施設に依りて相當完備せる地方もあり、又該設備費は從來全部鮮人の負擔なりし處、昨年四月支那側が水利税制を新設し、柳河縣城に柳河分局海龍縣城に海輝分局を設置し、別添同局規定の如く水利施設は全部同局が自己の費用を以て、之を爲すと共に既成水田は毎畝年小洋八角新開水田六角の水利

税を徴することとなりて、土地の實側を開始せんとせるに、支那人地主としては登記面積と實際面積との間に大なる開きある關係上、萬一實際面積によつて徵稅さるるに於ては非常なる負擔とならざるを得ざりしを以て、水利税は永年の土地慣習を破る地方農業經濟を擾亂する惡稅なりと稱し、猛烈なる反對運動を起したる結果該局の實側は有哉無哉の間に了りたるが、一方鮮人側としては自己の建設せる設備に對して同局より徵稅せらるる理由なしとて非常の紛議を惹起せるも該稅徹廢乃至は抗納運動は決極其効なく現在に於ては大體地主小作人折半負擔のことに協定することに落着き居る狀態なるも支那人の通有性たる下級官吏の不正背法行爲より起る種々の紛議は今日も尙ほ絶えることなく、事實同局は少く共當地方限に於ては何等其爲すべき施設を實行せざるに反し徵稅方法は苛酷を極むるものなれば、水田業者即ち鮮人並に支那人地主共被害勵す今後とも同局にして、其規定の實施を敢行するに於ては水田業の發達を阻害すること甚大なるべし、尙ほ水利局の管下にある水道數其他別表の如しとするも、右の如き事情に支配され鮮人自身の資本と勢力により開鑿することを餘儀なくされつつあるもの其過半數に上る見込、殊に近年來精米業は急激の増加を示し居り、大正十二年以前に於ては北山城子に僅一個協成精米所のみより存在せざりしものが、大正十三年組織されたる大本精米所が既に創業年度に於て、配當八割なる殆ど法外ともいふべき成績を示したる結果、之に倣ひ昨年又同地に東興精米所柳河に義信精米所孤山子に東興精米所組織され、其他現に計畫中のもの様子暗に一ヶ所あり。

而して精米所が此の如き好成绩を示しつつある原因としては、一、鮮農民の精米に對する理解言換ふれば支那白を以てする原始的精米方法によるよりも、機械精米による方勢少くして利多きことを知覺し來りたること。二、支那人の水稻食用者増加。三、粗のまま沿線積出に比し馬車貨の節約を擧げ得べく、其外精米所本來の業務以外に米の仲買による利益尠からざるものあり、即經濟狀態の今尙幼稚なる奥地方に於ける穀物相場は、高低常なき沿線地方の相場に影響すること稀にして、收穫期より出廻期に向ひ必然的に漸騰するものにして、昨年の如き其間約十割の開きを見たるものなりしを以て、其間相當の資本を投じて米の賣買をなすときは安心して高率なる利益を收め得るものなり、尙最近に於ては鮮農民に對し收穫期に於て粗と交換の條件を以て、生活資金の融通をなすに止らず、進んで自ら大規模に水田の經營を企つるものさへあり、無論將來に於ける經濟狀態の發達と精米所の増加とは、配當八割などと云ふ獨占的利益を得ることは許されざるべきも、水田と離るべからざる關係にある、此種事業は相當確實性ある將來を有するものと豫想し得、而も之を中心として貧困鮮農民が自働的に救済され、且又其成功を端として從來寧ろ自棄的傾向ありたる鮮人の間に、貯蓄熱企業熱が勃然として起りつつあることは見逃すべからざる事實なり、尙精米としては其の外に支那人經營のもの二、三あるも、言語並感情より鮮農民は出來得るだけ同胞經營の精米所を選びつつある爲め、益々經營困難に陥り遂には之を鮮人に賣渡さんとする狀態なり。

鮮人經營精米所調 (大正十五年四月現在)

營業主又は支配人	稱號	所在地	精米器數	一日精米能力	資本金	取引高	組織
鄭 燦 譚	大木精米所	海龍縣北山城子	一	六五〇	三〇,〇〇〇	同	合
川 在 見	協成精米所	同	三	三九〇	三〇,〇〇〇	同	
金 三	東興精米所	同	三	五二〇	三〇,〇〇〇	同	
尹 東	義信精米所	同	三	四〇〇	一〇,〇〇〇	同	
李 相 玉	東興精米所	柳河縣柳河	一	四〇〇	一〇,〇〇〇	同	

第六節 問島及彈春地方水田經營狀況

問島及彈春地方に於ける水田の總面積は大約八千町歩にして、灌漑工事は大小五十箇所の多きに達するも、其の灌漑總面積は僅に四千餘町歩にして、百町歩以上のものは、僅に八ヶ所内に見るべきものは和龍縣四光社に於ける光開水利組合の經營に係る同社の光宗及光昭屯地方の灌漑工事なるか、總工費約四萬圓大正十一年二月より同十三年四月三十日に至る三ヶ年の繼續事業にして、溝渠の延長二里二十六町灌漑面積三百六十六町歩のもの及問島救済會の直營にして、彈春縣純義鄉南泰孟に於ける總工費約二萬二千圓溝渠の延長一里十四町灌漑面積約一千町歩のもの、二ヶ所にして、何れも相當の構築を施しあり、前者は既成工事二百町歩、後者は約六百町歩にして、稍完全なる灌漑工事を稱する程度のもの並其

の工費僅に五百圓主として勞役に由り構築したるものにして、構築の延長十八町灌漑面積四百七町歩を有する延吉縣守信郷平岡五道溝に於ける支那人經營のものあり、這は大正八年中の構築に係るも當時經營のものとしては相當設備せられあり、其の餘のものに至りては構築極めて粗造のものにして、自然の引入れ用水なり、而して當地方に於ける同工事の最も古き歴史を有するものとしては、延吉縣勇智郷大敦洞に於けるものなるが、同地に於ては地主たる在住鮮人十四名が勞役出資により溝渠の延長二十二町灌漑面積七町歩のものを明治三十九年六月に竣工したるものにして、其の後明治四十四年に至る滿五ヶ年間又同工事を經營するものを出さざりしが、同年秋に至り延吉縣尙義郷八道溝に於て、地主たる在住鮮人が構築の延長十二町總工費一千八十圓灌漑面積九十五町歩の灌漑工事に着手し、翌大正元年六月之を竣工し、同年米作の結果其の秋收は遙に畑作物の收益以上に在りしのみならず、適々當地に於ける米穀の需用増進せんとするの氣運に向ひたるも、耕種する種籾は何れも北鮮地方より輸入し來れる在來種のみなりしを以て、米の品質自ら劣等にして、主として在住鮮人間の需用に止まり、内地人間に在りては殆んど之を需要するものなく、自ら其の價格の如きも鮮内地よりの移入米に比し甚しく懸隔あり、之を以て米作は畑作に比し幾分有利なるものもあるも、其の勞役の程度亦畑作に比し幾分多きものあるを以て、未だ著しく水田經營の勃興するに至らず、從つて之に伴ふ灌漑工事亦甚だ振はざる狀況に在り、大正四年三月に至り和龍縣明新社三通縣に於て、構築の延長三十町灌漑面積八十二町五反歩を土地所有者

たる同地在住鮮人間に於て竣工したるものあるに過ぎざりしが、大正四年春在間島末松警視が間島米は其の種籾を改良するに於ては大に將來あるものなりと爲し、同警視の提唱に依り間島地方に於ける種籾改良を期し、間島農業學校教師青江房太氏に之を諮り、朝鮮水原模範農場より小田代種籾一升を取寄せ之を龍井村に於て試作したる處、其の出來榮の優秀なるのみならず、米質極めて優良にして、當に從來の間島米の上位に在るのみならず、遙に鮮内地優良米を凌ぐものあり。此の秋收の小田代種籾は悉く之を在住鮮農民に無料配布を爲したるもの實に今日間島に於ける優良米の鼻祖にして、現在に在りては在來種籾は全く其の跡を絶つに至れるが、此の改良小田代は價格の點に於ても在來種に比し數等高價を支拂はるのみならず、間島地方在住内地人間に於ても小田代米の需用俄に激増し、大正七年に至りては優に在住内地人全部の需用を充たして餘あり、遂に鮮内地よりの輸入は杜絶するに至れり、斯かる動機により大正四年以後毎年各地に多少の灌漑工事は、水田經營は年と共に果進的に増加するに至れるが、大正六、七年頃には、適々財界の好況時代なりしと小田代種籾による耕種の秋收は畑作に比し殆んど倍額以上の收益あるを以て、所到水田經營の行はるると共に灌漑工事の一大勃興を來たし、大正八年に至りては僅に一ヶ年にして約一千二百町歩又同十二年に在りては千二百五十餘町歩と驚くべき數字を示したるが、十三年度に於ては關東地方震災火災の爲め一般財界の不況に因る影響及十二年度に於ける天圖輕鐵開通の好況の反動に因る間島地方稀有の不況、殊に同年は大旱魃騒ぎの爲、十二年度の約二分の

一則ち六百二十六町三反の増加に過ぎざるも、而も逐年増加の跡を辿り居れるが、大正八年に在りては前述の如く財界の好況時代にして、所謂事業界の勃興に伴ひたると一は小田代へ改良種に因り米質の優良なると共に當地内鮮支一般の需用旺盛なるに至り其の價格の昂騰著しきものあり、爾餘の畑作物に比して多大の利益ある爲め、在住鮮人農民は競ふて水田經營を爲すに至り、其の地價の如き少くも二乃至三倍、甚しきは十數倍は昂騰するに至れる結果なり、大正九年度に至り俄に其の工事の振はざるものあるは、同年度に於ける彈春事件に由り在住鮮人が其堵に安んぜず翌十年に至り稍秩序の維持せられんとする曙光を見るに至るや、其の數字亦稍多きを示し、更らに十一年度に至りては其の數字は倍加し、次て同十二年に至りては、俄然大正八年の最高記録に亞ぐものあり、是れ大正十年同十一年度に於ける我警察機關の擴張に因り、當地の治安狀態が著しく改善せられたること及改良種に依る稻作の有益なることが、一般在住民間に徹底的に普及せられたる結果なり、而して四縣中和龍延吉の二縣地方は既に充分の開拓を遂げ、今後又多くの増加を期待する能はざるが、彈春縣及汪清縣に在りては、今猶所在到る所に水田經營に適當なる未耕地の横はれるものあるも、水利及在住鮮人の稀薄なる關係上徒らに放置せられあるを以て、將來此の二縣下に於ける灌溉事業は極めて有望なるものあるべし。

各縣水田面積 (大正十三年現在)

和龍縣 八、二七四反

汪清縣 一〇、六二八
延吉縣 四九、二四二
彈春縣 九、七三〇
計 七七、八七四

間島彈春地方水田増加狀況表

年次	面積	年次	面積
明治三十九年	十二町六反	大正八年	三千六百八町七反
大正元年	一百八十五町	大正九年	三千七百三十一町一反
大正四年	三百三十四町	大正十年	四千二百六町八反
大正五年	三百九十三町四反	大正十一年	六千六百五町八反
大正六年	七百六十四町二反	大正十二年	七千一百六十一町一反
大正七年	一千四百五十八町八反	大正十三年	七千七百八十七町四反

第六節 吉林總領事館管内水稻事業

管内の水田は松花江流域沿岸に開拓せられたるものにして、現在の總面積は丁萬三千响地

備考 本年度は播種季に於て早魃の害を被りたる箇所少からざりしも其後適當の降雨あり且天候順調なりしを以て稍平年作に近き收穫ありたり。

(一) 水稻經營と土地の關係

朝鮮人中支那の國籍を有する者は、土地所有權を有するも非歸化鮮人は普通小作又は分益小作に依り支那人若は歸化鮮人より耕地を借入し居れるが、歸化鮮人の所有土地は極めて狭少なるを以て、從て之が小作の場合も少く殆ど支那人土地を賃借し居れる狀況に在り。

(1) 普通小作

期限付の小作にして、土地の使用收益に對し、小作料を拂ふものにして、期限は最近は年租(一箇年)のもの多く其他三年又は五年のものあり、最も永きは十年のものあるも之等は極めて稀なり。小作料は金納の場合少く殆ど穀納にして其額は灌溉水利の如何又は地方に依りて等差あり、一畝地に付(約七反歩)粳一石五斗乃至四石(一石は我一石三斗)にして粳の收穫季に支拂ふものとす。

(2) 分益小作

歸化鮮人の利權に屬する地を小作する場合は分益小作法に依るを例とするも其數少く、而して管内は敦化縣を除く他縣は總て普通小作法に據りつつあり。

敦 化 縣	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計
林 石 縣	二	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計

管内に於て集團地として有望視せられたる、水稻地は額穆縣拉法河流域にして、現在千二百二十畝地(我約九百町歩)の熟田あり、而して同地域中額勤河附近に約一千町歩の水稻地たるべき荒蕪地(外少畑地を併せ)あり、其他五百町歩以下の水稻地たるべき集團荒蕪地は各縣下に散在するもの少なからざるが如し。

大正十五年度水稻作付面積收穫高表

縣	別	作付面積	收穫高(邦量)	摘	要
吉 林 縣	林 石 縣	一、五五五	一、五五五	面積畝地は大畝は我約八反歩中畝は六反歩小畝は四反歩に相當するも地方に依り各其面積を異にするを以て正鵠を期し難し吉林縣は概して中畝多く林石縣は多少中畝地を用ゆるも其他の地方は概して大畝地多し。	
舒 蘭 縣	舒 蘭 縣	二、七三三	二、七三三		
雙 陽 縣	雙 陽 縣	九、九〇〇	九、九〇〇		
舒 蘭 縣	舒 蘭 縣	二、六六六	二、六六六		
敦 化 縣	敦 化 縣	一、九九九	一、九九九		
額 穆 縣	額 穆 縣	一〇、七三三	一〇、七三三		

備考 本年度は播種季に於て旱魃の害を被りたる箇所少からざりしも其後適當の降雨あり且天候順調なりしを以て稍平年作に近き收穫ありたり。

二三三

(一) 水稻經營と土地の關係

朝鮮人中支那の國籍を有する者は、土地所有權を有するも非歸化鮮人は普通小作又は分益小作に依り支那人若は歸化鮮人より耕地を借入し居れるが、歸化鮮人の所有土地は極めて狭少なを以て、從て之が小作の場合も少く殆ど支那人土地を貸借し居れる狀況に在り。

(1) 普通小作

期限付の小作にして、土地の使用收益に對し、小作料を拂ふものにして、期限は最近は年租(一箇年)のもの多く其他三年又は五年のものあり、最も永きは十年のものあるも之等は極めて稀なり。小作料は金納の場合少く殆ど穀納にして其額は灌溉水利の如何又は地方に依りて等差あり、一畝地に付(約七反歩) 粳一石五斗乃至四石(一石は我一石三斗)にして粳の收穫季に支拂ふものとす。

(2) 分益小作

歸化鮮人の利權に屬する地を小作する場合は分益小作法に依るを例とするも其數少く、而して管内は敦化縣を除く他縣は總て普通小作法に據りつつあり。

敦化縣は總て分益小作にして熟田に在りては、耕地二畝地を標準として一ヶ年粟一石大豆五斗鹽二十斤の割合を以て地主より小作鮮人に給與し收穫物を折半するものとす、而して給與品を受けざるものにありては收穫物を七、三の割合を以て分配するも此方法に依るものは少きが如し。

(二) 米 質

品種は九割は北海道赤毛種にして最近吉林附近に在りては小田代種を植栽し其成績良好なるを以て漸次普及しつつあり、其他天落粒、宗粒、自光頭等あるも植栽數量少し。

吉林省が水稻事業に有望なる理由左の如し

第一 天 然 要 素

イ、位置及氣候 吉林は緯度は高いが、吉林長春の位置、北海道旭川と同一であつて、北緯四十二度五分を示し、優に米作可能なる事も知られやう、今や松花江下流、三姓地方にして北緯四十七度二ハッロンスク附近に於ても、其可能なるを實證するに至つたのである。

冬期は低溫であるが夏期四月より九月迄は、大陸氣候として氣溫北海道に比して高く、最高溫度七月に於て三八度に上る事珍らしくない、各地平均氣溫は左表の如くである。

地名	奉天		長春		寧古		札赉		旭川	
	最	最	最	最	最	最	最	最	最	最
	高	低	高	低	高	低	高	低	高	低
四月	一六・六	〇・〇	〇・五	二・五	二・九	一・三	〇・二	〇・四	二・三	九・八
五月	八・六	三・三	六・七	二・三	二・六	一・七	四・五	六・三	三・二	一七・三
六月	一五・三	七・八	二五・五	二・九	二・九	二・三	九・八	三・四	九・三	三・〇
七月	一九・六	九・六	八・〇	六・二	七・三	六・五	四・五	三・七	一三・五	二五・〇
八月	一八・六	九・八	六・九	二・三	二・五	二・五	二・八	三・九	一四・九	一六・一
九月	二〇・五	三・五	八・一	三・二	六・三	二・九	一〇・五	三・四	九・三	二八・八
十月	三・三	一六・六	〇・五	二・八	一・三	二・七	四・四	二・五	一・七	二四・〇

右の気温表に依つても知らるゝ如く、植物生育期限の温度は北海道に比して高温である。朝鮮總督府勅任技師向阪機三郎氏の研究によれば、吉林夏期温度の積算は、内地米作地の夏期温度積算と大差なく吉林地方に於て、米作を爲すとは、温度上何等不足はないと發表して居る。

リ、降水量並に灌溉河流、滿洲の降水量は、冬は非常に少いが、夏期に於ては相當の雨量がある、特

に六七八月は滿洲の雨季であつて、一年に於ける水量の過半を降し水稻成育に要する水量は大部分降雨によつて補給することが出来、九月に入り降雨量減少し、收穫時に於ては氣候乾燥し、所謂良好の秋日和を呈し、成熟の促進收穫作業に便である。但し四五月の候即蒔付時の五月末頃には、佳々降雨少なく旱魃を呈する事があるので米作上注意を要し、灌溉上相當の設備を怠つてはならぬ。

各地自四月至十月雨量總計（ミリメートル）

奉天	五八二・九
長春	六二九・四
寧古	五〇三・〇
札赉	六〇七・三
旭川	六八五・九

灌溉用水としての河川の利用について見るに、吉林省内は深く樹木が茂つてゐるので、水原豊富に河流縱横に通じ、奉天省に比し灌溉上非常の便がある。滿洲に於ては河川の水位が低いのを通例とするが吉林の河川は水位高く水利の便宜が少ない。特に吉會沿線の山地帶東北部山地帶に於ては水流と土地の傾斜との關係は殆ど理想的と言ふことが出来やう。

ハ、日 照

地名	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	全年
吉林	五	五	五	五	五	五	五	五
長春	五	五	五	五	五	五	五	五
奉天	五	五	五	五	五	五	五	五
乳山	五	五	五	五	五	五	五	五
旭川	五	五	五	五	五	五	五	五

右は雲量の比較であるが五月乃至九月の日照に於て滿洲が北海道に比して良好なる事を知る可く、特に大陽の出現時間非常に長く、夏至前後に於て約十六時間を保ち、日本内地に比して約二時間長いのである、即ち雲量少く日出時間長く日光の直射を受ける分量の多い事などは當地方の特色である。

二、無霜期間

地名	初霜	終霜	平均無霜期間
奉天	十月二日	五月三日	百五十一日
長春	九月二十三日	五月一日	百四十五日
乳山	十月二日	五月十九日	百三十五日
旭川	十月二日	五月二十七日	百二十七日

晩霜は稲作に關係ないが、初霜は非常に關係がある、平均九月二十三日前であつて、稀に九月十二三日に至る事もある、故に吉林地方は決して晩霜を用ゐてはならぬ、必ず九月十三四日前に結實する早生稻を用ゆる必要がある。

ホ、吉林稻作の特長

1. 水稻生育上最高温度を必要とする出穂前の温度が常に最高温度を示し、平均二十四五度に上昇すること。
2. 太陽直射の量多く且つ長い。
3. 晝間に於ける炎熱は甚しいが夜間清涼を覺へ、蒸熱を感ずること少く病蟲害の發生が少い。
4. 成熟間に濕期少く空氣が乾燥してゐるので、養分の移行作用を充分ならしめる。
5. 開花期に際し暴風雨の襲來が無い。

第二 耕作状況

奉天方面に於ては、水田業も相當基礎を備ふるに至つた爲め、相當の資金を要するが、吉林方面に於ては、未だ原始的狀態にある、從來地方人間に濕地河岸地として廢地としたものが隨所に有るので、無資力の鮮人が渡來して、直に着手することが出來、僅かに半年を支ふるに足る糧食と穀種を有するものは、上の部に屬し、多くは地主又は地方人より糧食の融通を受けて之に着手するに過ぎない、随つて栽

培法も頗る粗放である。

イ、土地の選定及整地 土地は總て河川沿岸の低濕地、若くは卑濕地を選び、自然灌溉を俟つて水稻を植付してゐる。随つて灌溉排水等に關しては何等合理的の施設考慮を加へられてゐない。第一年は不規律、不整形なる地整を行つて植付け、第二年は收穫後稻株を残し置き、春季解氷後、鐵把を以て整地し、後灌水して地均を爲し、往々地均は第四年に至る迄行はれない事がある。

ロ、播種施肥收穫 種子は朝鮮種多く、採種法拙劣をきめ種子の選別を爲さず、且つ異種を混ざることが多い、反當八升乃至一斗二升で、凡て芽出時にして直播の爲撒播を行ひ、稀に條播をしてゐる。土地は處女地にして、有機質に富んでゐるので肥料分多く、最初六七年は殆んど施肥の必要無く、稀に土糞を使用するばかりである。除草は六七月間に二回之を行ふ。撒播であるから比較的勞力を要する様である。收穫は九月中旬結實後、下旬に至つて刈取を行ひ、霜に遭はして後、石又は木塊等に叩き附けて落實を行つてゐる。乾燥其他整理取扱不備の爲め、成品品質共に悪くし、且細砂を混じてゐる。收穫量は反當通常稈三石位であつて、或る土地に於ては穀五石を獲る所もある。而して藁は六十貫乃至百貫である。

ハ、開田費用 鮮人は無資力であつて、土地租借開墾作付に要する費用は、他の小資本家に月五六歩年六七割の商利を以て之が融通を受けてゐるので、收穫を得るに至つても、殆ど元利の返済に急であつて安價に穀を賣却して之に充て、漸く日糊し得る状態であるから年を重ねても餘力を剩し得るものが少い、

尙ほ地方に行はれてゐる方法の内鮮人が小作人を使用し、開田作付してゐる状況は左の如くである。

1. 土地 土地を租する場合は、銀下三年、無賃乃至五斗（穀或豆、粟、高粱の三色糧）第四年以後、毎年一石乃至二石五斗の穀納或は金納を爲してゐる。

2. 開田費 自然灌溉によつて小地積を極めて簡易な方法で之を行ひ、且つ春期解氷と同時に開墾し、其年の五月に植付するものであるから、一時的の方法であつて、何等基本的開墾方法は行はれてない、一畝約七反に對し、少なきは十圓、最も多いもので五十圓を出ない。

3. 植付費 鮮人一人當り耕作面積を、平均二畝即一町四反であり、資本主より給與するものは左の如くである。

給與 粟一石（十圓）鹽六十斤（三圓）

豚八斤（二圓）酒二斤（四十錢）

計 十五圓四十錢

貸付 草取費四十圓

六月貸付十月末日三步の利子を附し、穀にて計算する。

住居 木、石、草、土等の材料を資本主にて負擔し、建築は鮮人自身が之に當つてゐる。

ニ、收 支

1. 收益 省城附近樺甸、額穆縣地方の水田状況を見るに、普通年一响地出来高下等地支那耕十六石（支那耕一石は公主嶺試験場では日本耕一石八斗に計算す）より上地二十五石迄である。開墾第一年は普通は十石位とし、前記の收穫を得るのは第三年位からである、資本主と小作人の分配方法は全收穫より年租の穀量を差引き残額の兩者に於て折半する。

2. 資本主勘定

鮮人一人當り二响を單位として計算した。

- 壹 百 圓 開 田 費（最高額に見積る）
- 五 圓 第一年穀種
- 七 十 圓 家屋材料代
- 四 十 圓 耕作貸付金
- 十五圓四十錢 給 與 費

第三年以後普通出来高による收支は左の如くである。

一响地收穫を二十石と假定し、年租を二石と見、一石の穀價を市價十圓と見做した。

收入 百八十圓 年租を差引いた残額を折半し十八石を得る。
支出 十五圓四十錢 給 與 品

- 六 圓 租稅地方費
- 十 五 圓 一切諸係監督費
- 十 圓 設備維持費
- 計 四十六圓四十錢

差引殘 百三十三圓六十錢

右の額で固定資金百五圓、貸付資金壹百十圓、計貳百十五圓に對する時は、利廻り約六割一となるのであるが、小作人に於ては。

收入 百八十圓 十八石
支出 四十六圓 草取費償還

右百三十圓を以て自己一家の生活を支へなければならぬ、地主資本家としては相當の收入になるが、小作鮮人で副業を爲さざる限り決して餘裕あるものではない。

第八節 北滿地方營農狀態

(イ) 水 田 作 法

北滿在住鮮人の九割以上は農業者にして、又其の大部分は水田耕作者である。地形土質及び水利灌溉の便なる地を選びて畦畔および水路の築設をなし畦畔内に引水して雜草を枯らし一旦水を引出して田

面を熊手を以て枯草をかきながら地均らしをなす。

而して再び引水して水の混ざるを待つて播種をするものであるが、北滿においては氣候の關係上、芒種前一週間より十日ぐらゐをよしとす、種穀は現在すべて北海道赤毛である、播種の方法は直播撒播であるが、その量は土地肥沃で疎植のときは稻莖のみ徒らに、伸び結實不良なれば分蘖の餘地なきまで稠密に播種するを要し初年日は、一晌地に三斗内外（支那升）二年、三年と減じて熟地では二斗内外を普通とす、尤も初年目より耕耘をなすものあれば、費川の關係上、多くはこれをなさず、二年目になすが普通である、播種後素苗が一寸内外に伸びたるころに稠密に過ぐるところを抜苗しながら除草をなす、雑草は多く稗（その他のものは水中によく發育せぬ）であつて、そのころ既に一尺ぐらゐに伸び居るを以て、長柄の鎌でその先を刈り取りそのまま腐蝕せしめるのである、その後、出穂まで一二回簡單な除草をなすだけであつて、鮮内の如く中耕草取をなすの要がなく至極手間のかからぬものであるにも拘らず、怠惰の鮮人は稗の抜き取りさへも充分にしない、結果穀に稗の混つて居るものが甚だ多い、精米も不便の地では自ら石臼によつてなすところもあるが、鮮農は米食を殆んどせざるが故に穀のままこれを賣渡すを普通とする。

（ロ）土地關係

歸化鮮人は土地所有權を有するも、非歸化人は典押または小作契約によつて、支那人または歸化鮮人

より耕作地を借り入れて居るに過ぎない。而して一面坡、海林、寧古塔、穆稜地方に僅少の地主あるに止まり、その大部分は支那地主の下に營々として稼ぐ貧困の小作人である（寧古塔附近黃旗屯移住鮮人七十餘戸のうち八割は自作農である）

小作契約には（普通小作、分益小作）の二種がある。普通小作とは小作料を地主に提供して一定の期間契約する耕作法であるが、これは相當資力を有するか信用あるものでなければ、地主側で契約締結を好まず、また前述の如く移住の大部分は到着後より生活の資を他より仰がねばならぬ貧困者である關係上、現在最も多く行はれて居るものは分益小作である、この契約は耕作地三晌地（農作者二人一ヶ年普通耕作面積）に對し耕作期間に（單位元）

粟	一	石	二・〇
大豆（味噌用）	一	斗	二・五
食鹽	三十	斤	四
燈油	十	斤	二
藥煙草あるひは酒	五	斤	一

の支給を受け收穫物を地主と折半する制であるが、この契約も地方により相違あり、同地方でも便否等の關係により多少の差あるは當然のことであるが、數年前までは新耕地にあつては鉞下年限と稱して二

三年間は全然小作料を徴せず、ただ現品支給物に對し相當の利廻りを見せこれを相返済せしめ、或いは初年目には地主三分第三年目には三分第三年目には四分、第四年目より初めて熟田として折半分益をなす等小作人に對しても相當有利の契約が行はれてゐたのであるが、南滿その他の地方より轉住する不良投機的自作人等あつて不正を働き併せて鮮人小作人年々増加の傾向に驅られ利に敏き支那人地主は巧みに、これを利用して現在では非常に不利益な分益小作契約が行はれてゐる。即ち收穫物より一响地に對し租子として一石種親代として二斗五升乃至一斗を差し引き殘高を地主小作人において二分するものであつて、この契約によるときは貧困なる小作人は一生農奴に等しい小作人の境遇より脱出することが出來ない状態に置かれるものである。併しこの場合は直接國稅は地主において警察費、保衛團費、教育費等の地方稅、村稅は小作人において負擔するを一般とせられ、所によりては耕作地附の寓房があつて、小作人の家賃は耕作期間のみ支拂ひを要せざる場合もあり、また國稅地方稅家賃等を二分負擔することもある。あつて一律にこれを見ることは出來ない、また鮮人中資力のあるものは支那地主より土地を借り入れこれを鮮人小作人に小作せしめてゐるものがある、これを中間地主と稱し直接支那地主と契約するよりも小作人には多少安心をするものが多い、邦人の中間地主となる場合は多くこれによつてゐる。契約期限は一年乃至三年を普通とし、これ以上長期のものもあれどそれは極く稀といつてよい、殊に分益小作にあつては一年を以て最も普通とする。

(ハ) 農家收支計算

水田耕作純自作人の收支調家族大小五人、水田三天地(三响地耕作)

收 入 部 (單位元)	
粃	四八〇・〇〇 (每天平均作粃八石、價二十元)
藥	三・〇〇 (每天二千斤、一斤五十角)
現物支給品	三〇・〇〇 (粟大豆等)
計	五一八・〇〇
支 出 部	
借地料	六〇・〇〇 (每天一石)
種子代	一五・〇〇 (每天二斗五升)
小作料	二〇・二五〇 (全收穫より借地料種子代を差引き殘高を地主小作人にて二分)
整地及耕耨費	二二・九五 (每元六五)
播種費	一二・〇〇 (每天三名馬糞一組雇入)
除草費	三三・〇〇 (年二回、每天一回五元五角)
用水堰其他諸費	三・三〇

刈取及稻扱場費	一五・〇〇	(每天五十束雇人五人)
農具費	三・〇〇	(鋤鎌鍬把子買入費)
雜費	五・〇〇	(交際費旅行等)
家賃	二五・〇〇	(支那家屋二間、一ヶ年分地主半持)
生活費	一〇〇・〇〇	(粟食鹽等)
公課	九・五〇	(軍警費教育費、馬賊不逞團費)
計	五〇六・二五	
差引 殘高	二・七五	
水田租借耕作人の收支調家族大小五人水田三六(三响地耕作)		
收入部	四八〇・〇〇	
支出部	四八三・〇〇	
借地料	六〇・〇〇	

種子代	一五・〇〇	
整地耕耘代	二二・九五	
播種費	一二・〇〇	
除草費	三三・〇〇	
用水路其他	三三・〇〇	
刈取及稻扱場費	一五・〇〇	
農具費	三・〇〇	
雜費	一五・〇〇	
家賃	五五・〇〇	(全額自分持)
生活費	一五〇・〇〇	
公課	九・五〇	
計	三九三・七〇	
差引 殘高	八九・二五	

備考 右收支計算調は東支線海林において調査せるものなり。

公課、地方税三元、教育費、鹽稅三元、保衛團費一元、馬賊討伐費一元、馬賊稅一元、不逞鮮

人費一元五角外に正月、五月、八月の三度に支那官憲および馬賊に十元内外の贈賄をなす。
响は大小の差あるが茲にては大响をとり三千坪の計算石は支那石にして日本の二石三斗に當る。

右第一によりて観る如く、純小作人は辛ふじて地主よりの支給を受け露命を繋ぎ居るのみであつて幾年を経るも前借で行かねばならぬ、衰れなる境地に置かるるに反し第二表の示す如き多少の資本を有する借地小作人は年々多少の餘裕をも生じ勤勉にして貯蓄心に富むものは中間地主さらに地主にもなり得る可能性を有し概して眞面目に勞働に従事しつゝある。故に種々の事情より自暴自棄に陥りその日の安逸をのみ事としてゐる。純小作人は副業を興へ或ひは生活の安定を得べき適當の方法を講じて、借地耕作人に向せしめるといふことは、在滿鮮人對策上喫緊の要事なりと思考せられる。

第九節 齊々哈爾地方に於ける水田と鮮農

一、水田耕作地縣別地名位置其他

縣別	地名	位置	戸數	人口
龍江縣	要多羅	杜爾齊哈站より南三五	七	三〇〇
泰來縣	哈拉爾格	江橋驛より西二〇	二〇〇	五〇〇
同安縣	五家子屯	江橋驛より西南三〇	二五	七五〇

景生設置局	仙洞	一四〇	泰來驛より西北九〇	三〇
同安縣	札蘭屯	西北三三〇	札蘭屯驛より西南一〇	五〇〇
安達縣	達東	二七〇	安達驛より	三〇〇

(里程は支里を以て表はす)

地名	水田反別	開墾年度	地主	小作料	契約期間
要多羅	二四畝	本年	廣信公司	地を地主に	十ヶ年
哈拉爾格	二八畝	本年	吳晉辦外京官連	同	十ヶ年
五家子屯	五畝	本年	王民秀	一响に付二石	七ヶ年
仙洞	三畝	本年	本地方有力者	同	十ヶ年
札蘭屯	三畝	本年	廣信公司	同	十ヶ年
安達	一畝	本年	本地方有力者	同	七ヶ年

備考 小作料は孰れも初年度分とす。

二、當地方に於ける鮮民の生活狀態

當地方は何れも新開墾地なるが爲め未だ裕福なる域に達せず。

殊に黒龍江省長公署高官合資關係の分は昨年度浸水の爲め少らず窮乏の状況にあり。

仙人洞の鮮農は全く困難に陥り金融不如意の爲め少からず困窮しつつある由。其他は何れも廣信公司關係其他産業専念の地主なる爲め資金の調達概ね順調にして生活状態も前者に比し困難ならずと。

三、當地に於ける水田耕作状況

本地方に於ける水田經營は、最近移住鮮人によりて朝鮮在來の耕作法に則り至極幼稚粗放の原始的耕作に従事しつつあり、今其の耕作法の大要を記載すれば次の如し。

(一)土地の選定

要するに本地方の水田耕作者は滿洲一般鮮農と同じく、土地の選定に留意する事極めて簡略にして只アルカリ性多含の地(曹達地)を残す外、比較的肥沃なる地帯にして河邊に添ふ幼稚不完全なる方法を以て、灌漑し得る所又は支那人が普通の畑作に適せずとし放棄して顧みざるが如き所謂沼澤其他の低濕地を以て水田地とせり、故に一度洮昂線以北の地に旅行する者の直感し得る事實として支那人の多くは丘陵地を耕し高地を選ぶを通例とせり。

而して不完全なる堤防畦畔を設け水田耕作をなす爲めに、一朝旱魃に遭遇せんか忽ち打撃を蒙り、而も降雨連日に亘るときは其年の收穫をして皆無に終らしむる事敢て珍しからず。

(二)整地

收穫後秋耕を行ふものなく、稻株は其儘圃上に残存し、春季解氷を待つて犁丈又は鐵把子を以て耕起し後灌水して土地を破碎すると同時に地均しを行ふ、播種の際は只種子の安定し得る程度に地表を膨軟ならしむるのみ。

(三)播種法

凡て直播にして撒播とす。

(四)播種期

五月下旬

(五)播種量

一畝地に付粃二斗五升——三斗内外

(六)施肥

なし

(七)除草

除草期六月下旬乃至七月上旬

除草は普通一二回を行ふと稱するも熱心なる鮮農に限らるもの如し。

(八)收穫

納

收穫期八月下旬——九月中旬

鎌刀にて稈の中途より之を刈り取り地上二十日内外乾燥したる後調製場にて脱穀す。

(九)脱穀及調製

乾燥を終りたる稻は地表を平坦にしたる調製場にて脱穀す。

普通朝鮮式の打落法に依る、唯地面に打落し、簀等を用ひざる爲自然穀の中に小石を含む。
脱穀後は風選にて種及雜物を去り市場に搬出し又は精米後搬出す。

四、水稻耕作に使用する農具

1. カレ 純然たる朝鮮農具にして畦畔築造用
2. チゲ 純然たる朝鮮農具にして運搬用
3. 鐵銚 水田耕鋤用、鋤用又は畦畔築造溝渠の開鑿に用ゆ、
4. 鐵把 水稻耕鋤用
5. 手把 土塊の破碎及鎮在用
6. 鎌刀 收穫刈取用
7. 穂枷 收穫後の脱穀用
8. 木杈 葉稈の翻轉及葉稈の中に混入せる穀粒の分離用
9. 木楸 風選の場合穀粒を空中に拘ひ揚げるに用ゆ
10. 碾子 精白用

五、水稻品種

當地方に於ける水稻種子は北海道より輸入せる小田代札幌赤毛或北地方産の黄粒の二種にして何れも

有芒種なるが、其實驗に徴すれば二種共成績良好にして本地方に於ける適種と稱し居れり。

札幌赤毛に就て

北海道より來れる有芒種にして草丈短く、稈は細く柔にして芒長く赤褐色を呈す、穂長六寸内外にして稈色淡色を帯び一穂の著粒數六七十粒は隨圓にして、小栽培容易且成熟日數短し爲めに當地方には最適當と見らる。

六、産米品質

當地産米は刈取後乾燥を行ひ難き爲乾燥十分ならず、夏期貯藏上多少の不安あり、米粒は概して小、光澤に乏しきも炊飯後の光澤佳良食味及炊殖の點は稍内地米に近し。

七、當地方水田經營と土地關係

朝鮮人中支那人に國籍を有し、地方支那人に相當信用あるものは土地所有權を取得し得るも、其他は土地所有權を有せず多くは「傍稱」「租子」「分粮」等の契約により支那人若くは歸化朝鮮人より耕作地を借り入るものとす以下其狀況を述べん。

(い)「傍稱」

支那人若くは歸化朝鮮人より一定の耕地一定の期間（普通二年乃至三年）借地契約をなし、小作料として毎年其總收穫高の二分の一を地主に納付する小作法を謂ふ。

(ろ)「租子」

支那人若くは歸化鮮人より一定の耕地を一定の期間(普通二年乃至三年)借地契約をなし小作料は豫想收穫高の一割乃至二割五分とし毎年秋收後に於て地主に之を納付する小作法を謂ふ。

(は)「分糧」

當地方に於ける水田の小作法は此の「分糧」に依るもの多し、即ち小作初年より満了年期に至る迄各其小作料を異にし、例へば第一年は總收穫高の一割を地主へ第二年目は同じく總收穫高の八分の一を地主へ、漸次小作料を増加し普通十ヶ年を以て期間とせり。小作料の納付は總て秋收後穀物にて納むるを例とす。

八、當地方に於ける主なる水田地に就き大要を述べれば次の如し。

(き)「要多羅」

要多羅農場は大正十四年二月沈雨秋なる者(平安北道生れ)當地廣信公司より一八〇晌(一晌は一七〇坪に當る)の未墾地を十ヶ年間の契約にて借り入れ(借地契約と別記の通り)鮮人農夫三十名を雇ひ入れ内五十七晌を一昨年(大正十四年)始めて開墾し水田事業經營を試みたるに別記載の如き成績を挙げたり、十五年度更に四十三晌を開墾し播種せり、尙本年度四十晌を開墾し作業に着手しつつありと云ふ。

(ろ)「哈拉爾格」

哈拉爾格農場は昨年(大正十五年)前記沈雨秋が當省長公署より二百晌を十ヶ年の期限にて借り入れ(借地契約は「要多羅」に同じ)鮮人農夫六十二名を使用し、一百晌は已に十五年度に於て開墾播種せりと

「附 記」

右兩農場に於ける未開墾地(要多羅にありては八十晌哈拉爾格に在りては百晌)は若干の水利工事を実施すにあらざれば水田として不可能の模様、小作者は本年度若くは明年度に於て灌漑溝築造の上水田經營に従事するものの如し。

(は)當地方に於ける水田可耕未墾地

前記沈雨秋が當省長の命を受け當地附近を視察調査したる所に依れば、當省城を中心とする嫩江上下支流二百支里内外の所に約一千晌の水田可耕未墾地あり、何れも水利施設を完全になさば水田として見るべきものありと。

「附記」前記地方に於ける地價但未墾地とす。

荒地一地方(四十五晌)に付

上 地

大洋 約七〇〇元内外

中地	同	同五〇〇元同
下地	同	同三〇〇元同

九、要多羅及哈拉爾格耕地借地契約、種稻子契約草本

(一)頭一年拾石對壹石給地主

(二)第二年——第三年拾石對八分之一給地主

(三)第四年——第五年拾石對五分之一給地主

(四)第六年至拾年爲四分之一給地主

(五)借穀壹年分二割利息

(六)每穀壹响地現大洋五元或三元開墾不締本利

(七)每壹响二千八百八十号(坪)以下略す

十、要多羅に於ける水稻事業に關する初年度(大正十四年)の成績及收支計算

(イ)成績

開墾地 五十响に對する生産額は「五百七十石」也

「壹响當十石平均」

右價格大洋壹萬八千百二十五元也

「壹石に付平均三十二元五角替」

備考 本地一石は我二石二斗七升に當る。

(ろ)收支計算

資金

一、大洋 二千五百元開墾資金として廣信公司より借入れ

内 譯

大洋 壹千八元 種籾十八石代

四百二十元 家屋建築費(三十家族に對する分)

二百六元 農具及家具費(右 同)

八百六十六元 三十家族十ヶ月の生活費

計 二千五百元也

收入の部

一、壹萬八千五百二十五元也 生産額五七〇石の賣價

支出の部

五千三百三十三元〇七仙也

内 譯

壹千八百五十元五十仙 小作料五十七石の代金

貳千五百元 前借資金返還元金

四百二十五元 右前借資金に對する利息十ヶ月分

五百五十五元五十七仙 耕地借入者へ報酬金（生産高の百分の三）

計 五千三百三十三元〇七仙也

差引純利益金

大洋 壹萬三千壹百九十壹元九十仙也

農夫一家族に付四百三十九元十三仙の利益

備考 尙當地一晌は二千八百八十坪當地一石は我二石八斗にして算出の結果次の如くなる。

當地一晌地は二一七〇坪にして七反畝強

當地一升は一、八〇四「リットル」

故に當地一石は我三石二斗七升強となる

第八章 金 融

第一節 總 說

滿洲及西比利亞内に於ては其の鐵道沿線の一部を除き他は概ね一方里當の人口頗る稀薄にして商工業未だ發達せず、奥地の多くは自作自給にして、今仍物々交換の行はるる地方さへ尠からざるを以て、其の所謂金融機關なるものは、鐵道沿線附近以外は頗る不備不振の狀に在り、而して朝鮮人の多くは、之等金融機關を利用する上に於て不利不便の地方に居住し、加之之を利用し得べき資産信用に乏しき故に今茲に朝鮮人に就て金融を説くは事實殆ど徒爾なるの感なき能はず、又其の貨幣關係の如き時と處と勢に従つて或は露貨留に依り、又は支那貨元兩に依り、若は日本貨圓に依り、流通決済するの狀態にして、朝鮮人間に於ける特有の貨幣制度なるもの始めより勿論有之なし、依て以下各節に於ては其の地方に於ける一般の幣制及金融狀態並金融機關を記し、之に就て朝鮮人間に於ける金融の一斑を窺ふに便せんとす。

第二節 滿洲に於ける金融狀況及金融機關

一、通貨 滿洲に於ては古來統一したる貨幣制度なく、地方に依りて相異なる多種多様の幣制は紊亂に紊亂を重ねて、今日に及たる爲各種固有の硬貨に加へて更に各種の紙幣流通し、一面又各種の外國通

貨入り亂れて流通しつつあり。從て其の本位貨の如きも、勿論區々にして固有通貨に在ては銅本位あり銀本位あり、外來貨幣に在ては銀本位あり金本位あり、之等本位の系統に於て又種々複雑なる關係を生じ、各種貨幣の間に價格の差異を生ずるあり、從て滿洲に於ては之を一種の商品扱と爲し、其の賣買に依て利益を收むる者尠からず、省立銀行たる東三省官銀號の發行する紙幣及中國銀行交通銀行殖邊銀行等の發行する洋錢票紙幣の如き濫發の結果一般に信頼なく價格低廉にして（吉林官銀錢號發行の官吊は奉天省内に殆ど流通せず、而して同官吊の信用は近時甚ば薄く評價亦頗る低落せること次節記述の如し）而も其の價格の變動常なき爲一般鮮農民の如きは之を喜ばず。幣制及世上の對貨幣觀並取扱概ね如斯なるを以て、此の間に處する日本の經濟勢力は頗る大なるものあり、殊に歐洲戰亂以來日本商品の各所に於て市場獨占の傾向を示すや、日本の通貨高も亦頗る多額を算するに至り。

朝鮮銀行券にして滿洲に流通する額は大正十四年末に於て約四千五百六十六萬三千圓を算し、（鮮銀券の發行總額は大正十四年末に於て一億二千萬圓なり）此の外日本銀行券の流通額も亦尠からず。

在滿朝鮮人中には日本貨幣勢力未だ充分ならず、支那貨幣及露貨等の信用比較的厚かりし當時に在りては日韓合併後に於てさへ未だ遽に日本貨の授受を好まざりしが、其後逐年日本貨歡迎の傾向を呈し、近年に至ては山間僻地と雖も頗る圓滿に朝鮮人間に流通しつつあり。

二、金融機關及利率

日本人又は、日支合併に依りて營する金融機關は橫濱正金銀行支店、朝鮮銀行支店、東洋拓殖會社支店、及旅順銀行、龍口銀行、正隆銀行、滿洲銀行を始め、其の他大小の本支店各主要都邑に存在し、支那側經營の金融機關に在ては東三省官銀號（資本金六千萬兩）吉林官銀錢號（資本金五十萬兩）黑龍省官銀號（資本金四十萬四千九百九十八兩）中國銀行支店、（資本金六千萬圓）交通銀行支店（資本金一千五百萬兩）殖邊銀行支店（資本金洋銀二千萬元）奉天興業總銀行（資本金百萬圓）等あり、之等の支店亦各地に存在し、此の外舊式の金融機關に銀號、錢舖、及小金融機關として店行、金店、錢經紀、摺把當及押あり、朝鮮人中相當の資産信用あり市邑地及其附近に居住する者は、之等の銀行其の他の金融機關を利用し得るは勿論なるも、朝鮮人の多數は曩に述べたる如く奥地居住者多數を占め、之等は殆ど自作自給にして其の所謂銀行式金融機關を利用するの必要比較的少く、又之を利用し得る資力信用殆ど無之狀態なるも一面其の實際に就て之を見れば、朝鮮人の多數は資金を擁せずして移住せるものなるが故に、初年に於て先づ支那人地主等より生活費及農耕資金を借入る者多し、之等の金利は最低月四分乃至六分にして、吉林奥地の如きは月一割五分乃至二割を算するあり（農耕資金には左迄高利なるもの少し）場合に依ては當舖押舖（當は大質屋押は小質屋）あり、期限は普通六ヶ月とし永きは十二ヶ月以上に及ぶあり、利息は普通三四分なりとす。（元來の當舖押舖營業は官許を得るの要あり、近年無許可の當該營業者續出し、之等無許可のものは、六ヶ月以上の長期貸付を爲さず利息は六、七分なり）從

て朝鮮人中質物を有する者は右支那人等より比較的低位に金融を得るの便あるも、多くは前述の如く殆ど無資力なるを以て不得已高利の借入を爲す者多し。

其の春夏の借入たる食糧の如きは、秋收の後倍額と爲して返還するを例とし、斯くて朝鮮人は營々として勞苦に服し、其の結果は單に支那人及極めて小數なる朝鮮人地主資力者の腹を肥すに終るの觀あり、之等の點より考ふれば地方農民の爲相當の金融施設を講ずるの必要は眞に緊急の要事に屬すと云はざるべからず。現今朝鮮人農業者に對する金融機關としては左の如し。

金融機關

資本	東亞勸業公司	安東金融會	協濟公司	撫順金融組合
拂込金(出資金)	10,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	5,000,000.00
未拂込金	5,000,000.00	97,100.00	1,000,000.00	5,000,000.00
株數(出資口數)	150,000株	87,000株	750,000株	50,000株
株主(會員數)	200人	97人	10,000人	200人
貸付金	5,800,000.00	78,600,000.00	17,000,000.00	1,000,000.00
預入金	5,900,000.00	2,300,000.00	18,000,000.00	3,000,000.00
借入金	2,000,000.00	5,000,000.00	9,000,000.00	5,000,000.00

昭和元年總益金	4,800,000.00
同總損金	4,000,000.00

間島朝鮮人民會金融部

資本	龍井村	局子街	頭道溝	春
拂込金(出資金)	5,000,000.00	5,000,000.00	5,000,000.00	5,000,000.00
未拂込金	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
株數(出資口數)	100,000株	100,000株	100,000株	100,000株
株主(會員數)	100人	100人	100人	100人
貸付金	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00	1,000,000.00
預入金	8,000,000.00	9,000,000.00	11,000,000.00	11,000,000.00
借入金	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00	3,000,000.00
昭和元年總益金	1,800,000.00	1,800,000.00	1,800,000.00	1,800,000.00
同總損金	9,000,000.00	9,000,000.00	9,000,000.00	9,000,000.00

鐵嶺地方金融狀況

名 稱	所在地	創立年月日	營業年次	加入者	基本金	補助金	貸付金	收 入	入 別
鐵嶺金融組合	鐵嶺	大正五年五月	大正五年上半年	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	八、〇〇〇	七、五〇〇
開原金山組合	開原	大正五年六月	大正五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
三一農友組合	同	大正五年八月	大正五年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
海龍農商務組合	海龍	大正五年二月	大正五年上半年	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

備考

(一) 鐵嶺金融組合は出資金小洋七千八百九十元拂込済資金小洋千五百七十二元なり鐵嶺附近鮮人主となりて組織し從來の營業狀態
堅實なり。

右表中基本金は拂込済資金を云ふ、以下各組合基本金も同じ。

(二) 金山組合は開原附近居住鮮人に依り設立せられ主として儲蓄を目的とし日下會員募集中既に小洋二千二百七十元の中込あるも
現金拂込したるもの小洋四百元なり。

(三) 三一農友會は開原附近居住鮮人並に之に關係ある奥地方居住者を以て組織し金融、依託販賣等を營業し現在拂込資金小
洋一萬一千三百四十元を有するも成績面白からず本來迄の精算に依り缺損も相當ある模様なり。

(四) 海龍農商務組合は海龍を中心とし柳河方面居住鮮人有志により組織せらる。

右の内成績最も優良なるは安東金融會及間島朝鮮人民會金融部に付此の内容左の通り掲ぐ

安東金融會は大正十一年二月の創設に係る朝鮮に於ける都市金融組合に類似し農業資金及商工業資金の
融通を計るもの也。

營業成績逐年良好に趨き大正十一年度以降其の純益金を擧ぐれば左表の如し。

大正十一年度	一、七五四
同 十二年度	二、九八一
同 十三年度	四、一九一
同 十四年度	四、四九六
同 十五年度	三、八〇九

會員及出資口數

年 度	前年度末現在	當該年度増加	同 上 減 少	同年度末現在
大正十一年度	會員數 一 出資口數 一	會員數 三 出資口數 四、五八〇	會員 二 出資口數 一	會員 四 出資口數 五、〇八〇
同 十二年度	會員數 一八五 出資口數 四、五八〇	會員數 三 出資口數 六、三六八	會員 二 出資口數 一	會員 二〇八 出資口數 五、〇八〇
同 十三年度	會員數 三〇五 出資口數 五、〇八〇	會員數 一四七 出資口數 一、四八七	會員 二 出資口數 一	會員 四五六 出資口數 六、五〇五
同 十四年度	會員數 四九六 出資口數 六、五〇五	會員數 一六四 出資口數 一、四八七	會員 二 出資口數 一	會員 六六〇 出資口數 八、〇〇〇

安東金融會貸借對照表

二六七

第一章 總則

则

一、會員ニ對シ其ノ經濟發達ニ必要ナル資金ヲ貸付スルコト

三、會員ノ爲ニ産業上必要ナル材料ノ貸付若ハ共同購入ヲ爲シ又ハ會員ノ委託ニ依リ其ノ生産物ヲ販

賣スルコト

二六八

四、會員ニ非ラサルモノノ預リ金ヲ爲スコト

五、會員ノ爲メ其ノ生産物ヲ倉庫ニ保管シ又ハ此ニ對シ倉荷證券ヲ發行スルコト

第三條 本會ノ區域ハ在安東領事館ノ管内トス

第四條 本會ノ事務所ハ之ヲ支那安東縣安東ニ置ク

但シ必要ト認ムル場合ニハ本會區域内各地ニ支部ヲ置クコトヲ得

第五條 會員ハ本會ノ區域内ニ住所ヲ有スル朝鮮人ニ限ル

第二章 出資及積立

第六條 本會ノ出資金額一口拾圓トス

第七條 出資ノ第一回拂込金額ハ一口ニ付金壹圓トス

第八條 出資第二回以後ノ拂込ノ金額日時及方法ハ評議員會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

第九條 會員其ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ其ノ拂込ムベキ金額ノ二百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵ス

但シ三十日以上ニ涉リ催告ヲ受クルモ尙之ヲ怠リタルモノニ對シテハ評議員會ノ決議ニ依リ失權處分ヲ爲スコト有ルヘシ

前項ノ失權處分ニ依リ生スル費用及損害ハ其ノ會員ノ負擔トス

第十條 會員其ノ持分ヲ讓渡セムトスルトキハ本會長ノ承諾ヲ受ケ名義ノ書換ヲ要ス口券ヲ紛失シタル

トキハ本會ノ承認スル保證人二名以上ノ連署ヲ以テ再受付ヲ請求スヘシ

前項名義書換及再受付ノ手数料ハ一枚ニ付金十錢トス但シ再受付ノ場合ハ證券料トシテ一枚ニ付金三十錢ヲ加徴ス

第十一條 缺損補填準備金ノ額ハ出資總額及預リ金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ積立ツルモノトス

第十二條 剩餘金カ缺損補填準備金ニ積立ツルベキ金額及會員ニ配當スベキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アルトキハ次年度ノ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金トシテ之ヲ積立ツルモノトス

特別準備金ハ損失補填ニ充ツルノ外臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十三條 缺損補填準備金又ハ特別準備金ヲ使用セムトスルトキハ總會決議ヲ經ヘシ

第三章 機關

第十四條 本會ハ理事五人監事三人評議員十五人ヲ置ク

評議員ノ決議ニ依リ顧問又ハ相談役若干人ヲ置クコトヲ得

第十五條 理事及監事ハ出資口數、百口以上評議員同五十口以上ノ所持者中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

二六九

理事ハ在任中本會出資百口分ヲ監事ニ供託ス

第十六條 理事任期三年トシ監事及評議員ハ二年トス但シ任期中最終ノ決算期ニ關スル定期總會ノ終結前任期満了シタルトキハ其ノ終結迄任期ヲ伸長ス

理事監事及評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコト得ス

第十七條 辭任其他ノ事由ニ依リ理事監事又ハ評議員ニ關員ヲ生シタル時ハ現任者半數以下ニ不足スル場合ニ限リ臨時總會ヲ開キ補闕選舉ヲ爲スモノトス

補闕選舉ニ依リ就任シタル理事監事及評議員ハ其前任者ノ殘任期間在任ス

第十八條 理事ハ互選ヲ以テ會長一名常務理事一名ヲ選任ス

第十九條 會長ハ本會ヲ代表シテ會務ヲ統轄シ且總會理事會及評議員會ノ議長トナル

會長事故アルトキハ常務理事之ヲ代理ス

常務理事ハ會長ヲ補佐シテ日常ノ業務ヲ執行ス

第二十條 理事ハ理事會ヲ組織シ常務執行ニ關スル重要事項ヲ議定シ且ツ評議員會ノ議決ニ加フルモノトス

第二十一條 監事ハ本會ノ會計、其ノ他ノ事務ヲ監査ス

第二十二條 會長理事監事及評議員ハ名譽職トシ常務理事ハ有給トス

第二十三條 評議員ハ常務以外本會々務ニ關スル重要事項ヲ議決ス

第二十四條 評議員會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

評議員會ニ於テ議決シタル事項ハ決議録ニ記載シ出席員之ニ記名捺印スヘシ

第二十五條 定期總會ハ毎年四月之ヲ招集ス

臨時總會ハ會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ之ヲ招集ス

第二十六條 總會ノ招集ハ少クモ十日日前ニ其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第二十七條 本會ハ每期決算締切後其ノ期ノ定期總會ノ終了迄會員ノ新加入及出資名義書換ヲ停止ス

第二十八條 總會ノ決議ハ總會員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

本會ノ解散及合併ノ決議ハ總會員ノ半數以上出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十九條 會員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第三十條 議長ハ總會ノ決議録ヲ作り會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載シ且ツ之ニ出席名簿ヲ添付スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル會員二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第四章 業務ノ執行

第三十一條 本會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十二條 會長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ評議員ノ意見ヲ徴シ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他ノ業務上ノ計畫ヲ定ム

第三十三條 本會諸般業務執行ノ細則ハ時機ニ依リ評議員會ニ於テ決議シ之ヲ施行ス

第五章 剰餘金及缺損補填

第三十四條 會長ハ毎事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタルトキハ財産目錄貸借對照表事業報告書及剰餘金處分案ヲ作成スヘシ

第三十五條 毎事業年度ニ於ケル貸付金利息手形割引料手数料其ノ他諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費用及諸損ヲ引去リ其ノ殘額ヲ以テ之レヲ剰餘金トス

第三十六條 損失ノ補填ハ先ツ特別準備金ヲ以テシ次ニ缺損補填準備金ヲ以テス

第六章 加入及解散

第三十七條 本會ニ加入ノ申込ヲ爲サルトキハ申込人ハ直ニ出資第一回又ハ第二回以後ノ拂込ヲ爲スコト

第三十八條 會員出資額ニ對スル剰餘金配當ハ決算締切當日現在會員ニ之ヲ爲ス

第三十九條 解散ノ場合ニ於テ本會ノ債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アルトキハ拂込出資額ニ相當スル金額迄

ハ拂込出資額ニ應ジ其ノ他ハ拂込出資額ノ年累計額ニ應ジ之ヲ會員ニ分配ス

附 則

第四十條 會員ハ其ノ持分ヲ朝鮮人以外ノ者ニ質入又ハ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス

第四十一條 本會規約及契約ヲ變更セムトスルトキハ評議員會ノ決議ヲ經所轄領事ノ認可ヲ受クルモノトス

第三節 間島琿春朝鮮人民會金融部

一、沿革

大正九年琿春事件の際良民が不逞鮮人匪賊のため其の生命財産を奪はれ遂に皇軍出動となり、秩序を恢復せしも多數の同胞鮮人中相當被害ありしを以て、此等の者に對し政府は救恤の趣旨にして拾萬圓を下付せられたり、茲に於て之を資金とし、朝鮮人民會附屬事業の一として大正十一年二月龍井村、頭道溝、局子街に同年四月に琿春に金融部を設置し、昭和二年四月百草溝に局子街金融部出張所を設け、總領事監督の下に専ら中流以下の農民に低利資金を融通し、各々其業に安し身を修め家を齊へ以て、帝國臣たる本分に背かざらしむるを本旨とし、可及的多數の者をして此恩恵に沿せしむべき方針の下に貸付

をなし、一方經費の節約を圖り銳意努力の結果業務の進展顯著にして開設當初貸付金一千四百七十八口八萬五千四十五圓なりしもの昭和二年五月末現在に於て、五千六百十七口、二十九萬九千九百九十五圓に達し、其使途の如きも農牛購入及自作用土地購入最も多く、近時養蠶獎勵に伴ひ副業資金に充當するもの多きに至り一般に本施設を謳歌しつゝあり。

一、業務

(イ) 貸付

朝鮮人民會員にして信用確實なる者に對し保證貸付及擔保貸付に依り五〇圓乃至百圓を六ヶ月乃至一ヶ年を期限とし日歩五錢延滞利子六錢五厘にて貸付す。

(ロ) 預金

取扱希望者に限り昭和二年五月ヨリ預金取扱を開始す

其利率左の如し。

貯蓄預金 日歩二錢

定期預金 年九分五厘

一、機關

各金融部に理事を置き總領事之を任免す現在稷春、龍井村、頭道溝に内地人理事を局子街に鮮人理事

を百草溝出張所に鮮人理事見習を置く書記一名乃至二名を置き理事の任免に依る。

二、資金

金融部別	種別	金額				
		基本金	積立金	借入金	特別借入金	預り金
龍井村		五、〇〇〇	一、三三九	三、三三〇	一、〇〇〇	二、二八、三三四
局子街		六、〇〇〇	六、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八、六、六六六
頭道溝		三、〇〇〇	一、三三八	三、〇〇〇	八、〇〇〇	五、〇、〇〇〇
稷春		三、〇〇〇	一、九三三	二、一四九	七、〇〇〇	五、〇、〇〇〇
合計		一五、〇〇〇	五、八〇九	九、四七八	四、九四九	三〇、〇、三三四

三、貸付金使途別一覽 (昭和二年五月末自現在)

使用別	區別	口数				
		龍井村	局子街	頭道溝	稷春	計
自作用土地購入		六、六	三	三	三	一六、八
土地改良		一	一	一	一	四、六
土地開墾		一	一	一	一	四、六
農牛購入		一、六九	八、八	七、三	一、六	二五、三
農馬購入		一、六九	八、八	七、三	一、六	二五、三
合計		一〇、〇五	二〇、〇五	一八、〇五	七、〇五	五五、二〇

種別	金額部別		龍井村	局子街	頭道溝	理	泰	計
	給料及手當	旅務費						
計	八〇五元	八〇五元	六〇五元	一、一五元	九八元	五、八六元	六、八六元	三〇、四四元
旅務費	八〇五元	八〇五元	六〇五元	一、一五元	九八元	五、八六元	六、八六元	三〇、四四元
計	八〇五元	八〇五元	六〇五元	一、一五元	九八元	五、八六元	六、八六元	三〇、四四元

第九章 自治團體

滿洲及西北利亞朝鮮人は所在自治的團體を組織し、朝鮮人會、朝鮮人民會、農務組合、農商組合、勸業會等の名稱の下に一定の地域内の朝鮮人を以て會員とし、同胞間の親和、共同の福利を増進するに努め、成績良好なるものは國庫補助金を下附し其の發達を助成しつゝあり、朝鮮人會々則の一二例を示せば左の如し。

鐵嶺朝鮮人會規則

第一條 本會ハ鐵嶺朝鮮會ト稱ス

第二條 本會ハ鐵嶺領事館管内ニ居住シ獨立ノ生計ヲ有スル朝鮮人ヲ以テ組織ス

第三條 本會ハ在住朝鮮人相互ノ親睦ヲ圖リ共同ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第四條 本會ノ本部ヲ鐵嶺ニ置キ必要ノ所ニ其區ヲ置ク

第五條 本會ノ目的ヲ達スル爲メ教育、衛生、産業其他公共事務ヲ處理ス

第六條 會員ハ本會ノ目的ヲ遂行セントスルニ付キ必要ナル經費ヲ負擔ス

第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置キ其任期ハ一個年トス

會長	一名
副會長	一名
評議員	四名
區長	若干名

第八條 本會ニ書記若干名ヲ置ク

第九條 各區内ニ十家長若干名ヲ置ク

第十條 會長、副會長ハ總會ニテ無記名投票ヲ以テ選舉シ領事ノ認可ヲ經ル事

第十一條 評議員ハ總會ニテ三倍數公薦ヲ以テ無記名投票ニテ選舉ス

第十二條 區長ハ其區内ニ居住スル會員之ヲ選舉シ領事ノ認可ヲ經ル事

第十三條 十家長ハ區長ノ推薦ニ依リ其區内ニ居住シ名望アル會員中ニテ會長此ヲ命シ其氏名ヲ領事ニ報告スル事

第十四條 書記ハ會長此ヲ命シ領事ニ報告スル事

第十五條 領事本會役員中不適任ト認メタル時ハ其認可ヲ取消ス事アルヘシ

第十六條 會長、副會長、評議員、區長、十家長ハ名譽職トシ正當ノ理由アルニアラサレハ辭任スル事ヲ得ス

第十七條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ領事此ヲ依囑ス

顧問ハ本會ノ重要會務ニ參與シ會議ニ列シテ意見ヲ述フル事ヲ得

第十八條 會長ハ本會ヲ代表シ會務一切ヲ處理シ會議ニ議長トナス

第十九條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ此ヲ代理ス

第二十條 區長ハ區内ノ會務ヲ處理シ會費ノ徵收及居住者ノ戸口其他必要ノ事項ヲ調査シ本會ニ報告スル事

第二十一條 十家長ハ區長ヲ補佐シ前條ノ會務ヲ處理ス

第二十二條 書記ハ會長ノ命令ニ依リ會務ニ從事ス

第二十三條 會議ハ總會及評議員會ノ二種トス

第二十四條 總會ハ毎年一回鐵嶺ニ此ヲ開キ重要事項ヲ決議シ會務ニ對スル經過及會計ノ狀況ヲ報告ス

領事命令又ハ評議員會ノ決議或ハ區長半數以上ノ請求アル時ハ臨時總會ヲ開ク

第二十五條 評議員會ハ必要ニ應シ會長此ヲ招集シ本會々務遂行上必要ノ事項ヲ議決ス

第二十六條 總會及評議員會ニテ決議シタル事項ハ領事ノ認可ヲ受ク事

第二十七條 本會ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第二十八條 本會ノ經費負擔額ハ總會ニテ此ヲ決議シ領事ノ認可ヲ受ク事

第二十九條 本則ハ領事ノ認可ヲ經サレハ此ヲ變更スル事ヲ得ス

大正十三年度安東朝鮮人會歲入出豫算

歲入

科	款	項	目	豫算額	
會費	諸收入	會費	三、四、五	戸數四〇〇戸に對シ一戸當、六〇錢	
			二、七		
前年度繰越金		預金・利子	二、七		
			二、七		

二八五

二八四

問島朝鮮人會取拔事務概況

一、戸籍に關する事項

一、諸種調査

一、生活改善及良風俗の助長

二、紛争の調査

勸農會規約

第一章 總則

第一條 本會以勸農會卜稱之

第二條 本會ハ會員ノ金融ヲ緩和シ其ノ經濟ノ發達ヲ企圖スル爲メ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、會員ニ對シ農事經營資金ノ貸付ヲ爲スコト

二、會員ニ對シ農産品ヲ擔保トスル貸付金ヲ爲スコト

三、農產品ノ買入及ビ委託販賣

四、會員ノ農事經營上必要ナル物品ノ販賣

五、預り金

六、其ノ他前各號ニ附帶スル事業ニシテ朝鮮人ノ農事經營ノ發達上必要ナル業務

第三條 本會ノ區域ハ在哈爾濱日本總領事館管内トス

第四條 會員ハ本會區域内ニ住所ヲ有シ獨立ノ生計ヲ營ム農業者ニ限ル

第五條 本會ノ事務所ハ吉林省寧安縣海林ニ置ク但シ必要ノ箇所ニ出張所ヲ設置スルコトヲ得

第六條 本會ノ公告ハ本會事務所ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第二章 出資及積立金

第七條 出資一口ノ金額ハ拾圓トス

第八條 出資ノ第一回拂込金ハ一口ニ付キ參圓トス

第九條 第二會以後ノ拂込ノ時期及金額ハ評議員會ノ決議ニ依リ參拾日前ニ豫告ヲ爲シ拂込ヲ爲サシム

第十條 會員其ノ出資ノ拂込ヲ怠リタル時ハ期日後一日ニ付キ其ノ拂込ムベキ金額ノ貳百分ノ一ニ當ル

過怠金ヲ徵ス

第十一條 本會員ハ何時ニテモ出資口數ヲ増加スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ増加申込ト同時ニ増加口數ニ對スル第一回ノ拂込ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 本會ノ責任ハ其ノ出資額ヲ限度トス

第十三條 本會員ハ拂込ムヘキ出資ニ付相殺ヲ以テ本會ニ對抗スルコトヲ得ス

第十四條 缺損補填準備金ノ額ハ出資總額及預り金總額ノ合計額トシ其ノ額ニ達スル迄每事業年度ノ剩

餘金ノ四分ノ一以上ヲ積ツルモノトス。

第十五條 剩餘金ヲ缺損補填準備金ニ積立ツベキ金額及本會員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シテ尙殘餘アル

時ハ次年度ニ繰越ヲ要スルモノヲ除クノ外特別準備金トシテ之レヲ積立ツルモノトス

特別準備金ノ損失補填ニ充ツルノ外臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十六條 缺損補填準備金及特別準備金ヲ使用セントスル時ハ總會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

第三章 機關

第十七條 本會ニ會長一人理事二人評議員五人乃至七人ヲ置ク

會長、監事、評議員ハ名譽職トス、但シ評議員會ノ決議ヲ經テ實費ニ相當スル手當ヲ給スルコトヲ得

第十八條 會長ハ理事ト共同シテ本會ヲ代表ス

會長ハ總會及評議員會ノ議長トナル會長事故アル時ハ理事コレヲ代理シ會長缺員ノ場合ハ理事其ノ職務ヲ行フ。

第十九條 會長、監事及評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任ス。

監事及評議員ノ缺員ヲ補充スル爲メ總會ニ於テ豫メ監事補缺員二名評議員補缺員三名ヲ選定シ置キ缺

員ニ補充ス

二九〇

第二十條 理事ハ哈爾濱日本領事官之ヲ任免ス

第二十一條 會長、監事及評議員ノ選任ハ哈爾濱日本領事官ノ許可ヲ受クルニ非ラザレバ其ノ効力ヲ生
セス

第二十二條 會長（代理人又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下同シ）理事ハ其ノ職務執行上他人ニ加ヘタ
ル損害ヲ賠償スルノ責ニ任ス

第二十三條 會長、監事、評議員ハ相兼任スル事ヲ得ス

第二十四條 理事ハ規約ノ定ムル處ニ依リ本會ノ業務ヲ執行ス

第二十五條 監事ハ本會ノ財産及業務ノ執行ヲ監査ス

監事ハ本會ノ財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不正アルヲ發見シタル時ハ之ヲ在哈爾濱日本領事官ニ
且申スヘシ

第二十六條 會長ノ任期ハ二年監事及評議員ノ任期ハ一年トス、但シ任期中事業年度未決算期ニ關スル
定時總會ノ終結前任期満了シタル時ハ其ノ終結迄任期ヲ延長ス

會長、監事、評議員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十七條 評議員會ハ必要ニ應シ會長理事之ヲ招集シ本規約ニ定メタル事項ヲ決議ス

評議員會ハ評議員ノ半數以上出席スルニ非ラザレハ開會スルコトヲ得ス、但シ除名ノ決議ヲ爲サント
スルトキハ三分ノ二以上出席スルヲ要ス

議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

議員會ニ於テ議決シタル事項ハ決議錄ニ記載シ出席者之レニ署名スヘシ

第二十八條 左ノ事項ハ評議員會ノ決議ヲ經ルヲ要ス

一、業務、給與、服務及懲戒ニ關スル諸規程ノ制定又ハ變更

二、訴ノ提起

三、業務用土地建物ノ取得處分又ハ借入

四、業務用建物ノ新築改築増築又ハ移築

五、金錢出納期間變更

六、資金ノ借入

七、經濟豫算

八、預リ金貸付金ノ利率及貸付金ノ延滞利息ノ歩合

九、缺損ニ歸スヘキ債權ノ整理又ハ債務辨濟ノ爲メ引受ケタル物件ノ處分

一〇、事務員ノ採用及解雇

二九一

一一、以上ノ外會長、理事ニ於テ必要ト認メタル事項

第二十九條 定時總會ハ毎年四月之ヲ招集ス

臨時總會ハ會長及理事ニ於テ必要ト認メタル時評議員會ノ意見ヲ聞キ之ヲ招集ス

第三十條 總會ノ招集ハ少クモ十日前其ノ會議ノ目的事項ヲ示シタル書面ヲ以テ各會員ニ通知シ發スル

コトヲ要ス

第三十一條 總會ノ決議ハ總會員ノ三分ノ一以上出席シ其ノ議決ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之レヲ爲ス
會長及監事ノ選任、規約ノ變更、解散ノ決議ハ總會員ノ半數以上出席シ其決議ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之レヲ爲ス

第三十二條 會員ノ決議權ハ平等トス

第三十三條 會員ハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フ事ヲ得此場合ハ之ヲ出席ト見做ス

代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ本會ニ差出スヘシ

代理權ヲ行使スルモノハ本會會員ニ限ル

第三十四條 本會員ハ十人以上ヲ代理シテ議決權を行フ事ヲ得ス

第三十五條 議長ハ總會ノ決議録ヲ作り會議ノ顛末出席者ノ員數ヲ記載シ二名以上ノ出席會員ト共ニ之レヲ署名シ且出席者名簿ヲ決議録ニ添付スヘシ

第三十六條 理事ハ定時總會開會ノ日ヨリ七日以前ニ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分

案ヲ監事ニ提出シ且之レヲ事務所ニ備フヘシ

會員及會ノ債權ハ前項ニ掲ケタル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三十七條 會長及理事ハ前條第一項ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムヘシ

會長及理事ハ前項ノ承認ヲ得タル時ハ二週間以内ニ其書類ヲ在哈爾賓領事官ニ提出シ且貸借對照表ヲ

公告スベシ

第四章 業務ノ執行

第三十八條 本會ノ事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十九條 會長及理事ハ毎事業年度ノ終ニ於テ評議員ノ意見ヲ聞キ翌年度ニ於ケル資金ノ運轉其ノ他

業務上ノ計劃ヲ定ムベシ

第四十條 一會員ニ對スル貸付金ノ最高限度ハ貳百圓トス、但不動產、動產又ハ有價證券を擔保トスル場合ニ於テハ四百圓迄ヲ貸付スルコトヲ得

前項但書ノ貸付金不動產ハ低當權ノ第一順位ナルコトヲ要ス、但會ヨリ借入ノ新債ヲ以テ舊債ヲ償還スル効果ニ依リ第一順位ト爲スコトヲ得ヘキ時ハ此限ニ在ラス

第四十一條 貸付金ノ期限ハ一年以内トス、但相當ノ事由アル時ハ利子ノ支拂ヲ怠ラサルモノニ限り其

ノ期間ヲ更新スルコトヲ得

不動産擔保貸付ハ三年以内トスルコトヲ得

第四十二條 貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ會員二名以上ノ連帶保證人ヲ立テシメ又ハ擔保物ヲ提供セシムルコトヲ要ス

擔保物ヲ徴シテ貸付ヲ爲ス金額ハ鑑定價格ノ十分ノ七以内トス

第四十三條 貸付金ノ利子ハ一割ヲ以テス

第四十四條 會員ガ貸付ノ目的ニ反シ貸付金ヲ使用シタル時ハ償還期限前ト雖モ償還ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 預リ金ノ種類ハ定期預金及貯蓄預金トス

第四十六條 定期預金ハ金額二十圓以上期間六ヶ月以上ノモノニ限ル

第四十七條 貯蓄預金ハ一回ノ最低額ヲ十錢トス

第四十八條 預リ金ノ利子ハ預入當日ヨリ拂戻ノ前日迄ノ日數ヲ計算シテ之レヲ附ス、但定期預金ノ利子ハ期間満了後ハ之レヲ附セス

第四十九條 貯蓄預金ノ利子ハ毎年二月及八月末日現在ヲ以テ之レヲ計算シ元加ス

第五章 剩餘金及缺損補填

第五十條 理事ハ每事業年度ノ終ニ於テ諸勘定ヲ決算スヘシ

前項ノ決算ヲ終リタル時ハ財産目錄、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ヲ作成スヘシ

第五十一條 每事業年度ニ於ケル貸付金利息手数料其ノ他ノ諸益金ヨリ事務費其ノ他ノ諸費及諸損金ヲ控除シタル剩餘金ヲ以テ剩餘金トス

第五十二條 損失ノ補填ハ先ツ特別準備金ヲ以テシ次ニ缺損補填準備金ヲ以テス

第五十三條 剩餘金ハ拂出資額ニ應シ年一割以下ノ割合ヲ以テ配當ヲ爲スコトヲ得

第六章 加入及脱退

第五十四條 加入申込ノ諾否ハ評議員會ニ於テ決ス

加入申込ヲ承諾シタル時ハ其ノ旨申込人ニ通知シ出資第一回拂込ヲ了シタル上會員名簿ニ登錄ス

第五十五條 會員其ノ持分ヲ讓渡セニトスル時ハ前條第一項ノ規定ニ準用ス

第五十六條 會員ハ事業年度ノ終ニ於テ脱退ヲ爲スコトヲ得、但三ヶ月前ニ其旨ヲ本會ニ豫告スルコトヲ要ス

第五十七條 會員左ノ各項ノ一ニ當ル時ハ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込其他會ニ對スル債務ヲ怠リ會員タルニ適セスト認めタル時

二、會ノ目的及事業ヲ妨クル所爲アリタル時

三、本會區域内ニ住所ヲ有セサルニ至リタル時

四、犯罪其他ノ行為ニ依リ信用ヲ失シ本會員タルニ適セスト認メタル時

第五十八條 脱退又ハ除名シタル會員ニハ原因ノ如何ヲ問ハス請求ニ依リ拂込出資額ヲ限度トシ其ノ脱

退又ハ除名シタル事業年度末現在ノ資産ニ基キ拂込出資額ニ應シ持分ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前項持分ノ拂戻ハ事業年度經過後ニ非ラサレハ支拂ヲ爲サス

持分拂戻ノ請求權ハ脱退又ハ除名ノ決定シタル事業年度經過後一ケ年間之ヲ行ハサル時ハ請求權消滅ス

第七章 解 散

第五十九條 解散ノ場合ニ於テ會ノ債務ヲ完済シ殘餘ノ財産アル時ハ之ヲ會員ニ分配ス

前項ノ分配額ハ拂込出資額ニ達スル迄ハ拂込出資額ニ應シ按分シ其ノ他ハ拂込出資ノ年累計額ニ應シ按分ス

第八章 出 資 證 券

第六十條 會員出資金ノ拂込ヲ爲シタル時ハ加入口數出資額拂込金額ヲ記載シタル記名式出資證券ヲ交付ス

第六十一條 持分ノ譲渡相續遺贈等ノ事由ニ依リ出資證券ノ名義書替ヲ請求スルモノアル時ハ其事由ヲ確メタル上書替ヲ爲スモノトス此場合ニ於テハ出資證券一枚ニ付キ手数料二十錢ヲ徴ス

第六十二條 出資證券ノ紛失汚損其他ノ事由ニ依リ出資證券ノ再發行ヲ求ムモノアル時ハ其事實ヲ確メタル上再發行ヲ爲スコトヲ得

此場合ニ於テハ一通ニ付キ手数料五十錢ヲ徴シ猶會ニ於テ之レカ爲メ公告其他ノ費用ヲ要シタル時ハ其實費ヲ請求者ヨリ徴收ス

第九章 附 則

第六十三條 本規約ニ規定ナキ事項ハ總テ在哈爾濱日本領事官ノ指定ニ從フ

第六十四條 本規約ハ創立總會ノ決議ヲ經タル上在哈爾濱日本領事官ノ許可ヲ受クルニアラサレハ効力ヲ發生セス

本規約ヲ變更シタル時亦前項ニ同シ

第六十五條 評議員會及總會ノ決議錄ハ謄本ヲ作り其都度在哈爾濱日本領事官ニ提出スルモノトス

第九章 國境外在住朝鮮人保護撫育ノ狀況

國境外在住朝鮮人は其の數約七十五萬に達し、就中鴨綠江、豆滿江、對岸南部島嶼里、滿洲奧地、沿海州、後貝加爾及黑龍州地方には到處集團的部落を形成す、之等は概して淳朴なる農民なるも多くは僻陋の地に居住する關係上文化の惠澤に浴すること薄く、生活上の根底貧弱なる而已ならず往々不逞鮮人及匪賊の出沒は益々彼等の生業に脅威を與へ勢ひ失業者の増加に伴ひ不良輩亦増加し、良民は不得已安泰地帯を求むるに汲々たるの狀況にあり、又中には多年故國を離れ朝鮮の現狀に通ぜざる結果往々朝鮮統治に對し甚敷誤解を抱くものあり、故に本府は豫て接壤地方に於ける朝鮮人の爲教育、衛生、産業、金融、交通其の他文化的施設を實行すると共に、朝鮮視察團の招致並に朝鮮事情巡廻講話等を實施、以て彼等に對する啓蒙撫育の歩を進めつつあり、以下項を分ち其の概要を記述すべし。

(一) 對在外朝鮮人施設費

年 度 別	豫 算 金 額	年 度 別	豫 算 金 額
大 正 十 年 度	三六、三六〇〇〇	同 十 四 年 度	四四、〇二、〇〇〇
同 十 一 年 度	六八、〇三、〇〇〇	同 十 五 年 度	五〇、〇〇〇、〇〇〇
同 十 二 年 度	七二、〇五、〇〇〇	昭 和 二 年 度	五五、九〇、〇〇〇
同 十 三 年 度	九四、七四、〇〇〇		

(二) 滿洲及西北利亞に於ける樞要地點に本府職員の駐在

本府は大正元年官制を設け、安東、間島駐在帝國領事官を本府事務官兼任とし、大正三年七月本府判任官一名を外務省囑託名儀を以て安東領事館に駐派し、以て哈爾濱、吉林、長春、奉天、浦潮等の總領事及領事を亦本府事務官兼任とし本府及外務省間の圓滿なる協調を保つこととし、又大正十年七月更に官制を設けて國境地方に於ける朝鮮人保護撫育事務に従事せしむる爲専任事務官一、屬九を置き外務省事務官又は屬官兼任とし、之を哈爾濱、浦潮、安東、間島、奉天、吉林に配置せり。

(浦潮は大正八年陸軍省囑託名儀を以て、本府事務官及屬官を派遣し東部西北利亞地方に於ける朝鮮人の保護撫育に任せしが、撤兵と同時に事務官は之を浦潮總領事館に駐在せしめ後哈爾濱に轉せしむ、又屬官中一名は大正十三年二月中外務省職員と共に露國官憲の爲浦潮に拘禁せらるる等の事故ありたる爲、日露國交恢復後の今日と雖派遣員を駐在せしめず)

大正十二年十一月京城に於て在滿帝國領事官會議を開催し、在滿朝鮮人保護に關する各種の打合を遂げたり其の主要なる事項左の如し。

- 一、朝鮮人の歸化に依る國籍喪失を認むるの可否
- 二、滿洲在住朝鮮人の生活安定に關する方策
- 三、不逞鮮人取締に關する件

四、朝鮮人會の指導

五、在滿無籍朝鮮人の就籍に關する件

大正十四年十一月七、八日奉天總領事館に於て在滿各領事官の會同ありたる際本府は事務官を派し在外朝鮮人保護取締に關する協議に參加せしむ。

(三) 朝鮮事情宣傳

一、巡回講話

滿洲及西北利亞地方に於ける朝鮮人は概ね荒みたる生活を爲し、精神上有益なる指導啓發を受ける機會渺なきを以て、彼等に慰安を與ふる傍ら居乍朝鮮の現状を知らしむると共に、朝鮮統治の實況を周知せしむる目的を以て、最新の朝鮮事情を撮影したる活動寫眞携帶の巡回講演者(當分本府朝鮮人事務官を囑託す)を毎年左記の通各地に派遣せり

巡回講話回数

年次	滿洲(遼東)	間島	露領	計	年次	滿洲(遼東)	間島	露領	計
大正十年	八	九	四	三	同十三年	一〇	一	一	二
同十一年	二	一	九	三	同十四年	一〇	一	一	二
同十二年	一〇	一	一	三	同十五年	六	一	一	二

巡回講話箇所

安東縣、六道溝、三道浪頭、

奉天、吳家荒、公太堡、撫順、鮑家屯、營口、鐵嶺、開原、撫鹿、大窪莊、大莊川、海龍、朝陽鎮、輝南、様子哨、三原浦、柳河、北山城子、八棵樹、白音太來、鄭家屯、四平街、長春、吉林、哈爾濱、山市綏芬河、一面坡、海林、寧古塔、牡丹江、穆稜、滿洲里、海拉爾、齊々哈爾、通河、龍井村、太拉子、頭道溝、銅佛寺、局子街、百草溝、琿春、黑頂子、浦湖斯德、ニコリヌク、スバヌカヤ、シコトツ、ボシエツト、チヂンヘ、ノウキエンスコエ、スラツヤンカ

二、新聞紙及雜誌の無代配付

右の外朝鮮人中智識階級に屬する人物に對し京城に於て發行する毎日申報(朝鮮文)の無代配付を爲し朝鮮に於ける各般の事情を周知するに資せしむ、現在其の數四百に達す右の外本府發行に係る雜誌朝鮮(朝鮮文)百部を間島地方に於ける有力者に無代配付し以て朝鮮事情の闡明に努めつつあり。

(四) 保護撫育に關する諸般の施設

一、教育に關する施設

明治四十一年間島龍井村に間島普通學校を創設し、爾後頭道溝、局子街、百草溝、及琿春に普通學校を設置すると共に其の管下に補助書堂を設けたり、大正三年安東縣に内地人訓導一名を派遣し、同地居

留民開立小學校の一部に於て鮮人兒童の教育に従事せしめ、次て大正六年安東普通學校を設けたり、其後鐵嶺育英學校、狗鹿東山學校及浦鹽日本人小學校に内地人訓導各一名を派し、之に要する經費を補助せり（浦鹽は大正十三年八月以來中止す）

右の外奉天、撫順、長春、吉林、哈爾濱地方に於ける私立學校及鴨綠江對岸地方及滿洲奧地々方、東支沿線地方に於ける書堂數十箇所補助金を下附し、或は教科書教材等を配付し以て育英上の便宜を供與せり、昭和元年度に於ては間島中央學校、輝春、頭道溝、局子街等の各普通學校學級自然増加に伴ふ必要なる經費及建築費として六三、〇〇〇圓を適宜配當せり。

大正十五年教育費補助配當額

領事館名	學校名	補助金額	領事館名	學校名	補助金額
哈爾濱	英實學校	三、二〇〇	奉天	奉天普通學校	七、〇〇〇
哈爾濱	東興學校	一、二〇〇	信興	信興學校	一、二〇〇
哈爾濱	英通學校	一、二〇〇	朝鮮	朝鮮學校	一、二〇〇
哈爾濱	光信學校	一、二〇〇	興京	興京學校	一、二〇〇
奉天	麗光學校	一、二〇〇	撫順	撫順普通學校	一、〇〇〇
			東社	東社學校	一、〇〇〇

領事館名	學校名	補助金額	領事館名	學校名	補助金額
通化	通化普通學校	一、二〇〇	義興	義興學校	一、二〇〇
長春	扶餘學校	一、二〇〇	文明	文明學校	一、二〇〇
鐵嶺	育英學校	一、二〇〇	盛通	盛通學校	一、二〇〇
狗鹿	東山學校	一、二〇〇	安東	安東普通學校	一、二〇〇
海龍	進成學校	一、二〇〇	書堂	書堂補助	一、二〇〇
	協昌學校	一、二〇〇	普通	普通補助	一、二〇〇
			計		一、二〇〇

間島、輝春、及安東普通學校に對する補助金は威鏡北道又は平安北道地方費に補助する形式を採りしが昭和二年度より奉天、撫順、鐵嶺、長春、安東、哈爾濱、各學校に付ては専ら滿鐵會社に於て教育給其の他雜費を給することとせり。

二、施療に關する施設

従前間島龍井村居住内地人開業醫に若干の補助金を交附し、該地方朝鮮人に對する救療に膺らしめし

が、大正五年會寧慈惠醫院診療所を龍井村に設置し、更に大正七年間島慈惠醫院を開設すると共に、各所に種痘員を配置せり、又鴨綠江對岸地方に對しては、楚山慈惠醫院をして巡回診療を實施せしめしが、之等の經過良好なるに鑑み、大正十年度以來京城醫學專門學校卒業又は之と同等以上の學力を有する朝鮮人醫師を簡拔し、之を滿洲及西北利亞各地朝鮮人會囑託醫に任せしめ。本府は之等朝鮮人會に對し左記方法に依り醫療費補助金を下附することとせしが、本施設は各地に於ける朝鮮人間に歡迎せらるる而已ならず、支那官民及在外本邦人間に於ても氣受好く、各囑託醫も亦大に腕を發揮しつゝあり、大正十二年三月奉天に於て大正十三年三月及大正十五年三月京城に於て各囑託醫の打合會を開催し、技術上の研究治療上の打合を遂げたり。

記

(い)本府は朝鮮人會に對し囑託醫月額手當巡回診療手當雜費、痘苗購入費、醫師赴任旅費、開業準備金に相當する額を醫療費補助金として各朝鮮人會に交付す。

(ろ)囑託醫手當は地方の狀況に依り多少異なるも月百圓乃至二百圓とし、巡回診療は一ヶ年を通し八十日を限度として施行し一日五圓乃至十圓を給す。

(は)朝鮮人會囑託醫配置箇所

安東縣領事館管内

安東、長白

奉天總領事館管内

奉天、撫順、新民府、通化、興京

鐵嶺領事館管内

鐵嶺、柳河、様子哨、北山城子、三源浦、狗鹿、海龍

長春領事館管内

長 春

吉林總領事館管内

吉林、敦化

哈爾濱總領事館管内

哈爾濱、一面坡、海林、綏芬河、寧古塔

鄭家屯領事館管内

白音太來

間島總領事館管内

局子街、頭道溝、百草溝、琿春、天寶山

囑託醫診療成績表 (大正十五年申)

李昌郁

三〇六

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

長白康箕俊

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

奉天姜元永

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

新民府

李合川 自十月至十一月
金守鈺 自十二月至現在

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

通化金永傑

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

撫順張世九

月別	施療 實數人員	有 料 實數人員	巡 回 日 數
一月	二〇	三	一
二月	二〇	三	一
三月	二〇	三	一
四月	二〇	三	一
五月	二〇	三	一
六月	二〇	三	一
七月	二〇	三	一
八月	二〇	三	一
九月	二〇	三	一
十月	二〇	三	一
十一月	二〇	三	一
十二月	二〇	三	一
計	二四〇	三六	一二

三〇七

興 京

金鼎相 自一月至十二月

月	巡	有	施	月
別	回	料	療	別
	日	實	實	
	數	數	數	
一月	一	一	一	一月
二月	一	一	一	二月
三月	一	一	一	三月
四月	一	一	一	四月
五月	一	一	一	五月
六月	一	一	一	六月
七月	一	一	一	七月
八月	一	一	一	八月
九月	一	一	一	九月
十月	一	一	一	十月
十一月	一	一	一	十一月
十二月	一	一	一	十二月
計	計	計	計	計

白 晉 太 來

李 弼 根

月	巡	有	施	月
別	回	料	療	別
	日	實	實	
	數	數	數	
一月	一	一	一	一月
二月	一	一	一	二月
三月	一	一	一	三月
四月	一	一	一	四月
五月	一	一	一	五月
六月	一	一	一	六月
七月	一	一	一	七月
八月	一	一	一	八月
九月	一	一	一	九月
十月	一	一	一	十月
十一月	一	一	一	十一月
十二月	一	一	一	十二月
計	計	計	計	計

鐵 嶺

李 謙 求

月	巡	有	施	月
別	回	料	療	別
	日	實	實	
	數	數	數	
一月	一	一	一	一月
二月	一	一	一	二月
三月	一	一	一	三月
四月	一	一	一	四月
五月	一	一	一	五月
六月	一	一	一	六月
七月	一	一	一	七月
八月	一	一	一	八月
九月	一	一	一	九月
十月	一	一	一	十月
十一月	一	一	一	十一月
十二月	一	一	一	十二月
計	計	計	計	計

柳 河

金炳基 自一月至十二月

月	巡	有	施	月
別	回	料	療	別
	日	實	實	
	數	數	數	
一月	一	一	一	一月
二月	一	一	一	二月
三月	一	一	一	三月
四月	一	一	一	四月
五月	一	一	一	五月
六月	一	一	一	六月
七月	一	一	一	七月
八月	一	一	一	八月
九月	一	一	一	九月
十月	一	一	一	十月
十一月	一	一	一	十一月
十二月	一	一	一	十二月
計	計	計	計	計

三 原 浦

金炳基 自一月至十二月

月	巡	有	施	月
別	回	料	療	別
	日	實	實	
	數	數	數	
一月	一	一	一	一月
二月	一	一	一	二月
三月	一	一	一	三月
四月	一	一	一	四月
五月	一	一	一	五月
六月	一	一	一	六月
七月	一	一	一	七月
八月	一	一	一	八月
九月	一	一	一	九月
十月	一	一	一	十月
十一月	一	一	一	十一月
十二月	一	一	一	十二月
計	計	計	計	計

北山城子

韓炳軾

三〇

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

掏鹿

李中泰 自九月至八月

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

長春

趙丙憲

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

吉林

蔡奎玉

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

哈爾濱

柳東雲

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

一面坡

朴燦夏

月別	施療實數人員	有療實數人員	巡回實數人員
一月	一	一	一
二月	一	一	一
三月	一	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	一	一	一

海林

權學億 自一月至三月
申泰永 自十月至十二月

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	一	一	一
五月	一	一	一
六月	一	一	一
七月	一	一	一
八月	一	一	一
九月	一	一	一
十月	一	一	一
十一月	一	一	一
十二月	一	一	一
計	三六	一六	一〇

綏芬河

梁惠

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	三	一	一
五月	三	一	一
六月	三	一	一
七月	三	一	一
八月	三	一	一
九月	三	一	一
十月	三	一	一
十一月	三	一	一
十二月	三	一	一
計	三六	一六	一〇

頭道溝

東開勝三郎 自七月至現在
弓恩德 自七月至現在

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	三	一	一
五月	三	一	一
六月	三	一	一
七月	三	一	一
八月	三	一	一
九月	三	一	一
十月	三	一	一
十一月	三	一	一
十二月	三	一	一
計	三六	一六	一〇

局子街

入來院重雄 自一月至六月
閔溫根 自七月至十二月

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	三	一	一
五月	三	一	一
六月	三	一	一
七月	三	一	一
八月	三	一	一
九月	三	一	一
十月	三	一	一
十一月	三	一	一
十二月	三	一	一
計	三六	一六	一〇

局子街

朴瑞陽

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	三	一	一
五月	三	一	一
六月	三	一	一
七月	三	一	一
八月	三	一	一
九月	三	一	一
十月	三	一	一
十一月	三	一	一
十二月	三	一	一
計	三六	一六	一〇

百草溝

金龍範

月別	施療實數人員	有料實數人員	巡回日數
一月	三	一	一
二月	三	一	一
三月	三	一	一
四月	三	一	一
五月	三	一	一
六月	三	一	一
七月	三	一	一
八月	三	一	一
九月	三	一	一
十月	三	一	一
十一月	三	一	一
十二月	三	一	一
計	三六	一六	一〇

月 別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
施 療	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
有 料	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
巡 回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

三、獸疫豫防に關する事項

間島及琿春地方在住鮮人の大部分は農民にして畜牛の數十萬頭に達す、之等は皆に耕作、運搬上必要
 缺く可らざるのみならず、一面在住鮮人唯一の財産たり、然るに例年本地方には牛疫の流行を見ざるこ
 となく、大正十年には五百五十頭、大正十一年には五百頭、大正十二年には四百三十頭、大正十三年に
 は三百頭、大正十四年には二百六十四頭の斃牛を見たり。

右の結果は皆に間島在住鮮人の經濟上及運搬上に於ける大打撃たる而已ならず、病毒朝鮮内に傳播せ
 は山々しき事態を惹起する虞あるを以て、之が豫防方法を講ずるは間島在住鮮人の生活を安定せしむる
 上に極めて有効なるを以て、本府は大正十一年五月技師を間島に派遣し、實地調査の上大正十一年度牛
 疫豫防費一萬五千三百餘圓を大正十五年度に於ては事務費三萬六千圓購入費三萬三千八百圓を計上左記
 の方法を以て實施しつゝあり。

- 1 獸疫豫防事務は之を間島及琿春朝鮮人民會をして其の衝に當らしめ、咸鏡北道及間島及琿春各領事館職員をして應援せしむることとす、而して之等に要する經費一切は本府の補助を以て支辨す。
- 2 各朝鮮人會に左の囑託獸醫を配置す。

龍井村朝鮮人民會	二 名
琿 春 同	一 名
局子街 同	一 名
頭道溝 同	一 名

右の外間島及琿春内十八民會に常時獸醫假免許員を三十五名配置し、之等に手當を給し獸疫の發生報告及應急救助の事務を掌らしむ。

- 3 毎年約四十名の講習生を選び之に豫防上の知識を教授し一定の講習期間を修了したる者は總て獸疫假免許員に採用す。

(大正十二年度十三年度には大正十一年度に採用したるものを復講習し、一層技術の練磨に資せしめり)

- 4 豫防注射の施行

5 防疫思想の鼓吹

者一名に付五圓宛を賞與す。

右は實に朝鮮人而已ならず、支那官民間に多大の感謝と歡迎とを受けつつあり。

四、金融に關する施設

從來間島地方には朝鮮人小農者に對する金融機關なく、金利は個人貸借に於て月率最低三分最高一割の商利を啗へ資力に乏しき爲多數の朝鮮農民が粒々辛苦の結果は、空しく支那人地主及貸金業者の所得に歸し眞に同情すべきものあり。

明治四十四年龍井村に大火あり、之等罹災者救助の爲、本府より下附したる二萬五千圓を資金とし、間島總領事館管理の下に間島救済會を設けしめ、商埠地に於ける金融機關とし小農者に對し低利貸付を

年度別	注 射 液	購 入 數 量	注 射 頭 數	年 度 別	注 射 液	購 入 數 量	注 射 頭 數
大正十一年度	豫防清液	1,000 _瓶	1,000	大正十三年度	豫防清液	2,000 _瓶	1,000
大正十二年度	豫防清液	1,000 _瓶	1,000	大正十四年度	豫防清液	2,000 _瓶	1,000

爲さしむることとせり、然るに其の後該地方の經濟事情は右救濟會の資金のみては不足を告ぐると共に業務地域も狭きの憾あるを以て、東洋拓殖會社と協議を遂げ、大正七年同會社の資金に依り救濟會名義を以て間島一圓に亘り廣く放資せしむると共に農耕の改善方に關する施設に付ても亦漸次其の歩を進むる等大に福利増進を圖れり。

大正六年龍井村に朝鮮銀行出張所開設以來逐年發展せる間島貿易に對し爲替金の供給を爲し、東拓は亦琿春地方に社員を駐在せしめ、間島救濟會名義を以て金融業を營みたり、然れ共之等の金融機關は比較的大口の取引に限られ、大多數の小農民は均蓄せざるを遺憾とせしが、偶々大正九年陸軍省より大正八年騷擾の際間島在住朝鮮人被害に對する救恤金として十萬圓下附ありたるに依り、本府は陸軍省並に外務省と協議の上之を各人に配付して空費せしむるより寧ろ永遠に且有効なる使途に充しむるを有意義と認め差當り防貧的社會施設として、間島朝鮮人民會内に朝鮮に於ける金融組合に準する金融部なる機關を設けしめ、主として細民階級に對し農事上必要なる資金を（主に農牛購入自作用土地購入食糧購入住宅費等に充當す）貸付する爲一人當最高限度を百圓金利を月歩五錢とし内地人二名朝鮮人二名の理事をして専ら業務に當らしめたるに貸付金の回收其の他業務一切の成績良好にして延帶の例少く一般鮮人より多大なる好感と感謝とを以て迎へられつゝあり。大正十五年九月現在貸出高二十五萬六千九百九十一圓也大正十三年前記間島救濟會の資金全部を本金融部に貸付し、金融部の資金を増額すると共に一層管

轄區域を擴張したり、又北滿地方に在りては大正十三年四月東支沿線海林に勸農會設立せらる、本會は會員二百名に對し農耕資金を低利に融通することとし、會員の拂込金千三百八十圓及東亞勸業公司より借入金二萬圓を以て業務を開始したるが事業當初より相當の成績を挙げ居たりし處、大正十五年四月二十九日の夜不逞鮮人四名の襲撃を受け偶々貸付用として哈爾濱朝鮮銀行より引出したる在金四百五十圓及大洋五千三百十九元を強奪せられたる爲、目下之が整理を行ひ再興の準備中なり、更に大正十五年度に於ては興京、通化、海龍等の各農務組合に對し補助金を下附し、その地方に於ける鮮農民に對し農資融通の途を講せしめつゝあり。

之等金融機關に對する補助金左の如し。

年 度 別	間島勸業會 補助金	海林勸業會 補助金	興京農務組合	通化農商組合	海柳農商組合
大正十一年度	1,300.00	1.00	1.00		
同 十二年度	6,317.00	1,000.00			
同 十三年度	2,500.00	2,500.00			
同 十四年度	2,000.00	2,500.00			
同 十五年度	1.00	2,000.00	1,000.00	2,500.00	2,500.00

五、農事獎勵に關する施設

大正十一年本府は農業技師を西北利亞及南北滿洲に派遣して各種の産業を調査せしめ以て、在外鮮人に對する産業政策に資し、以て奉天に於ける東亞勸業株式會社に對し、大正十一年度五萬圓、大正十二度三十四萬五千圓、大正十三年度二十萬四千五百圓、大正十四年度十五萬圓、大正十五年度十五萬圓の補助金を下附し、主として在滿朝鮮人に對し農事上必要なる土地の商租農事上必要なる低利資金の供給農事の改良小作人の收容等に充らしめたり、本社之資本金は貳千萬圓（拂込總額五百萬圓にして株主人員三十四名なり）其の事業成績を見るに。

い、土地經營所有地十二萬六千三百町步（此の投資金四百七十七萬五千圓）中水田面積左の如し。

奉 天 附 近	一、六六七町
蒙古公濟號農場	一二九町
東 山 農 場	二八八町
計	二、〇八四町

右に於ける朝鮮人小作人の數は六六五戸、二、五〇〇人（平年三萬石の收穫）

ろ、農業金融

前記各農場に於ける朝鮮人農業者の爲設けられたる金融機關に對する資金貸付額左の如し。

公太堡金融組合

協濟公司	
安東金融會	金 票 三九七、一二五圓
撫順朝鮮人金融組合	奉天票 一四六、一四六元
興京農務組合	現小洋 二、八二〇元
海林勸農會	
哈爾濱天農會	
は、副業獎勵	

鮮人小作人に對し製氷機百七十台を貸與し、その製品を會社にて買上げ又養豚莖草、杞柳栽培製作に従事せしむ。

に、教育衛生

公太堡に朝鮮人書堂及醫院を設け在住鮮人の教育保健に努む。

ほ、精米業

奉天に大規模の精米所を設け朝鮮人労働者を使用し各農場産の穀二萬石買収穀二萬石を精白す。

六 視察團の組織

國境外の朝鮮人をして朝鮮内地に於ける施設の改善、教育、衛生、産業、金融及交通の進歩發達、民

度向上の實況を周知する爲。

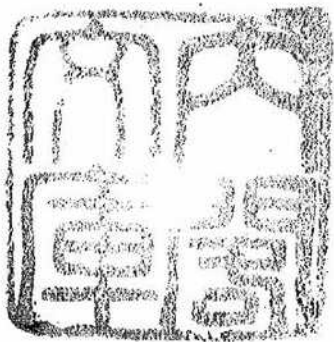
大正六年	間島地方在住鮮人	三十二名
同 七年	琿春地方在住鮮人	二十一名
同 九年	浦鹽地方在住鮮人	二十名
同 十年	琿春地方在住鮮人	五十名
同 十一年	長白通化地方在住鮮人	五十名
同 十二年	哈爾濱、間島、奉天、撫順地方在住鮮人	八十名
同 十三年	吉林地方在住鮮人	六十名
同 十四年	長白山、在滿朝鮮人會役員	四十一名
同 十五年	琿春地方在住鮮人	三十二名

を勸誘して朝鮮視察團を組織せしめ、之に對し本府補助金一千圓乃至二千圓を下附し外關係官公署銀行會社等に於て充分なる便宜を與へしめ、京城、平壤、釜山、大邱、仁川其他各都市村落に就き各般の文化的施設を視察せしめしか、之等の歸郷後其の感想録を徴したるに何れも地方在住鮮人の啓蒙撫育上裨益する處尠からざるものあり。

七 天圖鐵道に關する施設

・本鐵道は大正七年支那政府より施設の許可を受け日支合辦會社經營（日本人は大興合名會社と稱す）の下に大正十一年八月起工し、大正十二年十月以來地防（咸北道上三峰の對岸）龍井村間、龍井村、局子街間、龍井村、老頭溝間の運搬業務を開始せるものなり。

本鐵道の施設は圖們鐵道と相俟つて間島に於ける産業の開発に貢獻し移住鮮人の福利を増進すると共に接壤地方に於ける治安維持上効果尠からざるものあるも、日支合辦組織の關係上營業費支出多額に上り且つ借入金に對する利息の支拂を合する時は創業當時の本社として到底其成績を挙げ難きものあるを認め、本府は大正十六年度共投資額三百五十萬圓の年利六歩即ち二十一萬圓の半額十萬五千圓、大正十四年度十五萬九千圓、大正十五年度十三萬五千九百圓を下附したり。



朝鮮總督府

昭和二年十一月二十五日印刷
昭和二年十一月三十日發行

京城府蓬萊町三丁目六十二番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社